

ICD NEWS

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

創刊号
2002.1

目次

巻頭言 法務総合研究所長 坂井 一郎	1
ICD NEWS 発刊によせて 国際協力部長 尾崎 道明	6
新庁舎紹介	8
特 集	
法整備支援連絡会	11
～@閑話～	103
国際研修	
ベトナム国法整備支援研修	104
第14回ベトナム研修カンントリーレポート発表会	107
第15回ベトナム研修カンントリーレポート発表会	113
日韓パートナーシップ研修	129
現地レポート 国際協力部教官 丸山 毅	135
～国際協力の現場から～	141
お知らせ	
第3回国際民商事法シンポジウム	144

～ 巻頭言 ～

私にとっての「国際」とは



法務総合研究所

所長 坂井 一郎

法務省においては、平成6年以来、主として東南アジアの旧社会主義圏の国々に対し、その開放政策に伴い、緊急の課題となっている法制度の整備を支援する活動を行ってきました。そして、その一層の充実を図るため、昨年4月、これを専任するための組織として国際協力部が新設され、12月には、その本拠を新築成った大阪高・地検の建物内に移し、その活動を本格化させることになりました。その機会に、これら活動状況を、部内のみならず、これら活動にご協力いただいている部外の方々にも知っていただくという趣旨で、この度、この「ICD NEWS」を発刊することとしたものであります。願わくは、この冊子が、将来的には、単なる部内誌に終わることなく、できれば外部からの投稿等も得て、幅広い方々の支持を得られるよう、その一層の充実を図りたいと考えておりますので、関係する皆様の格別のご協力をお願いする次第です。

ところで、私が、国際協力部の活動を見ていてつくづく感じるのは、「援助」し、「援助」される関係というのは、本当に難しいものだと思います。その「援助」が、相手国の自発性を引き出し、その自立を助ける方向へ向かえばよいのですが、我々には全くその気はなくとも、それが「押し付け」と受け取られた場合、その効果が半減するにとどまらず、むしろ相手国の反発を招いて逆効果になることすら考えられます。況やその援助が優越感の表れと見られれば、悲劇的です。また、それぞれの国は、それぞれの歴史と伝統を背後に持っておりますから、これを無視することはおそらく不可能でしょう。ですから、「国際」的な関係というのは、お互いがかなりの気遣いをしなければ、なかなかうまくいかない、非常に微妙なものだと思います。ところが、最近の我が国の風潮においては、「国際」ないしは「グローバル」といえば、何かア・プリオリに美しく、素晴らしいもののように思う傾向があるように思われるのは、私のひが目でしょうか。むしろ、私にとっては、国際関係というのは、いささかの「危険」を伴う「不条理」な世界であるという印象を拭き切れず、この関係を良好に保つには、鋭い洞察力と非常な努力を必要とすると思っています。そして、私が、そのように感じるのは、おそらく私の「外国」というものに対する「原風景」が関係しているように思われます。そこで、以下、この私の「原風景」を理解していただくために、若干の「昔

話」をお許しいただきたいと思います。

私が、最初に外国ないしは外国人に接したのは、小学校入学前後のことです。私は、終戦直後から高校卒業まで、当時の福岡県門司市（今の北九州市門司区）で過ごしました。そのころの門司には、いわゆる「進駐軍」が駐屯していたばかりでなく、私が小学校に入学した昭和24年には、朝鮮戦争が始まり、門司はその前進・兵站基地の役割も果たしておりましたから、多くのアメリカ軍兵士が、門司を中継地として朝鮮半島へ出征し、そのため電車を走る戦車、パイロットの顔が見えるくらい低空を飛ぶ飛行機あるいは関門海峡を行き交う軍艦・潜水艦などは、私にとって、いわば見慣れた風景でした。そして、学校にも時々アメリカの軍人などが視察に来ておりましたので、これが私にとって最初の外国ないしは外国人と接する機会になりました。しかし、この時はただ遠くから眺めているだけで、本当の意味で外国人と接したということにはならないかもしれません。

その後、私は、ほとんど外国ないしは外国人とは何の縁もない生活を送っておりましたが、たまたま法務省に検事在外研究という制度が設けられたおかげで、昭和50年（1975年）2月から7月まで、当時の西ベルリンの地方裁判所検事局に派遣されるという幸運に恵まれ、この時初めて本格的に外国及び外国人に接することになりました。ところが、ご承知のとおり、当時のドイツは、未だ統一前ですから、東西に分割されており、その中でもベルリンは、法形式的には、第二次世界大戦の戦勝国である米、英、仏、ソ連の4か国の占領下にあり、このうちソ連占領地域が東ベルリン、米、英、仏三国の占領地域が西ベルリンと呼ばれていたのです。しかし、西ベルリンにおいても、各国の占領地域は明確に区分けされており、その点では、東ベルリンと変わりはなく、その占領地域には、当然ながら、各国の軍隊が駐留し、各司令官の公邸が実に立派であったことが印象に残っています。また、私が最初に止宿した先は、英国占領地区にありましたが、たまたま買い物が出てらに散歩に出たところ、石畳の美しい舗道の上を、英国の「ユニオンジャック」の旗をはためかせた戦車が傍若無人に進行し、しかも、指揮官が戦車の上蓋のところから顔を出し、辺りを睥睨している姿を見て、度肝を抜かれてしまいました。私は、先程述べたように、子供時代に進駐軍の戦車はしばしば見ていましたが、まさか戦後30年も経ってドイツでこのような姿を見らると思ってもいませんでした。

その後、ベルリン滞在が進み、色々な人から話を聞く機会が増えるに従って、いわゆる分断国家というものが、どのようなものであり、そもそも国家とは何であるかを様々な形で考えざるを得ない場面に出くわしました。そこで、思いつくままに、そのうちの二、三の例を挙げてみましょう。

私が、西ベルリンに着いて間もなく、最初の止宿先を訪ねて挨拶をしたところ、その日の夕刻から、その家の主、たしか大学の行政部門の責任者をしている人だったと思いますが、この人が車で西ベルリンと東ベルリン及び東ドイツとの境界地域を案内してくれました。ベ

ルリンの境界といえば、我々はすぐに東西ベルリンを隔てる「壁」のことを思い浮かべますが、当時、西ベルリンが「赤い海に浮かぶ孤島」と呼ばれていたことから分かるように、西ベルリンは東ベルリンとだけではなく、東ドイツとも境界を接していたのです。ですから、ベルリンの壁の異様さもさることながら、むしろ、私にとっては、この東ドイツとの境界地帯の一種独特の薄気味の悪さの方が強烈な印象として残っています。この境界線は、鉄条網で囲まれ、その境界部分の何百メートルかは非武装地帯になっており、ここには地雷が埋められているとのことで、しかも所々に「HALT ODER SCHIESSEN」（止まれ、さもなければ撃つぞ）という看板がありました。私は、夕暮れの中に沈むこの境界線を周回する道路のうす暗さとその看板の異様さ、それと彼方にうっすらと浮かぶ「ポツダム」の町の薄明かりのものの悲しさを今でも鮮明に覚えています。

また、確かこの東ドイツ地区には、元ナチス副総統ルドルフ・ヘス一人を収容している刑務所がありました。ヘスは、戦争初期にイギリスと和平交渉をすると称して、単独で飛行機を操縦してイギリスに渡り、そのまま身柄を拘束されてしまったという変わった経歴の持ち主ですが、戦後戦犯として終身刑の判決を受け、この刑務所に収容されていたのです。なお、ヘスは、1987年8月、この刑務所内で首吊り自殺を遂げております。しかし、当時はまだこの刑務所に収容中で、これがこの刑務所の唯一の囚人でありましたから、「世界で最も費用のかかる囚人」と呼ばれておりました。ですから、ヘスをどこか別の刑務所に移し、この刑務所を閉鎖しようという議論は常にあったようですが、それをしないのは、ベルリンに対する4か国占領の象徴としての意味があるからということのようでした。つまり、この刑務所の運営は、占領4か国の合同司令部の管理の下に、これら各国の軍隊が交替で行っており、そのため西側の軍隊が堂々と東側に入ることができるのは、この場合だけでしたので、西側の3か国も、象徴的な意味で、この権限を手離そうとしないと言われておりました。

個人レベルの話としては、次のようなこともありました。当時、西ベルリンの人達は、東西ベルリン間の取り決めに基づき、確か月に一度、一定の日に、大きさと規格の決まった箱に、その中に入るだけの日用品や食料を詰め、これを郵便局を通じて東ベルリンに住む親族に宛てて送ることができるという仕組みになっていました。私の止宿先の奥さんも、東ベルリンに親族がいて、毎月この小包を送っているようで、私も一度これに付き合っって郵便局へ行ったことがあります。郵便局には、同じような人がたくさんいて、黙々と小包を出しておりました。そして、その行き帰りに、その奥さんから聞いたところによると、その奥さんは、たまたま壁ができた日に西ベルリンにいた親族のところに遊びに来ていて、そのまま東ベルリンにいる親族と別れ別れになったということでした。またベルリンがこのような状況にあるのは、ソ連の所為だけではなく、西側諸国もドイツが分割されていることに利益を感じているためであり、したがって将来も統一は非常に難しいのではないか、という複雑な胸の内を話してくれました。私は、それまで、浅薄にも、ドイツ分割は、ソ連によるごり押しがその原因だと漠然と考えておりましたから、この考えには胸を突かれる思いがしました。ですから、その後ベルリンの壁が崩れ、ドイツ統一ができたときには、改めて時代の流れを感じ

たものです。

また、私は、一度だけ、当時ベルリンの日本総領事館の領事をしておられたN検事に連れられ、当時の東西ベルリン間唯一の合法的交通路であったいわゆる「チャーリー・ポイント」と呼ばれる検問所を越えて東ベルリンへ入ったことがあります。当時の東ベルリンは、戦争で破壊された建物も修復されることなくあちこちで放置されており、何となく古ぼけて薄暗く、陰気であるように思われました。しかも、私たちが行く先には、どこからともなく秘密警察あるいは政治警察とおぼしき私服・制服姿の者が寄ってきて、こちらの様子を窺ったりするものですから、妙な緊張感を覚えた記憶があります。

また、私は、ベルリンからミュンヘンまで車で旅行したことがあります。この時は、当然ながら、東ドイツ領内を通って行くのです。その際、車窓から見える東ドイツの風景は、何となく荒涼としており、しかも、座席の前に座った老夫婦が、日本人と分かった私に対し、その風景の中に点在する古びた家と新しい家とを交互に指し示しながら、古い家は、「あれはドイツ人の家」、新しい家は、「あれはロシア人の家」と皮肉っぽく説明してくれ、ドイツ人のソ連に対する感情をはしなくも窺い知ることができました。また東ドイツから西ドイツに入る「国境」地点では、長く車が止められ、色々な制服の東ドイツ、ソ連両者の政治警察と思われる者が乗り込んできて、何度もパスポートを調べられ、しかも国境地帯の小高い丘の上に高い監視塔があって、そこから機関銃を持った兵隊が何人もこちらを窺っていますから、何とも言えない薄気味の悪い思いをしました。ですから、車が西ドイツ領内に入って、建っている建物の色が急に明るくなるのを見たときには、非常にほっとした気持ちになったのを思い出します。このほかにも、分断国家ないしは国家の意味を考えざるを得ないことがしばしばありました。

そして、これらが、私にとっての「外国」というものに対する「原風景」なのです。しかし、だからと言って、私が「外国」に対して拒否反応を持っているとか、排外的な気分を持っているなどと誤解しないで頂きたいと思います。もちろん、私は「外国」について、素晴らしい思い出もたくさん持っており、排外的になる理由など全くありません。むしろ、私としては、そうであるからこそ、我々が「法整備支援」のため、外国と関わりを持つ際には、最大限の気配りと自制が必要であると言いたいだけなのです。また、日本が国際的な関係抜きには、生きていけない国であることは自明の理です。ですから、国際関係が重要であることは百も承知しておりますが、そのためにも、自国の置かれた状況を客観的に見つめるとともに、相手国の実情に配慮し、その比較の上で何が最善かを常に問い直す客観的で自制のきいた対応が必要だと言いたいだけなのです。

その一方、個人間の関係については、また別の話になるのかもしれませんが。いささか唐突ですが、かつては「日本人は、察する民族だ」という言い方をよくされました。これは、おそらく、日本はほぼ同じような民族で構成された、農耕主体の互いに密着した生活形態をと

っているのです、余り明確な意思表示をしなくても、お互いがお互いの気持ちを「察して」行動し、言葉を多用しなくとも、お互いを理解することができる、というようなことを言いたいための言葉ではないかと思えます。しかし、私は、これが日本人の専売特許だとは到底思われません。私がベルリンで最初に止宿させてもらった先の家族や、その後間借りしていた先のおばあさん、あるいはお世話になったベルリンの検事さん達のことを考えますと、これらの人達は、良く「察して」行動してくれる人達でした。もちろんこれらの人達は、ドイツ人らしく、言うべきときは、はっきり物を言いますが、その他の場面においては、日本人以上に本当に良く「察して」行動してくれました。もちろん、これは私が遠来の客であるためのホスピタリティという側面がなくはないと思うのですが、それだけではないようにも思えます。特に私が間借りした先のおばあさんなどは、こちらが落ち込んでいるときは、そっと見守るか、黙ってコーヒーに誘ってくれ、嬉しいときには一緒に喜んでくれました。あるとき、何かのお礼に多少多めの家賃を払ったところ、私がおばあさんの気持ちを理解したことが嬉しいと言って、涙を流して喜び、その後は増額したその家賃以上の出費をしてあれこれ気を使ってくれました。

このようなことを考えますと、「察する」という能力は、民族性も幾らかは関わっているかも知れませんが、むしろ当該個人の努力と資質の問題の方が大きいように思われます。その後色々な機会に外国人に会うことがありましたが、どの国の人でも「察して」行動できる人はできますし、できない人はできません。少なくとも、日本人だけが「察する民族」だとうぬぼれるのは大間違いだと思いますし、むしろ、最近の日本人は、この能力がかつてに比べて非常に低下してきているのではないかといささか心配に思うことがあります。

それはさておき、以上のようなことから、私の「国際」観をまとめますと、国家対国家の関係においては、我々は、自国の状況を踏まえた冷静かつ客観的な判断が必要だと思う一方、個人対個人の関係においては、これまで以上にお互いがお互いの気持ちを「察して」行動することに今以上の努力をすべきだと思うのです。特に、初めて遠方から日本へ来た人達は、それだけでも非常に不安に思うものであることは、我々が外国へ行ったときのことを考えれば、容易に想像がつくことです。つまり、国家と国家との関係と個人と個人との関係は、ある意味で峻別して考える必要があると思うのです。体制が悪いからと言って、個人まで悪いと思うのは間違いですし、個人が良いからと言ってその体制がよいということにはなりません。逆もまた真で、これは考えてみれば、当たり前のことですが、国際的な交流の中においては、我々は、しばしばこれを混同しがちであるよう思えます。ですから、時には、それが国家対国家の関係なのかあるいは個人対個人の間なのかを、時々立ち止まって考えてみることも無駄ではないのではないかと思います。

以上、ICD NEWSの発刊に当たり、一言、感想を述べさせていただきました。最後に、改めて、国際協力部の活動について、関係する皆様のご協力を心からお願いします。

法務総合研究所国際協力部長 尾崎道明

昨年4月、法務省法務総合研究所に法整備支援を専門的に担当する部署として国際協力部が新設された。新設とともにその部長を命じられ、法整備支援に携わるようになって1年近くが経とうとしている。

当部の新設の経緯とその活動の内容及び今後の課題については、昨年9月に開かれた法整備支援連絡会での法務総合研究所小貫芳信総務企画部長のあいさつや私の報告に述べられており、本号にその内容が収録されているので、繰り返しを避けるが、初めて法整備支援に従事するようになって驚いたのは、その活動が想像していた以上に広がりを見せており、研修やセミナーが数多く開催され、当所と国際協力事業団が共催する法整備支援連絡会も既に3回を数えるという事実であった。

法務省の活動だけをとってみても、平成6年（1994年）以来、ベトナムに対する支援を嚆矢として、対象国及び支援内容の双方において、年を追って飛躍的といってもよいほどその規模が拡大して現在に至っているのである。

この間、それまでなじみのない国の法制とその運用を調査し、その国の司法省関係者や実務家との関係を築き、支援内容を企画して実施してこられた学者、実務家、法務省関係の諸先達、財団法人国際民商事法センター、国際協力事業団その他の方々の御尽力には、誠に頭が下がる思いである。

当部に与えられた使命は、このように発展してきた法整備支援活動を一層充実させていくことである。

そう考えて試行錯誤を続ける毎日であるが、その中で痛感しているのは、情報の蓄積と分析、そしてその発信の重要性である。法務省をとってみても、折に触れて、関係者が論文を各種雑誌に寄稿しているが、その時々それまでの活動を振り返るものであって、継続的に活動成果を記録し、分析していくというものではない。また、これら数少ない論文は、法整備支援活動の紹介を主たる目的とするものであり、例えば、ある国についての調査結果や支援活動の内容及び成果を詳細に知りたいという要求には必ずしもこたえるものではない。

本誌は、このような状況を克服するために企画されたものである。その目的は、法整備支援活動に伴って得られた情報を共有し、これを利用して、その上に一層効果的な支援を積み上げていくための情報媒体となることである。

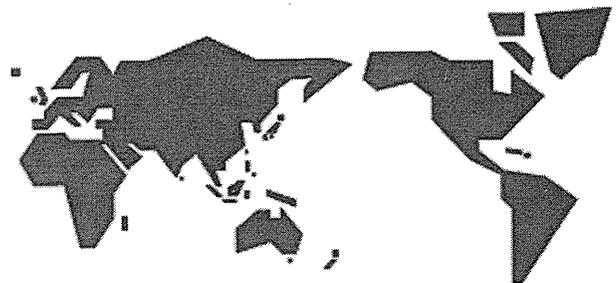
そのため、各国法制の調査結果や外国の関係者を我が国に招いて行われる研修やセミナーへの参加者による各国法制に関する発表の内容等、法整備の実情に関する第1次資料とでもいべきものも、できる限り収録したいと考えている。

もとより、情報には分析が不可欠である。これらの第1次資料を分析して、生きた理論に

より今後の方向を示す論考が多く生まれ、それがまた本誌に登載されることを心から期待している。本誌が広げる輪の中から、法整備支援の様々な「かたち」が生まれ、発展していくことを願う次第である

創刊号には、特集として、上記第3回法整備支援連絡会の記録を登載した。三ヶ月章東京大学名誉教授（法務省特別顧問）を始めとする方々の報告、ヴェトナム最高人民裁判所ホアン・カーン副長官による講演、森島昭夫名古屋大学名誉教授による基調講演など、いずれも貴重なものであり、御活用願いたい。

最後に、この場を借りて、当部の活動に御支援をいただいている方々に改めてお礼を申し上げるとともに、本誌を含めた当部の活動に引き続き変わらぬ御指導・御協力を賜ることをお願い申し上げる次第である。



～ 新庁舎紹介 ～

大阪中之島合同庁舎完成－法総研国際協力部大阪へ移転

法務総合研究所国際協力部は、法務省が実施する「法整備支援」事業を専門的に取り扱う部署として、平成13年4月に新設され、以来、東京・霞が関の法務省赤レンガ棟で執務してきました。

この度「大阪中之島合同庁舎」（以下、新庁舎といいます。）の完成を機に、国連アジア極東犯罪防止研修所（東京都府中市に所在し、国連との協定に基づき刑事司法分野の国際研修等を実施しています。以下、アジ研といいます。）大阪分室などとともに、平成13年11月、新庁舎に入居したのです。

新庁舎は、老朽・狭隘化した大阪高等検察庁や大阪地方検察庁などの入居していた大阪市北区西天満の「大阪法務合同庁舎」を建て替える形で、同市福島区福島の大阪大学医学部付属病院跡地（以下、阪大病院跡地といいます。）に、地上24階、地下3階、総床面積65,000㎡の規模で着工以来およそ3年半の歳月をかけて新築されたものです。

阪大病院跡地利用構想検討委員会は、「国際経済文化都市構想」に基づき国際的な活動を行っている機関による利用を提唱しており、アジ研大阪分室及び当部も入居する新庁舎がこの地に建設されることとなったのです。

当初は、「大阪第5地方合同庁舎・大阪法務総合庁舎」と呼ばれていたのですが、あまりにも長ったらしい名前ですので、もっと親しみやすい名前にしようということで、新庁舎の所在する「中之島」にちなんで名付けられたのです。ここは、大阪の文化・ビジネスゾーンを代表する「中之島地区」の中央からやや西寄りのところで、堂島川・土佐堀川をはさんで大阪随一の老舗ホテルと対峙するような形で24階建ての偉容を見せ、堂島川沿いにはスーパー堤防が設けられ、「川と街」が水辺で調和した街づくりが計画されているなど、「水の都・大阪」を象徴するロケーションとなっています。

新庁舎は、デザイン的には、法務省本省などが入居している中央合同庁舎6号館が「水平」を意識したものとなっているのに対し、南側を流れる川面との対比で「垂直」を強調したデザインで、シルバーと黒のツートンカラーの外装でキリリとシャープな印象です。

建物中央には吹き抜けが設けられ、内部空間にも十分な採光が確保され、質の高い居住性が確保されています。最上階の24階には談話室が、1階には食堂や売店などの福利厚生施設も設けられています。

国際協力部及びアジ研大阪分室関係の施設としては、4階に国際協力部長室、教官室、客員専門家執務室、専門官室、図書室などがあります。また、2階には、4か国語の同時通訳設備や大型プロジェクターなど最新の映像・音響機器を備えた86席（固定座席のみの場合）・約350㎡の国際会議室やセミナー室などをそれぞれ設けています。この国際会議室では、

補助席や傍聴席を設ければ100人を超える規模の国際会議も開催することができるのです。

国際協力部は、これまで東京を拠点として、ヴェトナム、カンボディア、ラオスなどの国々に対する「法整備支援」研修などを実施してきたところですが、今後は、ここ大阪を拠点に、これまで以上に関西地方の各界の御協力を得ながら研修の充実に努めていきたいと考えています。また、国際会議室を活用して国際シンポジウムなども開催し、研究・研修の成果を積極的に発信していく場にしたいと考えています。

支援の要請国は、ウズベキスタン、インドネシア、モンゴルなどどんどんと広がっています。私たちとしては、そのすべてに答えていきたいところですが、当然のことながら予算面でも人的にも制限があります。また、非常に厳しい国家財政の下、平成14年度においてはODA予算の一律10パーセント削減が実行されます。

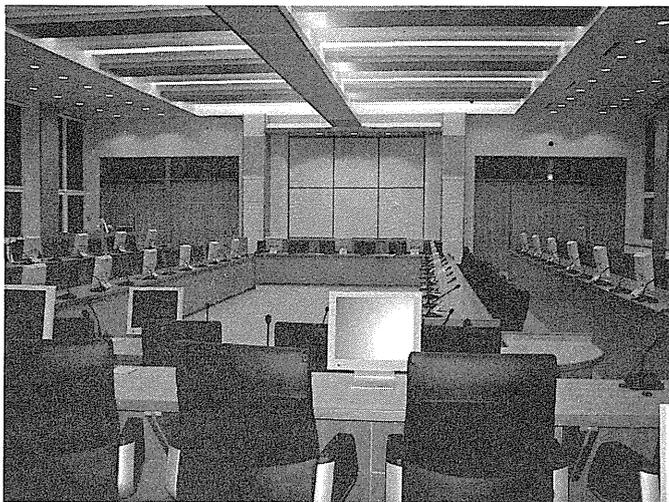
そのような状況下ではありますが、これまで以上に成果の上がる研修を実施していく必要があります。新しい酒は新しい皮袋にという言葉のとおり、この新庁舎を我が国の法整備支援事業の拠点として最大限活用し、これまでのやり方にとらわれることなく、何でもチャレンジの精神で、年々高まる我が国に対する諸外国の期待に応えていきたいと思えます。

この紙面をお借りしまして、関係各位の一層の御理解・御支援をお願いする次第です。

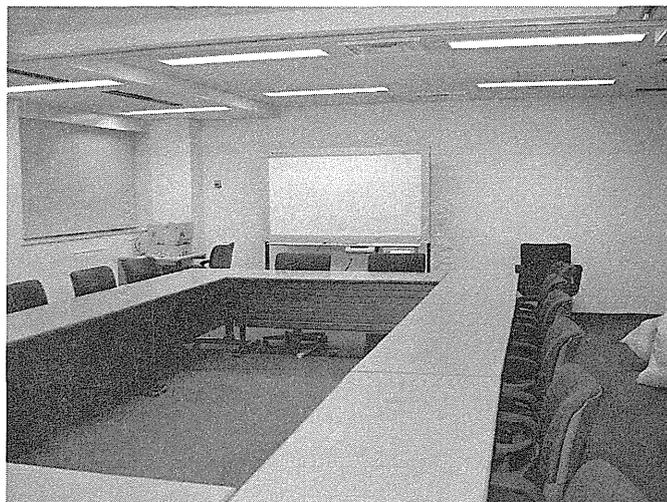
(統括国際協力専門官 平川貴洋)



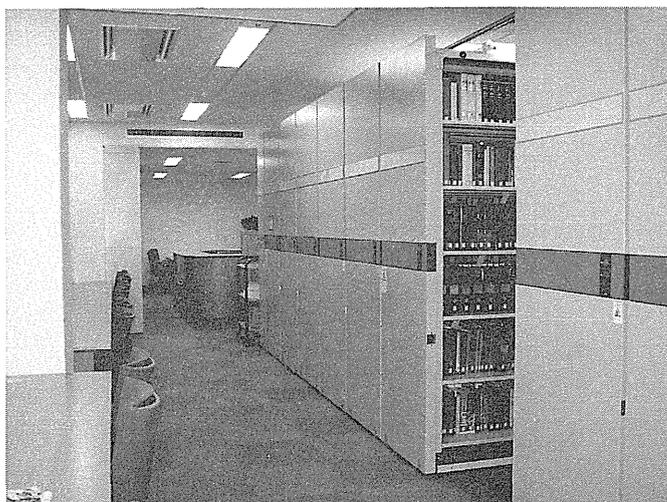
大阪中之島合同庁舎



国際会議室（2階）



セミナールーム（4階）



図書室（4階）

～ 特集 ～

第3回法整備支援連絡会(平成13年9月13日開催)

法務総合研究所では、アジアの開発途上国を対象として、平成6年度から、関係機関の皆様の御協力を得ながら、民商事法分野における法整備支援活動を行ってきました。

当所を含め、我が国の関係機関による法整備支援活動は、アジア諸国に広く受け入れられるとともに、着実にその実績を重ねて来ましたが、これに伴い、我が国における法整備支援の在り方と今後の基本方針、それに携わる人材の確保と育成及びその間の連携、外国機関・国際機関との連絡・協調、またこれまで行ってきた活動に対する評価などについて、関係者が協議検討し、共通の認識を持つことがますます重要となっていると考えられます。

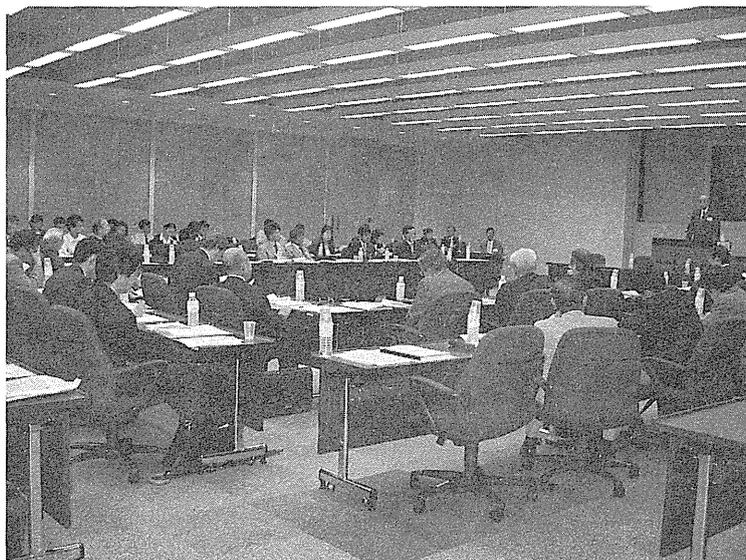
このため、当所は、法整備支援について関係機関が協議検討する場として、国際協力事業団(JICA)と共催で、法整備支援連絡会を開催してきました。

第1回は、平成12年1月に法務省大会議室において開かれ、法整備支援に携わる関係者が一堂に会して、それぞれの機関の概要及び活動についての報告や質疑を行い、第2回は、平成12年10月に JICA 国際協力総合研修所において開かれ、法整備支援の基本方針に関し、「ODA による法整備分野の援助戦略について」と題するディスカッションペーパーを基にして、支援対象法領域や対象地域についての協議がなされました。

第3回に当たる今回は、国内から35機関、計96名の参加を得、浦安市にある法務省浦安総合センターにおいて、三ヶ月章東京大学名誉教授を始めとする関係者の報告、当所において招へいたしたヴィエトナム最高人民裁判所副長官ホアン・カーン氏による講演、名古屋大学名誉教授森嶋昭夫氏による基調講演が行われた後、協議が行われました。

連絡会当日のプログラム、参加者名簿、記録及び法整備支援関係機関調査票をここに収録しました。法整備支援活動の現状と課題を知る上で有益なものと考えますので、掲載した次第です。御参照いただければ幸いです。

(主任国際協力専門官 戸根省吾)



第3回法整備支援連絡会記録

開催日時 平成13年9月13日(木)午後1時37分～午後5時48分
開催場所 法務省浦安総合センター A 1 教室

目次

開 会	1
法務省法務総合研究所小貫総務企画部長あいさつ	1
国際協力事業団諏訪理事あいさつ	3
東京大学三ヶ月名誉教授報告	6
日本弁護士連合会国際交流委員会矢吹副委員長報告	10
名古屋大学鮎京教授報告	13
法務省法務総合研究所国際協力部尾崎部長報告	17
講 演 ヴィエトナムの法整備に対する国際協力 (ヴィエトナム最高人民裁判所副長官 ホアン カーン氏)	23
基調講演「法整備支援をめぐる国際的動向と法整備支援活動の課題と展望」 (名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫氏)	28
協 議	41
資 料	
プログラム	65
参加者名簿	66
法整備支援関係機関調査票	68

開 会

○司会（平川統括専門官）

大変長らくお待たせいたしました。ただいまから第3回法整備支援連絡会を始めたいと思います。

開会に先立ちまして、法務省の方で招へいしておりますヴィエトナム最高裁判事お二方を御紹介いたします。まず、ヴィエトナムの最高人民裁判所副長官のホアン・カーンさんです。そして、同じくヴィエトナムの最高人民裁判所民事部判事でありますチュ・シュアン・ミンさんです。カーン副長官には、後ほど講演していただく予定にしております。それでは、これから第1部に入りたいと思いますが、第1部の司会は、法務総合研究所国際協力部の統括国際協力専門官をしております私、平川貴洋が担当いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

法務省法務総合研究所小貫総務企画部長あいさつ

○司会（平川統括専門官）

初めに、法務省法務総合研究所総務企画部長の小貫芳信からごあいさつを申し上げます。小貫部長、お願いいたします。

○小貫（法務総合研究所総務企画部長）

法務総合研究所の小貫でございます。

本日は、本来であれば所長が出席してごあいさつを申し上げるところでございますが、どうしても外せない所用がございまして、私が代わりにあいさつを申し上げる次第であります。

本日は、お忙しい中、しかも、都心からはやや遠い浦安研修センターに多数の方々にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、法務省では、平成11年度から国際協力事業団（JICA）と共催いたしまして、法整備支援活動に関係するの方々にお集まりいただいて法整備支援連絡会を開催してまいりました。その目的は二つございまして、一つは法整備支援に関する情報の交換であり、もう一つはその支援のあり方に関する意見の交換ということであります。本日は、ここにその第3回目を開催するという事になったわけです。

法務省では、平成6年度から法務総合研究所を中心といたしまして民商事法分野の法整備

支援活動を行ってまいりましたところ、アジア諸国から法整備支援の要請はますます増加の傾向にあります。そこで、これらの要請への対応を一層充実させたいという考えから、本年4月、法務総合研究所に、この法整備支援を専門に扱う部署として国際協力部を新設し、その体制を強化したところでございます。国際協力部の活動につきまして、今後、皆様のますますの御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

ところで、我が国の法整備支援活動は、関係者の御努力によりまして支援要請が毎年増加しておりまして、着実に成果を上げていることがうかがわれるところでございます。支援要請の増加に伴いまして、今後は、我が国が法整備支援を更に効果的に行うためには、様々な点に注意する必要があると思います。まず一つ目は、その基本的な考え方を十分検討する必要があるということです。二つ目は、支援活動に従事する人材の確保と育成です。三つ目には、国内関係者の連絡協調を図り、さらに、外国機関、国際機関等の活動を把握し、従前にも増して、これらとの連絡協調等に十分な意を用いる必要があります。また、法整備支援活動の成果につきましても、他の支援分野と同様、その的確な評価とこれを踏まえた不断の見直しが求められております。今回の連絡会におきましては、主としてこれらの点について意見を交換することとしたいと考えております。

なお、先ほども御紹介がございましたが、折からヴェトナム最高人民裁判所副長官のホアン・カーン氏が来日中でありまして、今日御出席していただいております。カーン副長官には、ヴェトナム司法改革等の動向と法整備支援に関して発表していただくことにしております。貴重なお話をいただけるものと思っております。

皆様には、協議等において積極的な御発言をいただきまして、この会議が実り多いものになることを心から期待しております。

最後になりましたが、この場をお借りしまして、法務省及び法務総合研究所に対する皆様の日ごろの御理解と御支援に感謝申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○司会（平川統括専門官）

ありがとうございました。

国際協力事業団諏訪理事あいさつ

○司会（平川統括専門官）

続きまして、国際協力事業団理事の諏訪龍様からごあいさつを頂戴いたします。諏訪様、お願いいたします。

○諏訪国際協力事業団理事

国際協力事業団（JICA）の理事をしております諏訪でございます。

本日、JICA、法務省共催、財団法人国際民商事法センターの御後援をいただきまして、第3回法整備支援連絡会の開催が実現いたしました。私どもにとって大変うれしく存じている次第でございます。

また、この場をお借りしまして、冒頭、日頃からJICAの途上国支援事業に対する皆様方の御理解と御協力に対し感謝申し上げる次第でございます。

さて、前回の第2回法整備支援連絡会では、法整備支援の基本方針に関し議論が行われました。1994年から開始されました我が国の政府開発援助ベースでの法整備支援が年々、量、質共に拡充している中で、なぜ法整備支援を行うのか、また、どのような援助戦略に基づいて法整備支援を行うかなどについて、関係機関の方々とは有意義な議論ができ、また、共通の認識を持てたかと思えます。

本日の第3回連絡会では、先ほども御紹介がありました三つのテーマについて議論をいただくことにしております。私どもの立場から見ましても、この三つのテーマは非常に大きな意味を持っているということが言えるかと思えます。もちろん法整備支援の対象地域、あるいは分野というものは極めて広まってきております。それに伴い、これに携わる人材の育成と確保、これはこの分野に限らず、現在の私どもの技術協力にとっても大きな課題となってきております。

それから、二つ目の、ほかの国際機関あるいはドナーとの連携・協調のあり方、このことも、特に貧困対策等においては極めて重要で、国際協調の中で実施していかなければいけない、こういう環境でございます。これも非常に大きな、また、大事なテーマとなっている次第でございます。

さらには、成果の評価、御承知のとおり国内においても、より成果の大きな、あるいは効率性の高い、効果の大きな、そういった事業を行うべしというのが現小泉内閣の基本方針でございます。政府開発援助についても、まさに同じようなことが求められてきております。より効率性とアカウンタビリティの高い事業を推進していくということが、私どもJICA

に課せられた今日的な課題でございます。

本日の午後、御議論いただくわけでございますが、それに何らかの参考になろうかと思ひまして、現在 J I C A が実施しております支援事業、ヴェトナム、カンボディア、ラオスを中心に最近の動向について御報告をさせていただきたいと思ひます。

まず、ヴェトナムについてでございますが、現在、個別立法作業への助言、あるいは民法改正に関する共同研究を含む法体系整備への指導及び法曹人材養成を3本柱にして活発な支援を展開してきております。ここで、最近の新しい動きとして幾つかの事例を紹介したいと思ひます。

初めに、援助協調に対する積極的な参画の事例でございます。現在、国連開発計画（UNDP）が中心となって、リーガル・ニーズ・アセスメントを進めております。このねらいは、ヴェトナムの法律制度の現状を調査し、その充実と改善のためのニーズを把握し、今後10年間の整備戦略及び国際支援を整備するプロジェクト、あるいはプログラムでございます。このプログラムには、J I C A 派遣の長期専門家4名が、法律家養成分野チーム等の4つのチームすべてに参加しております。本レポートの取りまとめに指導的な役割を果たしているということでございます。このことを通じて、日本の行っております法整備支援の成果、特徴も、他のドナーに理解されていくことになろうかと存じております。

次に、法曹人材養成支援においては、より具体的な支援が行えるようになってまいりました。これまでの現状分析に基づいて、現在派遣されている専門家が裁判官マニュアル等の教科書作成について積極的な助言、指導を行っております。

次に、カンボディアでございますが、民法、民事訴訟法の起草を軸に協力を行っているところでございます。カンボディアの実情に即した法案作成を行うため、日本側作業員による入念な現地調査を行い、両法案のクメール語条文起草を支援しております。本年2月にカンボディア司法省からお二人の次官が来日しております。私自身も直接お会いし、お話を伺いました。このような現地ニーズに配慮した、行き届いた日本の支援のやり方、方法について、非常に高い評価と深甚なる謝意が表明されておりました。また、カンボディアにおいては他ドナーとの調整にも十分な時間と労力を割いてまいりました。

特に昨年、カンボディア閣僚評議会が世界銀行の支援を受けて作成しました司法改革行動計画、通称MAP（Master Action Plan）と言っているそうでございますが、その原案に対して我が国としての基本的な考え方及び作業の進め方について問題点等を指摘し、本件内容の見直しの必要性を表明し、理解が得られたところでございます。

さらに、カンボディアでは、日本弁護士連合会による小規模開発パートナー事業、これは J I C A が新しいスキームとしてやっている事業でございますが、それが実施されておま

す。現地でのセミナーなどを通して、極端に不足している弁護士の育成を支援するという
とでございます。

最後に、ラオスについて少し触れたいと思います。平成10年度からいわゆる国別特設、
日本での研修、本邦研修及び現地セミナーを実施してまいりました。この成果を踏まえて、
中期計画に基づいた継続的協力を行うように平成13年1月に森嶋名誉教授を団長とするプ
ロジェクト形成調査団を派遣し、ラオス司法大臣、検事総長、最高裁長官等との整備方針に
ついての協議を行いました。これを受けて平成13年度は基礎人材育成を行っております。
法務省から3名のアドバイザー専門家を派遣していただき、協力の本格実施に向け、ラオス
側関係者と共同で今後の協力計画を策定するための業務を実施しているところでございま

す。以上、3か国について若干触れましたが、そのほか、モンゴルやウズベキスタン等に対す
る協力も、研修員の受け入れや専門家派遣を中心に徐々に拡大しつつあるところでございま
す。

以上の活動報告からもお分かりのとおり、支援内容はますます知見と工夫を必要とするも
のが増え、その支援成果も確実なものとするためには、本日の協議テーマである先ほど申し
上げました3つの課題の検討が不可欠だろうということでございます。本日午後の皆様方の
活発な御検討を期待するものでございます。

最後に、本日の連絡会の成果が実り多いものとなりますよう、また、今後、法整備支援が
ますます発展していきますよう祈念いたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

○司会（平川統括専門官）

ありがとうございました。

東京大学三ヶ月名誉教授報告

○司会（平川統括専門官）

それでは、引き続きまして4名の方から御報告を頂戴することといたしております。

まず初めは、元法務大臣であり、東京大学名誉教授であります三ヶ月章先生からお話を頂戴いたしたいと思っております。三ヶ月先生、よろしく願いいたします。

○三ヶ月東京大学名誉教授

御紹介をいただきました三ヶ月章でございます。

与えられた時間が10分ということでございますが、私、どういう資格でお話をするのがいいか、いろいろと考えているわけでございます。この名札には法務省特別顧問という肩書きで私はここに出てまいったわけでございます。先ほど来、お話のございました法務省の法総研、特に府中アジ研と新しくできました国際協力部、これもやはり法務省の非常に重要な一環でございます、非常に深くかかわっているということが一つございます。

しかし、同時に、私はまた他にもいろいろな肩書きがございます、法務省と一体と申しますか、それを資金面で御援助申し上げると申しますか、お手伝いをしておりますものに国際民商事法センターという組織がございます。これは会長が元住友商事の名誉会長の伊藤さんでございますし、理事長は元検事総長の岡村さんでございますが、その下に特別顧問というのがございまして、豊田章一郎氏と私が特別顧問という形で非常に深くこれに関与しているわけでございます。

もう一つの資格と申しますのが、実は今度は、もう30年以上前から、本当にこういう会が形をなす前から、アジアの法律の交流ということを一生涯やってまいりました全くのNGO組織といたしましてローエイシアという組織がございます。このローエイシアという組織がだんだん大きくなってまいりまして、これは全く政府とは関係がないとは申しまして、実は最近ではローエイシア大会の時には最高裁判所長官会議というのを並行して行われております。開会式、閉会式は全部、アジア中の最高裁判所長官が出て、また、そこでのディスカッションの関連のところにも出てくるという状況であります。そして、このローエイシアというものを日本で盛り立てようではないかということで、そのローエイシアのメンバーと申しますか、お金を出してこれを支援しているのが日本ローエイシア友好協会という、これは全くのNGOでございます。私は、その会長という資格でもございます。

さらに申し上げますと、法律家の中でも裁判官、検察官、弁護士、公証人、それに学者、これのシニアの者を集めております日本法律家協会（日法協）というものがございまして、

私は実はその法令副会長を仰せつかっておりまして、主に国際協力、その他の委員会活動の責任者ということになっているわけでございます。

実は今日、法務省の方からお話ございましたのは、主として、その中でも国際民商事法センターの活動状況とローエイシアの活動状況を話していただきたいということでございましたが、実は日法協の方からも、このところにやはり国際協力関係の仕事がございまして、私は、その日法協の国際協力関係の委員会の仕事もさせていただいているわけでございますが、この話もしていただきたいということでもあります。

今申しました3団体が、いずれも本日ここに代表者を送っておられます。例えばローエイシアの方では常務理事お二方、鈴木さんと熊倉さんが来ておられます。国際民商事の方からは、事務局長の金子さんがお出ましになっておられます。それから日法協、これは同時に日弁連も兼ねてではないかと思えますけれども、中根さんがお出ましになっておられます。いずれまた、具体的な協議の場になりますと、むしろ私からそういう個別のお話をするよりも、こういう方のお話を伺った方がいいかと思えます。ただ、初めから法務省の方では、主に国際民商事法センターの仕事とローエイシアの方の話をするように、それを報告も兼ねて紹介してくれということでございますので、そういうことに話を絞ってまいりたいと思えます。

これらにつきましては、私が書きました「アジア諸国に対する法整備のための支援と協力—現状と若干の感想ならびに展望—」というものがございまして、これは、法務省関連の団体の機関誌8月号に掲載されておりますので¹⁾、そちらを参照していただきたいと思えます。ここでは主として国際民商事法センターと、JICA並びに法務省の国際協力部が行っていることにつきまして、その現状と、私なりの感想というふうなものを付け加えたものでございまして、お読みになっていただければ、国際民商事法センターの方の御説明にもなるかと思えます。

もう一つは、ローエイシア関係につきましては、「ローエイシア・ニューズレター」というものの10号があります²⁾。実は、これは今、非常に大事な局面でございまして、来月にニュージーランドで大会が開かれますが、その次の大会、これは2年に1回大会があるのですが、それが実は東京でやるということになっております。最近の例では、この会ときにはその国の元首が出てきてスピーチをするというぐらいの格式になってまいりました。特に先ほど申しましたように、それと最高裁判所長官会議、これを最高裁がおやりになる。それ

1) 財団法人日本刑事政策研究会発行「罪と罰」第38巻4号(平成13年8月号) p.5～20 参照

2) 日本ローエイシア友好協会発行「ローエイシア・ニューズレター No.10 (2001年7月)」参照

がたまたま一緒になっているという関係でございます。そういう格式の会でございますが、それを25年ぶりに東京で開かなければならないという段階になってきております。その辺の最近の動きというものを、私の文章と同時に、どのような組織であるか、これは、入っております紙をご覧になるとびっくりすると思いますけれども、まず日本のシニアの法律家をたくさん網羅いたしまして、そういうふうなところで盛り上げたい。そして、どういうことをやるかということも書いてございます。

この2つの御紹介をしろということでございますけれども、先ほど申しましたように2つの資料を準備いたしましたので(資料省略)、詳しいことはこれを見ていただきまして、むしろ後で個別の団体の報告が行われましたときに、私と重複しない限度でお三方に、せっかく出ていただいております常務理事及び事務局長、それから国際協力委員会のメンバーの方のお話も承れればと思っている次第でございます。

私の関係しておりますところで法整備支援との関係はそういうことでございますが、多少横にそれまして、せっかく個別の会、個別の活動状況の報告ではなしに、多少総論的な話もということでもございますので申し上げますならば、先ほど来、JICAの方の御説明もありましたし、法務省の方からの報告もございましたが、私の文章の最初に書いてございます「アジア諸国に対する法整備のための支援と協力」ということでございますが、要するにこの10年の間に非常に大きく日本の法律家の関心が変わってまいりました。というのは、やはりアジアというものを非常に身近に感じるようになり、そのアジアの法の激動というものと日本の法律家のあり方とのかかわり合いということが非常に大きな問題になってまいりました。

したがって、本日お集まりの皆様方のような形、いろいろな方がいろいろな形でもってそういう仕事をずっとやってまいりました。しかし、それぞれの組織がそれぞれの活動を立派にやっておられるのでございますけれども、その横の連絡というものがやはり、何しろほんの10年足らずの新しい動きで、どのようなところでも新しい動きを始めるときにはそういうふうな個別の運動が先に立って、横の連絡というようなものがなかなか構築しがたいというのが普通でございます。

だんだんとそういうふうな形が進んでまいりましたところで、たまたま私が法務省の元大臣をやりましたり、そして、これは非常に府中アジ研と深い関係もございました。率直に申しまして、法務大臣をやっている間に一番やりがいのある仕事は、実は府中アジ研の仕事でもあった、これは私は学者だからそう思うのかもしれませんが。

そういうこともございましたので、せっかくの皆さん方のいろいろな活動というものの横の連絡がないというのは、これは非常に惜しいことだということで、先ほど来、お話が出ま

~~~~~

したように、一昨年でございましたか、その前でございましたか、やはり第1回の連絡会みたいなものを開きまして、それから第2回、そして、いよいよ今回は、場所を法務省からこちらの浦安のすばらしい研修施設の方に移してやるという段階になりました。これは、これまで皆様方がそれぞれの立場で法整備支援というふうなものをやっていた、それのお互いの情報交換、それから重複を避け、無駄を避け、学ぶべきものはよそから学び、また、自分たちの得意とするところは皆様に分かっていただく、こういう組織として非常に立派な組織づくりを行うことであります。

本日はその第3回で、非常に形も整ってまいったように思うわけでございます。そういう点で、これからの討論というふうなものも、そういう意味で非常に有益なものになると存ずるわけでございます。これが、いわば総論的なお話ということでございまして、ほぼ時間が尽きたようでございますが、一言だけ付け加えますならば、この会の終了後に懇親会が予定されております。その懇親会は、今触れました国際民商事法センター、ここに出ていらっしゃる事務局長の金子さん、それから次長の相沢さんという方がアレンジされてやりますので、ぜひそちらの方にもお出ましまして、なかなかこういうオフィシャルな席では言えないような、あるいは聞きにくいようなことを遠慮なしに、全くのこれはスケジュールのない懇談会でございますので、お出ましをいただければと存ずる次第でございます。

それから、こういう会ができますと、今まで唯一の機会が実は法律家、弁護士会だけではない、裁判官だけではない、検察官だけではない法律家の集まりとしての日本法律家協会の国際部会というふうなものもございまして、中根さんのやっておられましたことは、これは今までは非常に大事な仕事をずっとやってまいったわけでございますが、こういう会ができますと、やはりむしろこちらの方に徐々にそういうふうな仕事もお譲りしていくのが筋ではないだろうか。このようなことも、また懇談の折にでも伺えればと思うわけでございます。

私のお話は、そういうことで切り上げさせていただきます、これからの討論が実りあるものになるように、また、先ほど御紹介申し上げました懇親会にぜひたくさんお出ましまして、率直な意見の交換と、このすばらしい浦安の研修施設、これは実は私が大臣時代に動き出した施設で、やっと数年前に立ち上がったものでございますが、それも眺めて、海を眺めながら、談笑するという会にもぜひ出ていただきたいと思ひまして、私のお話を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○司会（平川統括専門官）

三ヶ月先生、どうもありがとうございました。

---

## 日本弁護士連合会国際交流委員会矢吹副委員長報告

### ○司会（平川統括専門官）

それでは、続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長の矢吹公敏弁護士に御報告をお願いいたします。

### ○矢吹日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

ただいま御紹介にあずかりました日本弁護士連合会国際交流委員会の副委員長をしております矢吹公敏でございます。

三ヶ月先生の後に私が発表させていただくということは、大変光栄であると同時に、私のような若輩者が2番目にするということをお大変恐縮に感じます。

三ヶ月先生には、私が20年ほど前に大学で教えを受けた大先生でありまして、その際に大教室の中で、私が朝、前の晩に勉強が過ぎたのか、お酒を飲み過ぎたのか、朝の最初の授業に行きまして前の方に座って一生懸命聞こうと思ったのですが、しまいには寝てしまいました、その席で、壇上から、もう600人ぐらいの生徒の前で、「そこで寝ている学生、起きろ」というふうに叱られまして、それ以降、先生には頭が上がらないわけですが、やっとなんかここに来まして、20年たちまして、若干ながらお手伝いできるようになったかなというように思っております。

また、本日は本来であれば委員長の吉野正が発表すべきところ、福岡在住でございますので失礼させていただいております。

さて、日弁連の活動について若干ながら御説明しまして、皆様の御参考になればというように考えてまいりました。レジュメにつきましては、「日弁連における法整備支援」ということとお配りしていると思っております（資料省略）。

皆様御存じのように、一昨日ニューヨークで大変な事件があり、米国、そして米国の国民の方々に深い哀悼の意を表したいと思っております。御存じのように米国は、これまでさまざまな国際的な活動をしてきた大国であります。いいこともあり、また、悪いこともあったかもしれませんが、しかしながら、この法整備支援の面でも大変長い歴史を持っている国であります。そして、その活動を見ますと、やはりいろいろな国でいいリアクション、悪いリアクションを受けつつ長い歴史を経て活動を展開してきている国であろうかと思っております。その間には、自分みずからではなくてもテロに巻き込まれるという事件も法整備支援の中であったやに聞いています。

このように、私たちの活動も必ずしも安全な中で実施されているわけではないわけです。

-----

現に私どもが7月のカンボディアでのセミナーを実施した際にも、セミナー中に200メートルほど離れたところのホテルがテロで爆破されまして、これはセミナー中にすごい音が2度したのです。そのときはガス爆発ということでしたが、後から聞きますと、ギャングによる、いわばテロとして報道されておりました。このような中で支援をするということの意味を、ぜひ私どもは深く考えなければいけないと思います。

ところで、日弁連としては、どこに自分たちの法整備支援のよりどころを求めべきか、それを常々考えてまいりました。全部で5項目ありますが、日弁連の活動のあり方について、その特色を申し上げます。

まず、「基本的人権擁護の精神」ということで、これは私どもが基本的人権の擁護を標榜している団体であり、それをプライドとして持っている限り、私たちの法整備支援もこのメルクマールに従っているか、クライテリアに従っているかが求められるところでもあります。私どもは、国際連合の経済社会理事会における協議資格を取得しまして、人権委員会等で意見書を出せるまでに至りました。また、この人権というものの中にもさまざまな人権があり、それぞれ支援のあり方に応じて、その中心となるべき人権を選択するということになるかと思えます。また、米国的な人権観がいいのか、アジア的な人権観がいいのか、これは常々私たちアジアで法整備支援をしている者にとっては重大な議論の課題であろうかと思えます。この基本的人権の擁護というものを基盤に置いて、私たちも来年3月をめぐりに法整備支援、国際司法支援活動の憲章を作り、それを一つのよりどころとして今後も私たちの活動を続けていく予定であります。

2番目には、「ODAへの協力とNGOとしての活動」という点が挙げられると思います。私どもは、JICA、法務総合研究所が実施されておられるODAプロジェクトに、1996年以降関与させていただいております。長期専門家も既に4名派遣しておりますし、短期専門家も多く出させていただいております。また、他方、NGOとしての活動も幅広く行いつつあります。先ほど申し上げた国連の経済社会理事会の協議資格は一つの例ではありますが、そのほかにも、後で述べますカンボディアでの小規模開発パートナーシップ事業を本年から実施しているところです。このようにNGOとしての活動とODAへの協力、これを2本柱として活動している点の一つの特色ではないかと思えます。

3つ目につきましては、「相手国の弁護士及び弁護士会に対する支援」を中心に置いていることであろうと思います。さまざまな協力機関のある中で、重複せず、有機的な支援をするために私どもができることといえば、やはり弁護士の育成、弁護士会への支援ということになるかと思えます。カンボディアでも弁護士の養成、そして法律扶助制度の構築ということを主眼に置いて支援を始めております。また、ヴェトナム、ラオスでも、弁護士規則

-----

及びラオスでの弁護士育成という面において支援を開始させていただいております。

次に、私ども日弁連としては一つのNGO団体であります。そのほかにも弁護士個人の活動及び弁護士グループのNGOの活動があります。これらの活動と連携して、より効果のある支援をするということが私たちの特色ではないかと思えます。

最後に、「法律家の国際団体との協力」という点が挙げられると思えます。IBA, AB A, このようなどころにも私たちの調査団を派遣して協議し、例えばABAのUNDPプロジェクトからのリファレンスがあるということもありました。

時間がございませんので、一つだけ私どもの活動について紹介させていただきますと、カンボディア王国弁護士会に対する協力活動であります。これは、本年度から始まりました事業であります。これまでJICAへの御協力を通して5年間カンボディアとお付き合いをさせていただいている中で、その弁護士の数の少なさ、教育の足りなさということを感じると同時に、先方からも非常に強い要請を受けて、本年度から始めた事業であります。JICAも本年度から、この小規模開発パートナーシップ事業ということで、1年間1,000万の予算の事業であります。

中身につきましては、年4回のセミナーを開催ということですが、テーマについては、今JICAの方でされている民事訴訟法の起草に合わせまして、民事訴訟における弁護士の役割をテーマにさせていただいております。ちょうどカナダ弁護士会、リヨン弁護士会も同じようにセミナーを仕入れていたこともあり、現在は3弁護士会による共同プロジェクトとして年に約8回のセミナーを開催するということになっております。今、カンボディアでは弁護士養成校のサブディクリーが通ったところであり、来年度からはこの養成校に対する支援を継続して行っていきたいと考えております。

また、もう一つ大きな柱である法律扶助制度、これは御存知のように貧困対策の一つの法の支援からする柱であると私たちは考えております。第一歩として、カンボディアという国をモデルにして、どういった方法ならお金のない開発途上国に有効な法律扶助制度をつくれるかという点から私たちが考えていこうということで始まりました。実際には本年度2度の調査団を派遣し、先月8月に行った第1回では、さまざまな法律扶助制度を実施している機関、人権団体等にインタビューをして、その実態を知りました。やはり司法の腐敗ということも強く感じましたし、人権に対する問題点も大変なものがあるというふうに感じました。これから法律扶助制度をどのように作っていくかということは大変かと思えますが、この点、約2～3年をめどに制度構築を考えていきたいと思えます。

既にいただいた時間を超えておりますので、あと1分で御紹介したいと思えますが、私たちの支援体制の整備についてであります。やはり支援体制は継続した支援体制が必要であり

-----

ますが、組織、人、資金面ということの基盤整備、これをどのように私たちの中で行うかということについてです。人の面では、私たちの中心である国際協力部会というところが中心になり、専門家の派遣については司法支援弁護士登録制度を設け、100人ほどの弁護士が既に登録し、長期・短期の専門家として派遣しております。研修につきましても毎年研修をし、外部団体からも講師に来ていただいております。また、資金の透明性、説明責任を果たすという面から、一般会計と切り離しまして国際協力活動基金も本年度から設けました。このように、私たちは組織面での基盤整備を始めつつあるということを御紹介して、私のプレゼンテーションに代えさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○司会（平川統括専門官）

矢吹先生、ありがとうございました。

#### 名古屋大学鮎京教授報告

○司会（平川統括専門官）

それでは、3番目でございます。名古屋大学大学院法学研究科教授であります鮎京正訓先生から御報告を頂戴いたします。鮎京先生、お願いいたします。

○鮎京名古屋大学大学院法学研究科教授

私は、以下、名古屋大学アジア法政情報交流センターを代表いたしまして、私どもの大学がどのようにこれまで法整備支援に携わってきたかということについて御報告申し上げたいと思っております。

本来、センター長の佐々木雄太教授が報告すべき予定でございましたけれども、所用のため来られなくなったということで、私が報告をさせていただきます。

私どもから皆様方にお渡ししてある資料は3種類ございます（資料省略）。一つは、「法学部学生が見たハノイ」という、この小冊子であります。これは、学生が3月にハノイを訪れまして司法関連機関を訪問し、その調査報告書であります。恐縮ですが、11ページをあけていただきたいと思いますのですが、ここには、今日御列席のホアン・カーン副長官が写真に載っておりますので、ちなみに御紹介申し上げます。ぜひお帰りの道すがらに、この小冊子を読んでいただきたいと思います。

---

2 番目には、「アジア法整備支援－体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築－」という文書であります。

3 番目に、森嶋先生のお顔が1面に載っております「CALE NEWS」という、私どもセンターのニュース・レターでございます。

そこで、時間もありませんので、簡単に活動の紹介をさせていただきます。活動の第1番目です。実はこの2001年の4月、私どもの、CALEというように私どもはこのアジア法政情報交流センターのことを呼んでいるわけですが、このセンターの建物が私どもの大学内に竣工いたしまして、この場に御参加のさまざまな機関からも来賓として来ていただいた経緯があります。文字どおりこのCALEのセンターができたということは、法整備支援、あるいはアジア法政情報に関する中心的な建物ができたというように私どもは自負しておりますし、また、それにふさわしい活動が今後なされなければならないだろうと思っております。実は2002年4月、来年の4月から国の省令に基づく施設として発足するよう現在概算要求をしているところでございます。

活動の第2番目といたしましては、昨年から今年にかけての私どもの取り組みとしましては、中央アジア地域、とりわけウズベキスタン、あるいはキルギス、そしてカザフスタンという国々に対する取り組みを法整備支援の領域で始めたということでございます。昨年の第2回のこの会議のときには、アジア第2部から来られていないということを私は発言したことを覚えておりますが、本日はこうしたウズベキスタン等中央アジアに関するJICAの方も数多く参加されていて、非常にうれしく思う次第であります。

現在、法務省法総研の丸山教官と共に、私どもの大学の杉浦教授が短期専門家としてウズベキスタンの調査に入っております。そして、さらに、10月には私どもの市橋教授が長期の専門家としてウズベキスタンの法整備支援に携わる予定になっているということであります。

私どもがこの地域を重視したのはなぜかといいますと、これらの国々は体制移行国として存在するわけですが、ヴェトナム、ラオス、カンボディアというインドシナ諸国とはやはり異なる課題を持っているわけです。そういった国々においても日本に対する法整備支援の要請がある以上、いかにこれに答え得るかという問題意識でございます。

3 番目にはラオスの国別研修の受け入れを例年どおり、私たちはこの秋も予定しております。

また4 番目には、これは昨年も御報告しましたので詳しくはお話いたしません、JICEに基づく留学生の数多くの受け入れということを引き続き行っております。

第5 番目には、先ほどのCALE NEWSを御参照していただきたいのですが、私ども名

---

古屋大学としましては、この7月の世界銀行の会議への取り組みを大変重視いたしました。法学部だけでも6名の人材をこの会議に派遣いたしました。この森寫先生の文章を読んでもらうと、私も同感のところが多いわけですが、日本が行っている法整備支援、あるいは名古屋大学が考えている法整備支援というものは、世界銀行が考えている方向とは恐らく随分異なる面があるだろう、しかしながら、なぜこうした会議に多くのメンバーを派遣したかといいますと、やはりこの場には多くのドナーとともにレシピアントの側も一堂に会する。そういう意味では、私どもが法整備支援を今後考えていく上で非常に国際的な交流が必要であるという認識に基づいたからであります。近いうちに私どもは、世銀への再度の独自の代表団を派遣する予定であります。ただ、先ほどもお話がありましたように、ああいう事件がありましたので、今すぐ向こうが受け入れ可能かどうかは分かりませんが、やはり世銀の法整備支援に対する考え方を大学として独自に調査する必要性を感じております。

当面の活動でございますが、当面は私ども名古屋大学としましては、JICA、法務省法総研とも協力しながら、これはまだ企画の段階で申し入れはまだ二つの機関にはしておりませんが、来年の2月15日、16日、金曜日、土曜日であります（注：その後、2月16日、17日、土曜日、日曜日に変更）が、中央アジア法整備支援会議というものを、大規模なものを考えております。ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、大体各国各5名ぐらいの法曹関係者を予定し、さらには世銀の中央アジア担当も、先般のサンクト・ペテルブルグ会議に来ておりましたけれども、その担当者もぜひ参加したいというようにしておりますし、あるいはADBなどからもぜひ一緒にやりたいというようにしております。つまり、こうした中央アジア諸国において、一体法整備の中で何が問題となっているのかをやはり私どもは検討したいと思っております。

既に私どもは4年ほど前に、ヴェトナム、ラオス、カンボディア、そしてモンゴルから、同じように司法関係者を招へいし、同じようなテーマで国際シンポジウムを行った経験があります。法整備、法曹養成、法学教育などが、こうした中央アジアという、インドシナ諸国とは違う地域においてどうなっているのかという問題について考えてみたいと思っておりますし、さらには、体制移行国にとって市場経済化とは一体何であるのか、そして、その中でどのような法の役割があるのかということを考えております。

あと3分しかありませんけれども、次に申し上げたいことは、「アジア法整備支援一体体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築―」、この文書を御参照いただきたいと思っております。実は文部科学省の科学研究費補助金特定研究Bという項目がございます。これは、大体年間1億円の申請に基づくものが、この特定研究Bというものになるわけでありまして。これは本年度の場合、この特定研究Bに全国の大学から200をこえる応募がありました。そし

---

て、最終的には現在まだなお内定の段階であります。27件採用されたと聞いております。その27件のうちに、そして、具体的にはほとんどその多くは自然科学の領域でありまして、社会科学の中ではただ一つ、私どもが提案したこのプロジェクトが内定いたしました。

このことは、非常に私は画期的だろうと思っております。なぜかといいますと、法整備支援という事柄が、例えばヴェトナムから始まるわけですが、それは今日お見えになっております森脇名古屋大学名誉教授が、外務省、JICA、法務省などといろいろ相談されながら始められたわけでありまして、そして、そういった5年間にわたる法整備支援の歴史があるのですが、それを学問的に検討する意味があるということを経験した日本の学界、あるいは学術体制の中で認められたということでもあります。そのことは同時に、このプロジェクトを推進するに当たっては、そうした大きな期待の中で行われるがゆえに、私どもはこのプロジェクトをぜひ成功させなければならないと考えております。

具体的に申し上げますと、5年で約5億円のプロジェクトとして考えております。このプロジェクトの構造とメンバーにつきましては、お手元の資料の8ページ以降に書いてあります。ここでは総括班が一つありまして、この中には、先ほどお話しいただいた三ヶ月先生には評価担当として、恐らく今後行われるであろうこのプロジェクトに対する厳しい評価がなされるであろうと、私は若干戦々競々としておるところであります。この総括班のもとで、以下、研究項目A、B、Cという形で筋立てがなされているわけでございます。

今後の予定としましては、10月に総括班の第1回目の会議を行う。そして、11月には、この研究プロジェクトにかかわる人々、あるいは今日御参加の皆さん方のように法整備支援に関心、関連のある機関の方々にお集まりをいただき、今後の方針について検討する予定でございます。

いずれにいたしましても、多くお話しする時間がなく、大変残念なのですが、日本の法律学の中でアジアにフォーカスしたプロジェクトというのは、法の領域の中では非常に珍しく、また、新たに最近起こった現象である法整備支援というものを学問的に解明するということは、非常に私は重要だと思っております。このことは、言葉をかえて言うならば、先ほど三ヶ月先生が言われたように、例えばローエイシアなど、これまでさまざまなNGOが積み重ねてこられました経験を、そして、アジアに対する法の領域での知識を学問の領域でさらに発展させていく。このことが、この新しいプロジェクトに課せられた大きい任務だろうと思っております。

こうしたアジア法整備支援という、すぐれて実践的なテーマを課題にするものですから、科学に携わる、学問に携わる者と実務との間の協力・共同関係を十分にとりながら進めていくことが、私は重要だろうと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

---

○司会（平川統括専門官）

鮎京先生，どうもありがとうございました。

### 法務省法務総合研究所国際協力部尾崎部長報告

○司会（平川統括専門官）

それでは，報告の最後でございます。法務省法務総合研究所国際協力部長，尾崎道明から御報告申し上げます。お願いいたします。

○尾崎法務総合研究所国際協力部長

御紹介にあずかりました尾崎でございます。

それでは，私からは，法務総合研究所に国際協力部というものが新設されるに至った経緯，それから国際協力部の活動内容，その中で現場からの報告ということになりますけれども，どういう課題を抱えているかということをお説明したいと思います。

まず，法務総合研究所というものでございますが，これはほとんどの方が御存じだと思いますけれども，一応御説明申し上げますと，法務省の研究研修機関ということでございます。一般によく知られているのは，犯罪白書というものが法務総合研究所の作成によって作られているということでございますが，それにとどまらず，法政策に関するさまざまな研究を行っておりますし，また，もちろん職員に対する研修も行っております。

法務総合研究所が法整備支援に乗り出したのは平成6年からでございます。以来，ヴェトナム，カンボディア，ラオスを中心として，これらの国の専門家を招いて国内で研修を行ったり，あるいは専門家を派遣して現地でセミナーを開催したり，こういう活動を行ってまいりました。また，後ほど詳しく御説明申し上げますけれども，長期の専門家，1年，2年という期間で専門家をヴェトナムに派遣しております。

これまでの活動は，ヴェトナム，カンボディア，ラオスの3国が中心でございましたけれども，現在，インドネシア，モンゴル，ウズベキスタン，それらさまざまな国からさまざまな要請が寄せられるに至っております。このため法務総合研究所では，平成13年度予算で国際協力部の新設を予算要求いたしました。財政事情が非常に厳しいということは皆様よく御存じのとおりだと思いますけれども，新設が認められまして，総勢10人余りという体制で本年4月1日から国際的な法整備支援業務に従事しております。

法務省は，御承知の方も多いかと思いますけれども，昭和37年以来，刑事司法分野では

-----

国際連合との協定によりまして、国連アジア極東犯罪防止研修所、我々はユナフェイ（UN AFEI）と申しておりますけれども、この研修所を運営いたしまして、アジア・アフリカ諸国を中心として各国から司法関係に携わる裁判官、検察官、その他矯正職員等々を日本に招きまして研修を行うという活動を行っております。今回御出席いただいた方々の中にも、その関係の方が多数おられます。

このたび、刑事司法分野のみならず民商事法分野も含めて法整備支援業務を専門に取り扱う国際協力部が新設されたということございまして、極めて画期的なことであるというふうに考えております。我々といたしましては、政府としての法整備支援業務、特に内容面における活動、その中心となるものというふうに考えております。

なお、国際協力部は現在霞が関の赤れんが棟に本拠を置いて活動いたしておりますけれども、本年12月には大阪中之島の大阪の合同庁舎に移りまして、大阪を拠点に活動を展開する予定でございます。この庁舎は、大阪高等検察庁、あるいは地方検察庁も入る大規模な庁舎でございますが、その中に4か国語の同時通訳が可能な大きな会議場、あるいはさまざまなセミナーを行うセミナー室を設けまして、施設的にも極めて充実したものとなっております。そこを拠点に一層充実した活動を展開していきたいというふうに考えております。

先ほど来、法整備支援の意義につきましてさまざまな御意見がありました。私ども、どれだけつけ加えられるかということございましてけれども、我々として考えておりますのは、やはり明治以後130年余りを経て近代的な法制を確立した、そういうふうに言われている我が国におりますと、一応各分野の法令が整備されて、どのような事件でも裁判所に行けば受け付けてもらえて、それが、多少問題はあれ、日々特に大きな問題もなく運用されている。こういう時代というのが当たり前のように感じるわけでございます。水と安全はただだというような考え方がございましてけれども、それと同様のことが当てはまるのではなからうかと思っております。

ただ、そう言われている日本でも、やはり一般国民にとって裁判制度というのは非常に利用しづらいものである。あるいは民事紛争において、こういった裁判制度を容易に利用できないことから暴力団に頼って私的解決を図る、そういったことがまみ見られるわけです。民事介入暴力ということがひところ言われておりましたし、今なおこれに対する対策が検討されておりますけれども、我が国においてすら今なおそういう状態にあるということは認識しなければならないであろうというふうに考えます。したがって、法整備というのは極めて困難で長期的な課題であろうというふうに思っております。

翻ってみますと、特に市場経済への移行を目指しているような発展途上国の状況を見ますと、やはり問題は深刻なものがあるのではなからうと思っております。カンボディアなどは特殊な例か

-----

もしもかもしれませんが、ポル・ポト政権以前は200人いた裁判官が、虐殺により4人に減ってしまったというような話すらございます。法令、法典そのもの、あるいはそれを執行する体制、人的なものが一番重要なものだと思いますけれども、そういったものがこれから作られていかなければならないという状態にあるわけでございます。

これらの国々にとりまして法整備は、いわば独立した経済主体が、その間において安全で自由な取引を行って経済活動を繰り広げていく、そういった市場経済のまさに第1の基礎というふうに言えるかと思えます。したがって、法の整備というのは豊かで安定した社会を築くための第1のインフラストラクチャーというふうに私どもは考えている次第でございます。

明治以来130年を経て近代的な法制の整備とその確実な運用のために莫大な努力を払ってきた我が国、その経験というのはいろいろな文献、法令、判例その他の文献に蓄積され、あるいは学者、実務家等の関係者の知恵と知識の中に結実しているのではないかというふうに思っております。したがって、我が国が法整備支援に貢献できる余地は極めて大きい、また、それこそが我が国を含めた国際社会の平和と安定に資するのではないかと考える次第でございます。

これまでの法総研の取り組みにつきましては、さまざまな資料を準備しております（資料省略）。配付資料が非常に多数になって恐縮でございますが、配付資料一覧という中に番号5、6、7とございます。5番目の私の論稿、それから6番目が教官山下の論稿でございます、7番目がパンフレットでございます。これらに活動の中身は詳しく説明しておりますので、ごく簡単に申し上げることとしたいと思います。

なお、5番、6番の資料は、先ほど三ヶ月先生からも御紹介のありました私どもも関係しております日本刑事政策研究会発行の「罪と罰」という雑誌がございますけれども、これに掲載されるものでございます。

私どもの取り組みにつきましては、幾つかの形態がございます。まず第1が、支援対象国の専門家を招いて我が国で研修を行うという本邦研修でございます。第2が、現地セミナーへの講師の派遣です。第3が、法律案の起草支援への関与で、第4が、現地への長期専門家の派遣となり、これは対象国の法制とその運用に関する調査研究ということになるかと思えます。活動の中心は本邦研修でございます。これはほとんどJICAの予算で、その委託を受けた国際民商事法センターが研修を運営しております。私ども法総研はその内容の企画、運営といったことを中心にさせていただいております。

研修におきまして特に重視しているのは、対象国専門家の参加を重視するというところでございまして、どのような研修でもカントリーレポートというような場を設けて、部外の

方にも来ていただいて、その場で各国の法制度について研修員から発表していただく、それを基にいろいろ議論するというような活動を行っております。また、法律案が具体的に起草段階にあるような場合には、その法律案について日本の専門家も加わって研修員とともに研究する、こういう機会を設けるなどしております。

現地セミナーへの講師の派遣につきましては、私どもの専門性を生かしまして、民事関係、戸籍、あるいは登記、その他いろいろな専門的な仕事がございますけれども、そういったものを生かしつつ現地に教官等を講師として、JICAの専門家ということになりますが、派遣してセミナーにおいて講演させるということをしております。その他、講師の選定・把握につきましては、講師との連絡・調整等を行っております。

法律案の起草支援につきましては、これも特に名古屋大学の方々、森島教授を始め、民法・民訴法関係につきましてカンボディアを中心に現在は起草支援活動が行われておりますけれども、その際の専門家の招へい等の事務を私どもが担当しております。

長期専門家の派遣につきましては、ベトナムに、裁判所の御協力も得て裁判官から1名、検事から1名、長期専門家として派遣してございまして、ベトナム政府関係者に対して日常的な助言を行う、あるいはセミナーの企画、運営を行う、その他、法整備支援に関する意見調整、連絡等を行うという活動を行っております。また、先ほどからアジア開発銀行の名前が出ておりますけれども、アジア開発銀行にも検事を1名派遣して、活動に当たらせております。

こういった状況でございまして、先ほど10名余りと申しましたけれども、昨日現在では、教官のうち3名が出張しているというふうな状況にございまして、いわばてんやわんや、誠に余裕のない状態でございます。したがって、組織体制は一応整備されたわけでございますけれども、今後も一層その中身を充実させていくということが大きな課題ではないかというふうに考えております。

なお、折しも、皆さん御承知のとおり司法制度改革審議会の意見書にも法整備支援の重要性というのは指摘されております。法曹の役割の一つとして、国際的な法整備支援活動を取り上げてございまして、いわば法律家層をそういう国際的な法整備支援という観点からも量、質ともに充実したものとしていかなければならない、こういうことがうたわれているわけでございます。これには全く同感でありまして、今後とも日本の法律家が層の厚みを増して、世界で活躍するということが将来的にできればなというふうに私どもは考えております。

やや時間がなくなりましたけれども、今後の課題ということでお話ししたいと思います。現場からの声ということでお聞きいただきたいと思っておりますけれども、我々、法整備支援関係の活動をやっておりますと、幾つかぶつかる問題がございます。まず一つは、これはもちろ

~~~~~

ん皆様も日常的にぶつかっておられると思いますけれども、言葉の壁でございます。やはり法律の議論をする上で共通に理解する言語がないというのは非常に難しい、困難なことであります。我々日本人は英語教育を受けておりますので、ほとんど、外国語が仮にしゃべれても英語に限られてくるわけでございますが、例えばインドシナ3国を取り上げますと、英語を話す方というのは非常に少ないわけでございます。したがって、本邦研修、つまり我が国内における研修におきましては、日本語とヴィエトナム語、カンボディア語等の2か国語の通訳で研修を行っておりますけれども、やはり共通に理解できる言語があればいいなというふうに思います。

日本語を皆さんに習得していただくというのはかなり難しいことであるので、これは、大学の方がやっておられる留学生受け入れに期待するしかないと思いますけれども、それ以外にはやはり英語を現地の方にも学んでいただいて、こちらの方でも文献をできる限り英訳して、共通の基盤を作っていくことが必要ではないかと考えております。

第2は、支援者、支援関係者相互の連絡・協調と人材の発掘・育成ということであります。支援の輪が広がっていきますと、関係者の数も増えていくわけでございますが、やはりどうしても当面の仕事に追われまして、横の連絡が薄くなりがちである。これはどの世界でも言えるかと思えます。また、支援に当たる人たち、特に現地セミナーの講師等、我々はいつも探すのに苦労するわけでございますが、現在ではやはり知り合い、あるいは自分が持っている限られた情報に基づいていろいろな方に当たっていくという、いわば手探り状態でやっております。しかし、我々が思いもつかないようなところに、そういう支援ならやってみたいという方がたくさんおられるのかもしれない。そういったことを考えていかなければならないのではないかというふうに思っております。私どもといたしましては、当部の活動にだけとられるのではなくて、微力ながら我が国関係者全体の力がどういうふうに効率的にうまく発揮されて、法整備支援がうまくいくのか、そういう観点を忘れないようにしたいというふうに思っております。

それから、第3は外国・国際機関との連絡協調でございます。これは、世界に目を転じますと、世界銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、国連開発計画などの国際機関や、北米、ヨーロッパ、オーストラリア等の先進諸国の国際支援担当機関が、東欧、旧ソビエト諸国、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、こういった国々に対しましてさまざまな法整備支援事業をやっております。先ほどアメリカの話が出ましたけれども、アメリカの関係者に聞いたところによると、数は忘れましたが、我々が想像もつかないほど何十か国という国に対しまして支援活動を展開しております。

私は、5月から6月にかけてましてヴィエトナムに出張して、いろいろな方から事情をお伺

いしました。カーン副長官からも事情をお伺いしましたけれども、ベトナムにおきましても、フランス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、アメリカ、あるいは国連開発計画、世界銀行、こういったいろいろな国際機関、それから国々が支援活動を行っております。その内容を見ましても、留学生の受け入れ、英語教育、法令・判例のデータベース化、法令のCD-ROMによる一般国民への法律関係情報の提供、あるいは法律扶助、あるいは変わったところでは電話の自動応答システムによる法律相談、こういったことを企画、実施しております。そういったところで、非常に私はベトナムに出張いたしまして驚いた次第なのですけれども、こういった関係機関と連絡・協調して効率的な支援活動を行っていくというのは、前にも増して非常に重要なのではないかと考えております。

したがって、我が国か他国かといったことにとらわれることなく、全体として支援活動がうまくいくようにということを考えるべきではなからうか。したがって、いろいろな会議等におきまして協調を図るような際にも、受身でそこに加わってついていくのではなくて、場合によっては主導的に協調を図る必要もあるのではなからうかと思っております。

ベトナムにおきましては、先ほど、諏訪理事からも御紹介がありましたとおり、リーガル・ニーズ・アセスメントということで包括的な司法制度改革プランがつくられておりますが、それについて各国際的な支援関係者が会議を開きまして、協力して支援活動を行っております。これは、成功すれば非常にいい例になるのではなからうかというふうに思います。

第4は、情報の蓄積と発信でございます。法整備支援活動をいろいろやっておりますと情報が集まってまいりますし、そういう情報は今後の支援活動のためにも重要であります。しかしながら、こういった情報の蓄積、発信ということは、ともすればやはりこれは後のための仕事、未来のための仕事でございますし、周りの人々のための仕事、ほかの人のための仕事でございます。どうしても後回しになるわけでございますが、そういったものを充実していかなければならないのではなからうか。名古屋大学はCALEということでニュース・レターを継続的に出しておられますけれども、我々は非常にそういったものをうらやましく思っております。今後、そういった方面にも努力を払っていきたいと思っております。

少し長くなりましたが、最後に、いろいろ法整備支援活動をこれまで多方面にわたって、いわば手探り状態で、要請があるとそれに対応するというような形でやってきました。しかし、対象国もどんどん広がってまいります。要請は次々舞い込んでまいります。それをどういうふうを選択して、どういうところに力を注いでいくべきなのか、こういったことを考える必要があるというふうに考えている次第でございます。

時間も余りございませんで、なかなか結論を申し上げることはできませんでしたが、以上のようなことが、我々が現場から考えている課題でございます。どうもありがとうございます。

いました。(拍手)

○司会(平川統括専門官)

ありがとうございました。

これで予定の4方からの報告が終わりました。

講演「ヴェトナムの法整備に対する国際協力」

○司会(平川統括専門官)

それでは、引き続きまして、先ほど御紹介申し上げましたヴェトナム最高人民裁判所副長官でありますホアン・カーン氏から、「ヴェトナムの法整備に対する国際協力」と題しまして講演をお願いしたいと思います。

本日、通訳を担当いたしますのは初鹿野マイさんでございます。あわせて御紹介申し上げます。

それでは、カーン副長官、壇上の方へよろしく願いいたします。

○ホアン・カーン最高人民裁判所副長官

御臨席の皆様、今回、日本の法務省を始め法務総合研究所の御尽力のおかげで、ここに来日することができました。来日の目的は、意見交換と共に日本の司法制度の研究であります。

また、今回、この会議に招待されることは、私は大変大きな名誉とっております。この席を借りて、ヴェトナムの司法制度の改革とヴェトナムに対する法整備の支援はどういうものか御報告したいと思います。その報告を踏まえて、ぜひ今後とも、法務省を始めJICA、関係各機関のヴェトナムの司法に対する支援をお願いしたいと思います。

皆様も御承知のとおり、ヴェトナム共産党は1986年の第6回党大会において刷新政策、いわゆるドイ・モイ政策を打ち出しました。そして、その後、第7回、第8回、そして、最近の第9回においても、党は引き続き我が国の刷新事業の方針及びその内容を続けて補足して、充実させました。

このドイ・モイの事業の一つの大きな柱としては、法律システムを整備することです。また、次の方針で、国家機関を改革することを打ち出しました。つまり、その方針としては、政府は国民のものであって、国民より造られて、また、国民のために行動しなければならないという方針です。

また、政府は法律をもって社会を管理するという方針も打ち出されました。そして、政府機関の改革の中で、司法機関の改革、その活動の質の向上が一つの大きな柱です。その中で特に裁判においては、裁判官及び人民参審員の数とその質の向上がテーマになっております。以上の方針を踏まえて、我々は過去10年間に於いて約91種の法律と117の法令を公布しました。その中でも最も重要なのは、1992年に制定された憲法です。

この92年憲法は、ベトナム共産党の全面的な刷新の方針を一番早く法制化したものです。この憲法は、ベトナムのそれまでの計画経済、中央集権、官僚的に現物配給社会から社会主義指向の市場経済へ移行したという本当の革命的なものだと思います。また、この憲法は、中央政府機関の改革、社会のすべての側面における民主化などの基礎にもなります。ですから、92年憲法は、ベトナムの長年の社会経済の恐慌状態から新しい工業化、近代化の時代への移行に大きく寄与したと思っております。

ベトナムの司法改革は、次の目的のために実行されると言えると思っております。ベトナムの世界経済への統合に有利な環境を整えることも含めて、社会主義指向の市場経済の建設を完成することが第1の目的です。そして、国民の、国民による、また、国民のための政治機構、つまり法治政府を構築することが第2の目的です。そして、社会のすべての側面において民主化を促進することが第3の目的です。

この司法改革の事業の中で、我が国は多くの海外の国及び国際機関の支援を受けております。例えばUNDPのプログラム、あるいは世銀、アジア開発銀行、また、支援国だと、日本、フランス、カナダ、スウェーデンなどです。

これらの国及び機関の支援は、次の分野に集中しております。各国や各機関の専門家を派遣していただいて、法律素案に関連するワークショップやセミナーをベトナムで開催して、この起草作業を支援してきております。例えば短期研修、これは派遣国で講義と見学を含めて短期研修を実施して、または長期間の教育研修など、これはほとんど大学院での勉強です。また、コンピューター・ネットワーク、あるいは法律のデータベース作成、判例の蓄積・管理など、法律に関する情報整備を支援しております。

ベトナムの裁判所に限って申し上げますと、1996年からUNDPとデンマークの共同実施プロジェクトを通じて初めて国際支援を受けました。このプロジェクトは、今年2001年6月に一旦終了しましたが、その後、ベトナム最高裁とデンマーク政府との間で新しいプロジェクトを実施することに合意して、調印しました。その実施の内容としては、例えば裁判所職員研修所の改修工事、最高人民裁判所の職員・地方裁判所の職員の能力強化、大学院教育、あるいは海外での大学院教育、あるいは短期研修を実施、ここでの研修は主に労働事件、破産事件、あるいは知的所有権など、特殊な事件を解決するための技能です。

また、もう一つの柱としては、裁判所間に情報ネットワークの構築を拡充する。このネットワークは将来ディストリクト・レベル、日本で言うと市町村レベルの裁判所まで拡充していきたいと思います。海外の研修と国内のワークショップの開催を通じて、裁判所組織法などの起草作業を支援するための起草委員会の能力強化、また、最高人民裁判所及びプロビンス・レベル、地方人民裁判所の裁判官の英語研修などであり、これは計画法に関する英語研修を実施するものです。

そして、モデル的な判例の出版を、このプロジェクトを通じて補助を受ける予定です。まずは、最高人民裁判所の監督審から得た判決を出版したいと思います。この事業は、将来、判例の出版のモデル的な事業としてやってみたいと思います。

また、ここでは、JICAのヴェトナムに対する法整備支援プロジェクトのフェーズ2においては、我々はどう関わっているか。今までのプロジェクト・フェーズ1においては、司法省が中心のカウンターパートだったのですが、フェーズ2においては最高人民検察院と共に最高人民裁判所がプロジェクトの正式なカウンターパートになっております。フェーズ2のフレームにおいては、日本はヴェトナムの最高裁に対して破産法と民事訴訟法の起草作業を支援しており、3年間にわたって毎年10名ずつ、最高裁の職員の日本の本邦研修が実施されているところです。

私たちは、この日本のヴェトナムに対する今日までの協力は、大変高い効果があったことから、ぜひ日本政府がこのプロジェクトを将来にわたっても継続していただきたいと思っております。率直に申し上げますと、ヴェトナムの裁判官全体が、また、裁判所職員も、市場経済においてよく起きる紛争事件に対する解決の経験に乏しいのです。例えば、どういう事件に我々は弱いかというと、破産事件、国際商品の売買契約に紛争がある事件、あるいは保険契約の紛争、開示紛争、知的所有権の紛争など、こういう紛争を解決するのにヴェトナム裁判官はまだ経験不足です。そのため、市場経済の運営に必要な法律、法令の改正や、新しく公布することも重要ですが、ヴェトナムの裁判所職員を始め裁判官全体が市場経済活動によく起きる紛争のその解決技能を育成して、また、磨く、研さんすることが不可欠だと思います。

現在、ヴェトナム最高人民裁判所はヴェトナム国会より次の各法律の編さんを委任されております。例えば人民裁判所組織法、民事訴訟法典、破産法、船舶だ捕に関する法令、経済契約法令、そして、近いうちに裁判官と人民参審員に関する法令の改正も予定されております。

以上述べた法分野に対して、引き続き日本政府を初め関係の国際コミュニティの方々の御支援をお願いしたいと思います。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○司会（平川統括専門官）

ヴェトナム最高人民裁判所副長官ホアン・カーンさんの講演でございました。

それでは、せっかくの機会でございますので、少しの時間、何か御質問のございます方があれば、お願いをいたしたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。御質問のある方がございましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。

○鈴木（最高裁判所）

最高裁判所の鈴木でございます。

司法制度改革について重要なポイントとして、裁判官の数の増加、それから、人民参審員の質の向上という点を挙げられておられました。具体的にはどういう方策をお考えになられていて、どういうふうに進められようとされているのか、教えていただければと思います。

○ホアン・カーン最高人民裁判所副長官

現在、国内では、民事事件も刑事事件も年々増加する傾向にあります。それにもかかわらず、各級裁判所の裁判官が大変不足しております。ですから、今、対策としては第1に、現地で採用された人を中央の司法養成学校で養成して、そして、在職の裁判官に対してはヴェトナム最高裁の研修所で更に研修、教育いたします。現在、教育研修としては、ヴェトナムで司法省直属の司法育成学校、この学校は新米裁判官を育成します。そして、現職の裁判官に対してはヴェトナム最高裁の研修所がございました。

現在、学校での育成以外に、例えば裁判所で既に長年勤務した人たちに対して、現地教育、つまり経験豊かな職官など、裁判官になれるかどうかという審査、教育もやっております。まず、人民参審員に関しては、やはり法律の専門家ではないことが多いので、法律の実務、知識に関して研修コースなどを設けております。以上です。

○司会（平川統括専門官）

ありがとうございました。

他にはございますか。どうぞ。

○鈴木（国際協力銀行）

国際協力銀行の鈴木と申します。

お聞きしたいのは、今、日本の司法制度改革で、重要な刑事裁判における参審員の検討というのが進められているわけですが、ヴェトナムでは刑事裁判の第一審では常に人

民参審員がいる。それは、裁判官2人で、人民参審員は3名だということですが、上訴審ではどうなのか。それから、現実に人民参審員というのはどのような格好で機能しているのか。具体的に法律は知らないけれども、事実審のところでは機能しているのか、それとも量刑のところでも機能しているのか、そこについてお聞きしたいと思います。

○ホアン・カーン最高人民裁判所副長官

ヴェトナムでは、第二審のときは専門裁判官だけであり、これは刑事の場合ですが、参審員は参加しません。ただ、第一審で、刑事事件で極刑、つまり死刑判決がある可能性があれば、第二審の参審員と裁判官の数は逆です。裁判官は3名、参審員は2名です。また、ヴェトナムの人民裁判所法の規定によると、裁判の際には、参審員は裁判官と同じ権限を有します。

また、多くの事件において、参審員はかなり機能を発揮して、裁判の後、その判決に対して批評したり意見を述べることがあります。ただ、へき地、山の中、こういうところの参審員は余り高い能力を持っているとは思えないので、十分に機能していないかもしれない。これは正直に申し上げなければなりません。

また、なぜヴェトナムの参審員がかなり機能を発揮したかという点、大部分の参審員は定年した裁判所職員が務めることが多いからです。

○司会（平川統括専門官）

まだ御質問があろうかと思いますが、時間の関係もございませぬ。外にお茶の御用意をしておりますので、ここでおよそ10分間ほどの休憩を頂戴したいと思います。

なお、御質問がもしございましたら、また、お茶を飲みながらでも御質問をしていただければというふうに思っております。

それでは、これで第1部を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

午後3時25分 休憩

午後3時40分 再開

○司会（平川統括専門官）

それでは、少し予定より遅れておりますけれども、これから第2部の方に移らせていただきたいと思います。

それでは、これからの司会進行の方は、法務総合研究所国際協力部教官の山下が担当させていただきます。

○司会（山下教官）

国際協力部教官の山下輝年と申します。これからの進行を担当させていただきます。

基調講演「法整備支援をめぐる国際的動向と法整備支援活動の課題と展望」

○司会（山下教官）

まず、第2部の始まりといたしまして、名古屋大学名誉教授であります森嶋昭夫先生に基調講演をいただきたいと思います。演題は「法整備支援をめぐる国際的動向と法整備支援活動の課題と展望」ということで、よろしくお願いいたします。

○森嶋名古屋大学名誉教授

森嶋でございます。

この題は山下さんから依頼された題でございまして、しかも、時間もできるだけ20分程度であるということも言われておりまして、題だけでこんなに長いものを20分というのは、なかなか難しいかもしれませんけれど、できるだけ簡単にしたいと思います。

なお、私の考え方につきましては、比較法研究であるとか、あるいは名古屋大学の発行するCALE、それから、JICAがサンクト・ペテルブルグの報告書の中に出した英文のペーパーがございますので（資料省略）、今日は、この後、協議をしていただくための、いわば基調というよりもイントロダクションということでお聞きいただきたいと思います。

まず、一番最初に法整備支援ということですが、法整備支援というものが問題になったのは、今までに二つの波があろうかと思えます。一つは、1960年代から70年代にアメリカがロー・アンド・ディベロップメントという、いわばロー・アンド・ディベロップメント・ムーブメントと言っておりますけれども、法による支配、ルール・オブ・ローと

いうものを確立することが人々の経済活動を活性化するというで行われました。先ほども少しそういうお話がありましたが、簡単に言えば、その結果貧困が解決できるというような発想があったのです。

1960年代には、ちょうどアフリカが次々と旧宗主国から独立していく時代でした。そこで、アフリカの国のいわばガバナンスを確立し、貧困を克服していくものとして、いわば一つの道具として、法というものを考え、そして、そのための整備を行うということだったので、実はそこにおける法というのはアメリカ法であります。司法制度もアメリカの裁判制度を前提としたものと考えていたわけでありまして、そこで、このロー・アンド・ディベロップメント・ムーブメントが始まったときには、イェール、ハーバードなどのロースクールから、若手の人がアフリカなどに出かけて行って政府の顧問になるというような形でやったわけであります。

当時はまだ二極構造ですから、アメリカがアフリカや中南米などにおいてアメリカの勢力を確立する、ソ連との対抗でやる、そのためのインペリアルイズムというふうを受け取られました。財団などが相当大きなお金を出したのですけれども、結局のところ、最終的には国内の批判に耐えかねてと申しましょうか、70年代の終わりになりますと、ほとんど終息したのです。そういう人たちがアメリカへ帰ってきて、アフリカの法の講座であるとか、そういう比較法講座などを持つようになるわけです。例えばイェールのトゥルーベックなどというのは非常に有名でありますけれども、そういう経緯がありました。

日本でもそのころ、近代化、あるいは近代法というものがありまして、例えば川島武宜先生などがそういう研究に加わられたときに、マルクス思想の中から、それはアメリカ帝国主義の片棒担ぎであるというようなことを言われ、結局そういう文化の違うところでの法の研究、あるいはその近代化のプロセスというようなことを研究することは、日本でも成功しなかったという経緯があります。

本当はもう少し第1の波もお話ししなければいけないのでしょうかけれども、次の第2の波というのは、二極構造の中で一極が崩れ去る、つまりソ連の崩壊に始まって、市場経済化、あるいは今日で言うグローバリゼーションの始まりに伴って、今までの社会主義経済の国が市場経済に変わる、そのための法の整備をするということに対する資本主義の国からの支援ということになります。

しかしながら、それはソ連の崩壊というようなこと、歴史的な時点でお分かりのように、大体1990年代になって、アメリカだけではなく、先ほどから出ておりますフランス、カナダ、スウェーデン、デンマークなどいろいろな国が入っていきました。そして、一番最後に日本がようやくくっついておりまして、雁行というのがありますけれども、そのような形

にすると一番後ろから飛び始めたのです。しかし、今は一生懸命飛んで、前を追い越そうかという勢いではあるわけですが、そこで、市場経済移行国に対するロー・リフォームを助けることが第2の波における法整備の支援ということになります。

もっとも市場経済に移行するという点では、例えば中国は、ソ連が崩壊をする1970年代の終わりよりも前に、いわゆる4人組の問題がありまして、文化大革命が終わって、80年代には既に中国は市場経済化を始めております。中国の場合には、いわゆる自力更生という、セルフリアイアンスという原則を立てますので、そこで、実際にはいろいろな国の法律家のノウハウをもらったり、あるいは、いろいろな機会によそからの支援を得ているわけですが、正式には、例えばワールドバンクの金をもらってやるというようなことは、ごく最近まではやっておりません。その意味では、我々が法整備一般を考える場合には、一応ここでは中国を除いて考えたいと思います。

さて、市場経済移行の場合ですと、まずソ連、東欧というのがありますけれども、ソ連の場合には、制度こそ社会主義であります。考え方も、例えば所有権に対する考え方なども随分違います。それから、裁判制度においても、それなりに社会主義国として人材を持ち、それなりの法制度を持っていたわけです。その意味で、移行するに当たっては、今までの頭の切りかえということが非常に重要でありまして、最近プーチン大統領の時代になってから、ロシアは大っぴらにワールドバンクあたりに金を出してくれと頼み、アメリカから人を招いてロー・リフォーム、例えば裁判制度の改革などを表立ってやっています。しかし、その前は、ソ連だった国がアメリカに頭を下げたり、あるいはワールドバンクに頭を下げるということを余りしたくなかったのか、ロシアは社会主義移行国の中で支援国としての立場に立ち、もしも他の国が民法典を作るのならこういうものがないのだというようなことをほかの旧ソ連圏、あるいは旧社会主義国に示していましたが、最近ではむしろ被支援国として名乗りを上げているようなところがあるかと思えます。

先ほどのサンクト・ペテルブルグの会議においては、プーチン大統領は実際には来られませんでした。大統領が冒頭にあいさつするという予定がなされていたぐらいで、いわばプーチン大統領のお墨付きを得て、ワールドバンクがロシアの中で法整備支援をする、そのいわばセレモニーが計画されていました。

これに対して東欧、ポーランドとかハンガリーですけれども、これも確かに社会主義、あるいは共産主義の体制の下でありましたが、法に関する人材がそれほど育成されていたわけではありません。その意味では、ロシアよりは人材や制度が整っていたわけではありません。ところが、ソ連になる前、1920年よりも前を考えますと、ポーランドとかハンガリーとかチェコというのは、れっきとしたヨーロッパの国としての伝統を持っているわけでありま

すから、そこではローマ法を受け入れるということについて、もともとはそれほど抵抗があるわけではありません。ですから、これらの国においては、後で申しますけれども、外資を入れるために、外国から資金を入れるために、いろいろな市場経済的な制度を持ち込むとしても、技術的な面で支援を必要とするかもしれませんけれども、基本的に違う文化のところに違ったものを移植するということでは必ずしもないわけであります。

これに対して、社会主義圏でも、先ほど鮎京さんが述べられた中央アジアというのは、これはまた、文化的にもキリスト教ではありませんし、それから、法文化も、イスラム教ですと全く違う法文化を持っているわけです。歴史的にも、ポーランドやハンガリーのようなバックグラウンドを持っていないというところがあります。私自身は、中央アジアは話にしただけ聞いていないのでよく存じませんが、多分人材は、市場経済法を作っていく、整備をしていく場合の人材というものは、余りそろっていないのではないかと思いますけれども、もしも鮎京さん、御存知だったら後で教えていただきたいと思います。

これに対して、今までお話になっています東南アジアといいますが、インドシナ3国でありますけれども、これは今までお話ししたソ連、東欧、それから中央アジアとは、またもう一つ違う側面を持っております。それは、ヴェトナムの場合には、これは長い戦争で、対フランスに対する独立戦争以来、アメリカとの戦いなどで、結局ジャングルの中にいたわけです。国会なども一応前にはあったということになってはいますが、爆撃されているところで国会などを開いている暇はありませんから、まず、そういう制度自身が党の命令、直接的なコントロールということでありまして、法の支配というか、あるいは法によって行政をコントロールするというような考え方は全くない状況であります。もちろん社会主義法といいますが、これも実際にはほとんどないわけです。そして、法律家もほとんど戦争をやっていますから、エリートがロシアと東ドイツに行っているぐらいでして、これも本当に一握りでありまして、一般の法の執行をするような人材というのは全くいないということでもあります。

それから、カンボディアについては先ほど尾崎さんのお話にもありましたけれども、カンボディアについては、ポル・ポト政権のときに全部プロフェッショナルは殺されていますので、そこで、これもフランスあたりに逃げて行って、フランスでどこかのお店で働いていたような人が帰ってきて、たちまち司法大臣になるとか、そういうような程度でありまして、基本的には法律もありません。シアヌーク時代の法がありますけれども、これも実際にはクメールルージュの時代に崩壊をしておりますから、何となく残ってはいますが、基本的には市場経済の法というものの伝統も何もない。そして、人材は、ヴェトナムより一層ないという状態であります。

~~~~~

そこで、普通ならばゆっくりとやるということになるでしょうけれども、グローバリゼーションの波が現れていまして、例えばヴィエトナムの場合ですと、どうしても外資を導入しなければいけないのです。カンボディアの場合はUNTAC以来、ともかくあちこちからODAや何かを集めてきていますが、そのような方法で国の経済を再興しようと思えば、支援する側からは、お金を出すに当たってはこういう制度がなければだめだというようなことを言われるわけです。例えば、ADBが融資をする際には、土地法がなければ金は貸さないよとか言われるのです。それから、ヴィエトナムの場合も、破産法を作ってくれという要請がありますし、両国ともASEANに加盟したいということになりますと、ASEANの諸国から制度を作れと言われるわけであります。

それから、特にヴィエトナムの場合ですと、ASEANには加盟できましたから、今度はWTOの体制に行きたいと思うのですが、おまえのような法律ではだめだということで、見たこともないような、実際には知的所有権というようなコンセプトもないところで、知的所有権に関する法制度を準備しなければいけない。

さらに、カンボディアの場合などですと、土地の登記制度どころか、土地の地籍も、そういう制度もないところで、登記が取引の成立要件であるので登記をしなければできないとなったりするのです。昨日も少しカーン副長官と話をする機会があったのですが、ヴィエトナムも一応登記制度というのはきちんとはないのですが、人民委員会、つまり市役所などで登記をするというのです。しかし、カーン副長官の話では、実際には登記をすると税金を払わなければならないから、みんな登記しないというのです。すると、結局自分たちだけで取引をする。しかも、ドイ・モイが始まったころに比べると高いところでは60倍ぐらいになっているというのです。土地そのものの所有権は国家のものなのですが、土地の利用権などを、結局前々から使っていたというものを、これをどんどん転売する。二重、三重に転売する。ところが、登記そのものがなされていない状況ですから、後で紛争が起きると裁判所に持ってこられる。裁判所は何とも手のつけようがないというような話を昨日カーンさんがしておられました。

そういうことで、インドシナ3国の場合には、私は中央アジアのことはよく存じませんが、おそらく少なくとも東欧やロシアとは全く違った状況が存在するでしょうし、そこに、非常に短期間に市場経済法を入れないと、国の経済がもたないということになるのではないのでしょうか。したがって、それは現在の国の社会情勢、あるいは国内の経済の実態と合わないようなものであっても、ともかく外から金を持ってくるためには、そういうことを移植しなければならないという問題があるわけであります。

そこで、それではどういう国際機関がこれらの社会主義から市場経済への移行国に対して

---

法整備支援をしているかということですが、これも先ほどからいろいろお話がありましたし、また、ロシアと東欧とではまた違います。例えば東欧などですと、E-BRDというヨーロッパ復興銀行などがやっていますが、アジアの場合ですと、先ほど言ったようにADBが出てくるとか、それから、国の場合ですと、これも先ほどカーンさんの方から話がありましたけれども、例えば旧宗主国で、フランスであるとか、あるいは、いわば市場としてみてオーストラリアであるとか、あるいはカナダ、それからスウェーデン、デンマークというようなところが法整備支援を申し出ています。

ただ、その場合どういう考え方で法整備をしているのかというのは、これはまた国によって違います。国際金融機関という点でいいますと、これは貸した金は返してもらわなければいけないというのが前提ですから、そこで極めて技術的で、そして、その地域の文化に根ざすか根ざさないかにかかわらず、いざとなったら自分の資本は引き上げられるように、例えば破産法をやれとか、担保法をつくれとか、そういうところから来ております。ワールドバンクは今まであまりそういうことはしなかったのですけれども、ごく最近出てこようとしているわけでありませぬ。

これに対してバイラテラルでやるような場合があります。スウェーデンという国はどういうフィロソフィかどうかわかりませんが、わりあいベーシックなことに対して、すぐさま効果が上がらないかもしれないけれども、それに対して支援をするという活動をしています。先ほどお話がありましたが、例えば判例の収集をする、それについてのコンピューターのソフトを開発することを提供するとか、そういうことをやっております。

先ほど、一つ言い忘れてましたが、UNDPというのがあります、このUNDPは金を貸すところではなくて、もともと日本のJICAのように現物で開発を援助しようというところですので、UNDPもかなり重要な役割をしておりますが、UNDPの場合には基盤整備というようなことで、例えばワークショップをやるとか、セミナーをやるとか、これはレシピアントの要望に応じてやっているということで、これはあまり資金がないのがたまに傷ですけれども、しかし、着実にやっております。

国によっては、スウェーデンなども金額的には大きくありませんけれども、私はその国の長期的に役立つようなものを考えてやっているというふうに思います。

それから、オーストラリアなどは、やはりあの辺りの市場ということもありまして、むしろオーストラリア法を理解し、そして英語を使うという人を増やしたいということで、例えば留学生を呼ぶとか、英語教育をするというような、わりあいベーシックではありますけれども、何年か後には実効性が出てくるようなところを目指しているように思います。

フランスは、やはり教育ということに一番力を置いていますけれども、どうしてもフラン

スの場合には、何が出てくるかではなくて、やはりフランスの文化というものをそれぞれ広めたいということがあります。そして、ハノイ・ロースクールあたりにフランスの講座を作って、フランスの先生を送ってきて、そこで3年間でいい成績をとった者10人はパリ大学に呼んで、そうでない10人は、きちんと単位を取ったらフランスの学位、ディグリーを授けるというようなことをやっております。フランスを中心とするフランス文化の普及というようなことで、ある意味では他と関係なくやっているというところがあります。

ただ、もう一つそれとは別に、旧宗主国なものですから、カンボディアの場合は特にそうですが、法律が何もないので、一つ作ってくれないかということで、フランスに全く丸投げをするわけです。例えば刑法と刑事訴訟法、それから民事訴訟法を丸投げしたわけでありませんが、結局そうすると、パリでフランスの法典を見ながらというか、フランスの法典によってフランス語でカンボディアの民事訴訟法典や刑法典を作りまして、そして、1年か2年たったところでポンと持ってきて、これがあなたの法律であるというのです。ところが、例えばカンボディアの司法省では、フランス語を読める人が1人とか2人しかいない。しかも、必ずしもフランス法の素養があるわけではありませんから、結局もらってはみたけれども、わけが分からないし、国会に持っていきようもないということで、刑法と刑事訴訟法については、もらってから随分になるのですが、今、自分たちの中で翻訳をして、自分たちで勉強をして、何とかそれで立法へ持ち込もうとしております。

民事訴訟については、日本が民法を頼まれたときに、民事訴訟はともかく分からないから、継続して、これを完成してくれということだったのです。フランスが持ってきた案を、カンボディア民事訴訟法典を完成してくれということを使うけれども、実際は最初から全部やってほしいということであり、竹下先生をリーダーとする日本チームがやっています。ただ、そうなりますと、例えば刑事訴訟法や何かで附帯私訴などが向こうは入っているものですから、それと民事訴訟法をどう調整するかというような、つまり違った制度の接ぎ木といえますか、調整をどうするかというようなことで問題が出てきます。

そういうふうにカンボディアとベトナムでも、基本的には似たところはあるのですが、ベトナムの方はともかくあちこちからもらえるものはもらって、そして、協力を得て、いろいろなところからもらってくる。ある意味では、それがどういうふうな結果になるかということは、もう言うてはられない。つまりWTOが先にあり、ASEANはもうクリアしましたけれども、ASEANに入らなければならないということになりますと、ともかく支援をしてほしい。それに対して、それぞれの国がそれぞれの国のポリシーといえましょうか、ストラテジーによって支援をしているのです。

その中で日本は、少なくとも心がけとしては、その国のベーシックなところ、日本が10

---

0年かけてやったところを、そうは時間をかけていられませんから、少しの時間ですけれども、とにかくベーシックなところを整備をして、整備をする法の立法の支援をする過程でワークショップをやったり、あるいはヴィエトナムの場合には法社会学的な調査をやったり、カンボディアの場合にはワークショップの中でいろいろ社会的な実態についてのクエスチョネアを投げかけたりしながら、できるだけその国の社会と乖離をしないようにしています。しかし、かといって、同じだったら何のために法整備をするのか分かりませんから、乖離をしないようにしながら先を見ていきたい。そのために私は、パティスペイトリー・メソドロジーと言うのですが、向こうの人に参加をしてもらって、こちらとしてはこれでやるべきだと言わないで、こういう制度がいろいろあります、こういう問題がありますということを行いながら、向こうに選ばせるのです。向こうの実態に乖離しないように、向こうの法律家に選ばせるのです。ただし、先ほど申しましたように法律家としてのトレーニングが必ずしも十分ではありませんので、選ばせるといっても、なかなか大変だということがあります。

もう一つ、言葉の問題も、フランスのように自分のコンセプトで、フランス語でやってホイと投げても、それに対応するコンセプト、社会的実態もないしコンセプトもないところで、そのまま翻訳をしても何の意味もないのです。今日、カンボディアについては坂野さんがどこかに来ておられるはずですが、坂野さんは大変クメール語に堪能なのですけれども、大変苦勞しておられる。つまり翻訳というよりも、そもそもそういう概念がないところに言葉を持ち込んで、その概念をクメール語として定着をするということで、用語確定会議などというのもやっておりますが、そういう言葉の面でも非常に大きな問題があります。

もう時間が来てしまいましたが、しかし、これはまだ話のイントロダクションでありまして、要点だけ申しますと、結局日本側としては、今までのいろいろな国あるいは国際機関のやり方に対して、クリティカルというのは非難するとか批判するというよりも、それを、どういうことを考えて何をしているのかということ、いわばきちんと目を見開いて見ながら、では、自分たちとしてはどういう方法がいいと思うのかということ、いわば手づくりで3年、4年かけてやってきたわけでありまして、そこにワールドバンクが出てまいりました。

最近、ワールドバンクがロー・アンド・ジャスティス、法と正義などといって、ポバティー・アリビエーションつまり貧困削減ということで、以前のロー・アンド・ディベロップメントの最新版を持ってきて、ルール・オブ・ローという、そしてデモクラシーというものをそれによって作る、ルール・オブ・ローによってデモクラシーができる、デモクラシーで人々がイコールな立場で活躍することによって、貧乏人にも活動のチャンスが与えられる、それがポバティー・アリビエーションに結びつくということを主張しております。私から言

~~~~~

わせると極めて素朴な考え方ではありますが、グローバリゼーションをやると、プアはプアラーになり、リッチはリッチャーになるというのがごく当たり前のことであるのに、極めて理想的にロー・アンド・ジャスティスというものを説いています。ウォルフェンソンさんという人が、あれは2年何か月前でしたか、ワールドバンクの総裁になって彼が非常に理想に燃えており、彼自身は法律家でもありますし、非常に理想的だと思うのですけれども、ただ、アメリカ人には得てしてそういうところがあるのですが、自分がいいと思ったら他人もいいと思うという、そこがいいところでもあり悪いところでもあるのですが、それを持ち込みまして、そして、そのために最も効率よく法整備をすべきではないか、そのためにドナーのコーディネーションをすべきではないかということが、最近始まっておりまして、それに対して蟻螂の斧をふりかざしたのはサンクト・ペテルブルグの我々の態度だったわけです。

これは、いけないというのではなくて、いろいろなやり方があるだろうということなのです。それを、一つのメジャーでやるというのではなく、もっとコーディネートするならば、それぞれの国のポリシーというもの、あるいは結果的に何をしようかという、それとの関係、目的との関係でどういうことをやるか、方法を決める必要があるのではないかと。そして、何らかの方法を決めた場合に、それをみんな同じということではなくてやるべきではないかというのが我々の考え方です。

そこで、日本としても何となくやってきたわけですが、それを、戦略を決めていきたいというのが去年あたりから、これは法総研にも御苦労いただいて、山下さんはいわばそのブレーンであります。戦略を立てていこう、その戦略との関係で対象国をどういうふうに広げていくのかということを考えているわけです。この場合に、例えば先ほどインドネシアというのがありましたけれども、そのときに、先ほどのヴィエトナムやカンボディアでのいわばメソドロジーといいたいでしょうか、あるいはゴール、それがそのまま適用できるのかどうか、そうでないのだとすれば、法整備というのは何のために、どの範囲でやるのかということをはっきりと明かにしていかなければならないのかということをお考えする必要があります。そして、また、今までのところは経済の移行、市場経済ということですので、民法とか、また、こちらの人材の方の都合もありまして、現在は民法とか民事訴訟法を対象にしているのですが、むしろ将来的にはやはり行政制度とか、そういう問題についても要請はありますので、どうするのかということをお考えなければなりません。ですから、どういうスタンスでやるのかということをお考えなければいけないのです。つまり対象分野を、どういうクライテリアで、どういう考え方で決めていくのか、それから、対象国を決めていく場合に、どういう考え方でやっていくのかということが問題であります。

大分長くなりましたけれども、そこで、課題ということをお4番目に申し上げたいと思いま

す。

今も申しましたように、私どもの考え方としては、私どものというか、どちらかといえば私のと言った方が正直なのかもしれませんが、幸いにして今ここにおられるJICAのチームの先生方も、ほぼ私が今まで述べたようなことに賛同しておられますが、一つは、これは比較法的な、学問的な観点からも非常に重要だと思うのですが、社会的条件というもの、それから技術的な法の移植というものの関係をどう考えるか、つまり極端な場合は、ワールドバンクなどのように、要するにアメリカの一番いい理想的な法を、どんな社会であれ移植することが、結局その国の法整備になるという、これは少し極端な言い方ですが、そういう考え方なのか、それとも、例えば中国のデモクラシーというのがありますが、それぞれの国の発展段階があるわけだから、あまりせかずに、一定のストラテジーを立てて、社会、文化的な条件と乖離しないような法をその限度で持ち込むというふうに考えるのか、その辺のところをやはりきっちりともう一度考えていかなければならないのです。

第2に、これは法律の特有の問題でありますけれども、実はコモンローと大陸法、大陸法といってもフランス法とドイツ法では随分違うのですけれども、典型的にはコモンローとコンティネンタルローというのがいろいろなところで、例えば今までも法の統一をしようとしてきているのですが、コンセプトをめぐるものすごい論争があるわけです。国際動産取引条約の会議でもそうであり、これには私も参加したことがあります。そういうものをどういうふうに調整するのが問題になっているのです。日本は100年かけて、ハイブリッドという具合がいいのですけれども、実は何となく混ぜこぜにしてしまったところがあるのですが、やはりこういう法系の違い、技術的なコンセプトの立て方の違いというものを、法整備をするときにどういうふうに考えていくのかということ、課題として、あるいは問題として投げかけているのです。

3番目に、法整備をするときにどこから手をつけるかということがあります。先ほどのJICAのお話にもありましたように、現時点では、JICAでやっているのは立法支援です。つまり立法支援というのは、「こういうことが必要だ、破産法だ」、「ああそうですか」というようなものです。「無体財産法だ」、「じゃ無体財産法ですか」という、立法支援で法の移植と申しましょうか、技術的なものを提供するということが一つあります。もう一つは、研修ということで、本邦研修、現地研修、その中でいろいろなその社会との関係などを考えながら、人材育成ということもやっていくというのがあります。さらに、機材供与というのがありますが、これは実際には資料提供ということです。これはともかくとしまして、こういうふうにやっています、要るものは、それはそれでできる範囲でやりましようとしているのです。それから、ベーシックなものはなかなか大変だけれども、やってましようとい

~~~~~

うことで対応しています。先ほどマスタープランというのがありましたが、それは国によって違いますが、その国にとってどういうふうな法整備をしていくのか。そのときに、整備の順番といいましょうか、例えばカンボディアの場合に、土地法が先にADBの支援でできてしまっ、そのコンセプトと我々が今やっているカンボディアの民法の土地所有権とか土地の制度とはどうも整合性がないのです。それで、望むべくは先に民法を作ってもらいたいということになるわけですが、これはそれほど待ってられないという問題があります。それから、例えば経済契約法というのがある、これはコモンロー、アメリカ法が入ってきているのですけれども、これと大陸的な契約法とをどう調整するかというのが今大きな問題なのです。長期的に見て、どういう順番でどういうところから手をつけていくかということが重要であるのに、あまりに相手が優先的に必要だ言うからといって、「はい、そうですか」ということで受けるのではなくて、こちらとしては一定の姿勢を示すべきではないかという疑問があります。こちらの言うとおりでなければやらないよという必要は全くないのですけれども、やはりそういう全体のプランを日本としても一応頭に入れながら、他の国との調整をやらなければならないのではないかという点で、まず、ストラテジーの面で、そうした文化と法技術、それからコモンローと大陸法、それから法整備というもの、法の体系というものをどういうふう考えるかという3点を今後課題として頭に入れていかなければならない。

それから、法整備支援の実施であります、これは今までにお話が出てまいりました。一つは日本の専門家の問題であります、確かに今までは知り合いを訪ねて一人一人引っ張ってきたということでやってきたわけですが、今まではそうでしかやりようがなかったわけです。というのは、何年か前まではそっぽを向かれていた状態だったのです。今ようやくこういうふうに皆さんが集まってくださるようになったわけですが、専門家といいましょうか、要するに法整備を、先ほど挙げたストラテジーに従ってやっていくためには、それだけの人数がいなければならないわけです。それから、今、JICAと法務省の話をしていいますが、実は通産省などもWTOに関していろいろと提供しているわけです。そういうものも、別にこちらに吸収するぞというのではなくて、きちんとした専門家の、どの分野ではどういうふうなことをやるという、専門家というより人材を確保していく必要があります。

それから第2には、共通の言葉があればいいというのですけれども、向こうは別に英語で法律をやっているわけではないのです。そこで、ワークショップなどをやる場合はいいのですけれども、基本的にはその国の法を整備しようと思ったら、その国の法律用語をきちんと使える人がいなければならないわけです。ヴェトナムの場合には、先ほど帰られた初鹿野さんが唯一の頼みで、あの方が風邪を引いたら、この1億円ぐらいのプロジェクトがひっくり返るといような状態だったのです。最近少し補助的な人が出てきましたが、もう初鹿野

さん頼みです。それから、カンボディアの場合は、先ほど御紹介しました坂野さんが、もう3年経ったからやめようかなどと言っているけれど、そんなことを言われたらカンボディアのプロジェクトは成り立たないわけです。やはり、確かに層は薄いのですけれども、今後、法総研が平成13年度だけ生き延びるのではなくて、極端に言えば平成80年度ぐらいまで、法総研を関西に置こうと思ったら、やはりきちんと法律を理解できるそれぞれの国の通訳というものを養成しないと継続できないだろうと思っています。その点で、これは前から指摘されているわけですが、重ねてこの点は、日本の、日本だけではなくてほかでもみんなそうですけれども、法整備支援の課題だというふうに考えております。

第3には、トレーニングをするにしても何にしても、それぞれの国によって違うわけですが、ある程度どこの国にも通用するような、例えば民法なら民法の基本的な原理についてある程度の教材を用意して、その各国語版を使ってやる。ベトナムにつきましては、第1期のワークショップを通算何回やったでしょうか、十数回やっていると思いますけれども、それを、そのときに出していただいた教材、英語のものとそれをベトナム語に翻訳したものと、それを全部コンパイルしているのですが、これはある意味ではコンパイルしたというだけでありまして、体系的に考えているわけではありません。しかし、これをぜひとも、法総研は研究もしておられるということだそうですので、研修をするに当たって、ぜひそういうライブラリーといいたいでしょうか、体系的な資料づくりもやっていただきたいと思っておりますし、多分今日来ておられる先生方は、それに惜しみなく協力をなさることだと私は信じております。

そして、いろいろありますけれども、実施の上での課題というのは、人材の確保、それから言葉、通訳の問題、それから教材、各国に通用できるような教材というものを心がけて作っていかねばならないという点であります。

最後に調整でありますけれども、これも先ほど言いましたようにワールドバンク、国内的な調整もありますが、国内的にはこうやって集まって、私の意見に反対の方もおられると思いますが、話していけば何とかかなと思うのですが、なかなかそうはいかないのが国際社会でありまして、フランスなどは、だれが何と言おうとフランスが一番だと思っておりますし、それから、アメリカもそうなのです。コモンローは神の法なのです。ですから、そんなものはだめだ、大陸をどうしてくれるかといっても、なかなか聞いてくれません。

それから、先ほど申しましたように法整備支援のいろいろな目的が国によって、あるいは機関によって異なっておりますから、調整をするのでしたら、調整が必要なことは確かなのですけれども、かなりダイアログをして、そして、ストラテジーをどうするか、メソドロジーをどうするかというようなことも含めて議論を深めないといけないのです。日本は金があ

---

るから教育分野を受け持てなどと言われるかもしれませんが。教育というのはうんとお金がかかりますから、立法はアメリカが持とうとか、そういう話が今出てきつつあるわけですので、やはり調整というのは、日本が法整備支援というものを体系的に、あるいは長期にわたってやろうと思ったら、これはやはりきちんとそういうところに人を送って、今まで黙っていたというだけではなくて、これからはそういう調整会議の中で日本がリーダーシップをとらなければいけないと思っております。

今まで、いろいろなところでドナー会議があるのですけれども、日本はお客さんとして、金だけ出して黙っているわけで、こんなにいい国はなかったわけですが、今後は金もなくなってくるわけですから、金がなくなれば口ぐらいは出さなければとてもやっていられない。アカウントビリティということもありますので、そういうことで、例によって例のごとく私らしく、というのは少し誇張もあるという意味ですが、言葉の使い方も強い調子になるべきところ出てくると思います。先ほど鈴木先生とお話ししていて、少しその言葉は適切ではないのではないかという御指摘を受けたところもありますが、そういうところはあるかもしれませんが、私の今までの経験、これは現場からの提言でもあるわけです。大分時間を使って申し訳ありませんでした。御静聴どうもありがとうございました。（拍手）

○司会（山下教官）

どうもありがとうございました。

かなり時間は押しておりますが、次の項目に入らせていただきたいと思います。

---

## 協 議

### ○司会（山下教官）

協議項目として以前から御案内しておりますけれども、これから私が進行役を務めますが、御協力いただくために事前をお願いしているのですが、JICAのインドシナ課長の畠山課長、それから、名古屋大学の助教授であります島先生に前に出てきていただきたいと思いません。よろしいでしょうか。（拍手）

予定では5時終了ですけれども、都心から離れた浦安まで来られていますので、皆さん、それほどこの後の用は詰まっていないと判断しまして、若干延長させていただくことになろうと思えます。

まず、私は、進行役を務めます国際協力部教官の山下でございます。

### ○畠山（JICAインドシナ課）

JICAのアジア一部のインドシナ課長の畠山です。よろしくお願いたします。

### ○島（名古屋大学）

名古屋大学アジア法政情報交流センターにおります島と申します。どうぞよろしくお願いたします。

### ○司会（山下教官）

森脇教授の普段着のような話で大分肩の凝りも取れたと思えます。これから進行していきますけれども、事前配布の資料に協議項目を4項目掲げておきました（資料省略）。しかし、これを30分や1時間でやるのはかなり無理があります。実はこの①から③までの項目というのはある意味では相互にリンクしております。と申すのは、法整備支援の要請がかなり増えてきておまして、増えてきたら、それに全部対応できるのかという基本的なものがあります。また、日本として対応できるようにするためには、人材育成はどうすればいいのか、対応できる範囲でやるならば、どういう戦略でやっていくのかというのが①にあります。②は、どうやって人材を確保して進めていくのか。③は、そういう状況にあるのであれば、現状は他国や国際機関の支援とできるだけ重ならないように効率的にやるべきではないか、こういうふうに関連しております。4番目の評価という問題は若干テクニカルな問題があります。こういう時間が押し迫った事態に至っては①から③を一緒に、特に区分

せずに議論していきいと思っております。

前提認識としてまず御説明しておきたいことがあります。この法整備支援連絡会は気軽な意見交換の場として昨年1月に始めました。ですから、皆さん、肩書きをお持ちになってこちらに参加しておりますけれども、ここで発言される内容はもちろん個人の意見として受け取られますので、特にこれは組織の意見だという場合には断っていただいた場合にだけ、そのようなものとして取り扱います。

それから、第1回はそういう意味でいろいろなところに情報がたまっているであろうということで、これをつなげる場が欲しいということで会議を開き、2回目は、支援要請が増えてきて、日本の基本姿勢を作っていこうではないかということで開催しました。折しも世界銀行がそういうストラテジーを模索しようとして、いろいろな会合を持つようになりましたので、そういうこともリンクして板敷きでした。

3回目、本日ですが、実は前回その基本方針を決める際に大体協議した内容が、対象法領域をどうするか、あるいは対象地域をどうするか、こういうことだけの議論にほとんど終始して、人材育成とか、あるいは他の機関との調整をどうするかということは議論されませんでした。ですから、②と③が本来はこの場で御議論いただきたいのですが、それにしても、その後の状況の変化がありますので、①の対象法領域とか対象地域という切り口もできますし、あるいはどういう手段で法整備を日本がやっていくのか、立法助言なのか、あるいは人材育成なのか、もちろん全部含むのでしょうけれども、そういう切り口もあると思います。そういうことで、まず、支援要請が増えているということをご皆さんに認識していただきたいと思っております。

ヴェトナム、カンボディア、ラオスは、報告者の説明で分かったと思うのですがけれども、先ほどインドネシア、モンゴル、ウズベキスタンというのが出てきました。モンゴル、ウズベキスタンからどういう要請がいつごろから出てきたのかということをご若干JICAの方に説明していただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

#### ○井之上（JICA）

国際協力事業団のアジア第2部で東アジア・中央アジア課、中国とモンゴルを担当しております井之上と申します。よろしくお願いたします。

今回、このような場面で私どもアジア第2部の活動について御報告の時間をいただきまして、誠にありがとうございます。私どもJICAでは地域が4部に分かれておりまして、ラオス、カンボディア、ヴェトナムを中心としますアジア一部、中南米部、中近東・アフリカ部と、私ども東南アジア以外のアジアのつく名前の地域、あとは大洋州を中心とするアジ

---

ア第二部というところがありまして、私はそのアジア第2部というところで、今回はモンゴルと中央アジアのウズベキスタンについて説明に参りました。

この両国については、現在の状況を株に例えますと、法整備支援という市場の中にやっとこれから新規上場を控えた準備段階ということで、有望株ではあるのですが、まだ今は準備段階ということです。ですので、新番組の紹介程度に聞いていただければ幸いかなというふうに思います。

まず、モンゴルについて、歴史、問題点、現在の状況、そしてコメント等を含めて、モンゴルとウズベキスタンについて簡単に説明させていただきます。

モンゴルは、1920年に独立国となりまして、旧ソ連の衛星国の一部という形になったのですが、1990年以降、その旧ソ連の崩壊後、民主化ということで市場経済化を推進してきました。ただ、その間に社会主義的な法から市場主義的な法へ変わる法整備も行ってきたのですが、特に重要なのは92年に新憲法ができて、大きく変わり、国名もモンゴル人民共和国からモンゴル国と変更になりまして、この92年が非常に大きなキーワードの年かというふうになっております。

この後、アメリカとドイツを中心に法律に対しての支援が相当入ったのですが、やはりイギリスとドイツの法律の中で、基本的な法律はそれで制定されたのですが、その法律が各アドバイザーのそれぞれの自分たちの国の法律をそのまま持ってきたということで全く整合性がとれていないのです。全体としてのパッチワークがどのようになっているかということの問題が出てきて、実施、運用等で非常に大きな問題が出てきたのです。

こういう中で、アジアの隣国ということで、日本の方にいろいろと、モンゴル法務大臣が日本に訪日してきて法整備支援の協力を依頼したり、また、レターが出たりということで、日本へのアプローチがあったのですが、昨年度、モンゴル政府よりJICAベースで法整備支援計画ということで専門家の派遣の要請がありました。今年度そういう状況の中で、今日御出席いただいておりますが、実は昨日帰ってこられたと思うのですが、田中教官がモンゴルの方に行かれまして、基本的な調査をやっていたという状況です。

少し田中教官から、簡単に調査の状況を聞きましたところ、やはりまだ法治主義という観念が非常に低いということと、実際に経済法の中でまだ存在していない法律等もあって、非常に人治主義的な考えが非常に強いようなのです。こういうような状況の中で大きな問題があるということで、やはり協力は必要ではないかというようなお話がありました。

今後は、国特の研修を行うなど、また、もしくはJICAで日本に来ていただく研修員についてはオリエンテーションという形で、法律について、法治主義の必要性だとか、そういうことを説明するような機会も必要ではないかと思っております。また、来年度以降、設立

が予定されております日本センター等も活用させていただいて、そういうところでも、まずは遵法意識というものを高めていくということと、起草等のテクニカルな部分での技術移転を図れるような機会を作っていくのが今後重要ではないかということを中心に先ほどお話がありまして、今後また、帰国報告会等を含めて、モンゴルについてはどうやっていくかということを中心に詰めていきたいというふうに思っております。

ウズベキスタンですが、先ほど鮎京先生から非常に強いラブコールもありまして、私どもも今後、中央アジアの旧ソ連下の中のソ連邦内の国々に対する法整備支援、新たなアプローチというか攻め方だとは思いますが、このウズベキスタンに対してどうやっていこうかということを中心に私どもの課としてはいろいろ考えております。

ウズベキスタンは、やはり同じように1991年に旧ソ連から独立した国です。実際ウズベキスタンは独立したくて独立したのではなくて、東欧の国だとかいろいろなところが独立したがために独立したというところがありまして、その国々の方々というのは、結構そのときの党書記がそのまま大統領になって、今もずっと99%ほど、大統領としての信任が非常に高く、強権主義的な状況になっております。

ロシア法の影響もありまして、実際に91年以降、基本的な法律については作成されているのですが、やはりアフガニスタンのイスラム原理主義の影響だとか、そういうところで中央アジアの脅威の中で非常に大統領が強権的な権力を持っており、大統領令というものを作りました。大統領令が単にテロとかそういうところにおける通達に終わればよかったのですが、他の分野にも結構そういう大統領令が施行されているということで、現在10年経って、基本的な法律と大統領令の整合性がとれていないというところでもあります。日本側に対しては、そういう意味では、まず旧ソ連邦の法律と現在の法律との整合性をまずはいろいろと勉強したい、さらには、やはり法曹界の人材等が不足しているので、人材育成もお願いしたいという要請があります。こういうことと、あと、実際に今、中央アジアも司法改革を行っておりますので、その改革についてのアドバイスをお願いしたいというようなことで、いろいろと協力の依頼がありました。

私どもは今、中央アジアにつきましては、ヴェトナム、カンボディア、ラオスのインドシナ諸国で行っているような立法から始めるというわけではなくて、ある程度立法化はできているのではないかと考えております。その中で整合性を高めるとか、法情報システムのデータ検索だとか、あとは人材育成、そういうところを重点的にやっていきたいと考えています。

先ほどの話の中でありましたように、三権分立が未成熟な状況の地域ですので、まずは、どうか彼らに対して遵法意識を高めていきたいというようなアプローチも非常に重要かと

~~~~~

いうふうに思っております。

今回、私どもの今年度の方針といたしましては、現在、まずは短期調査ということで法総研の丸山教官と名古屋大学の杉浦教授に、現在ウズベキスタンに行っていただきまして、今までの要請案件についての背景調査と簡単な調査をお願いしている途中です。9月27日に帰国されますので、その後またいろいろと今後の方向性等を確認したいと思っております。さらに、名古屋大学の協力もいただきまして、10月7日からタシケント法科大学の方に市橋教授を長期専門家ということで派遣する予定でありますし、ウズベキスタンの詳細な調査も行っていきたいというふうに思っています。

今後は、そういう意味では短期専門家が今回行かれた内容と、市橋先生等の御協力をいただきながら、今後の協力の方向性を図っていきたいというふうに思っております。

まだこれから始まる国ですので、今年度は本当に前座的な説明でしかありませんでしたが、来年度以降はもう少し具体的に案件とか内容について御報告できるかというふうに思っておりますので、モンゴル及び中央アジアの諸国についても御協力の方をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○司会（山下教官）

ありがとうございました。

そのほかにもいろいろ要請が来ているのですけれども、私が把握している限りでは、インドネシアが民主化支援、あるいは司法の独立の関係、それからフィリピンが、ADBのプロジェクトとして何か日本と協力できないかというような要請も実は寄せられております。それ以外に、例えば皆さんは国際協力法整備支援にかかわっていると思うのですけれども、自分が行くところという要請がある、あるいはこういうニーズがあるということがありましたら、お教え願いたいのですけれども。

○田中（JICA）

JICAの環境女性課の田中と申します。先月30日ですけれども、皆さん御承知だと思いますが、あの東ティモールで政権制定議会選挙が行われました。これから憲法を制定しまして、各法律を作っていくことになると思うのですけれども、まだ、どのように各国ドナーが対処するかというのは決まっていません。まさにゼロから法律を作っていかなければいけないという状況の中で、我々トップドナーの日本としても支援をしていかなければいけないのではないかとこのように考えてはいます。ここで支援要請を出すわけではないのですが、皆さん、どのようにお考えになっているのかということも意見を伺えたらと思います。

○鈴木（国際協力銀行）

国際協力銀行の鈴木と申します。皆さんに配布した紙に書いてあるかと思いますが（資料省略）、裏側の2行目あたりに書いてあるタイの行政裁判所における判例公開と判例検索に協力してほしいということが寄せられています。

今、実はタイの行政訴訟、行政法の体系は、実は日本より進んでしまった面が明らかにあるのです。一方で、日本の我々の銀行がやっているODA案件というのは、ほとんどが政治、法律問題になっているわけです。それは、ほとんど今は行政裁判を起こされると、タイの政府は負ける可能性があるのです。ものすごく大事な問題だと思しますので、確かにいろいろ優先度という問題はあるかと思いますが、日本の企業もこれだけタイにいて、非常に影響があるわけですので、そして、ほかの国と違いまして競争がなくて、かつ成果がすぐ出る有効な司法改革ができるわけで、日本も説明責任を果たせるかと思しますので、ぜひとも検討していただきたいのです。私の銀行のローンでやればいいではないかという考え方もあるかと思いますが、それでしたら、そういう格好で皆さんから言っていただくと、私の銀行も、やらなくてはいけないという感じになるのではないかなと思しますので、検討していただきたいと思します。

○清水（UNDP）

UNDP東京事務所の清水と申します。UNDPは、ガバナンスという切り口でもって民主化支援、インドネシアとかフィジーの選挙支援を援助したり、その一環として法整備支援を心がけてきているのですけれども、二国間援助が可能な国についてはJICAさんがおそらく事業を実施できると思うのですけれども、UNDPの存在価値というのは、要するに比較優位にありますのは、国でないところ、紛争後の開発などはその一番いい例ですけれども、例えば東ティモール、今は国でないところ、これから国になろうとするところ、そういったところでUNDPは比較優位を發揮して、いろいろな事業をしているのです。この法整備支援につきましても、先ほど話がありましたけれども、JICAがいち早く展開された去年の1月ぐらいから、実は内々に法整備、法制度支援で日本政府に協力してくれないかという要請が来ておりました。

ただ、その時点では、日本政府は、やはり東ティモールの復興支援はまずインフラ整備だ、法整備支援はその後だということで、そのときは要請を蹴られたのですけれども、今後の課題として人材育成も含めて法整備の面で日本ができることはいろいろ出てくるのではないかという気がいたします。

○鮎京（名古屋大学）

インド洋のかなた、マダガスカルですが、ここから既に消防防災制度及び法制整備ということで支援が来ております。これは、日本の総務省の消防庁が非常に熱心にやっているプロジェクトでありまして、例えば消防自動車、あるいはホースをどう使うかという、そうした技術的な支援とともに、火事であるとか火災をなくすためにどのようなルールづくりが必要かということでやっているものであります。時間がありませんのでもうやめますけれども、私どもが発行している C A L E NEWS に簡単に私が紹介してありますので、ぜひ御検討いただきたいということでございます。

○井之上（J I C A）

あと1件付け加えて、中国で現在、WTOの加盟支援研修というのを実施していきまして、現在、中国の方から法律分野に対しての研修をお願いしたいということがあります。具体的に中国から来ておりますのが、外国人弁護士事務所もしくは弁護士の日本での活動状況等について、できれば今年度中に研修を行いたいという要望が出ておりまして、また、法総研及び弁護士連合会の方には御相談に行くことになるかと思っております。

○金子（国際民商事法センター）

国際民商事法センターの金子です。先週、中国で、私どもの財団主催で法務省後援の日中民商事法セミナーというのがありまして、そのときにJ I C Aの北京の方が来られまして、やはりそれと同じような話をお伺いしました。

それと、中国はこれから民法典を制定、総まとめしたいということもございまして、日本の民法学者の協力をぜひ得たいというようなお話が既にございます。これにどう取り組むかということも関係の先生にまた御相談しますので、J I C Aとの関係は、これはどうなるか、今後の展開だと思っておりますが、一応中国についてはそういう意味での協力要請というのは一応あるということです。

○三ヶ月（東京大学名誉教授）

せっかくですから、どのような人が行って、どのようなことをやってきたか、その辺を少し説明してください

○金子（国際民商事法センター）

WTOの関係では、一昨年度、ハノイでセミナーがございました。その問題のときに一つ

あったのと、それから、中国との関係のセミナーでは、日本で昨年度やりましたときに、中国側の要望もありまして、WTO問題を取り上げました。それで、日本の通産省の担当の課長さん、それから関係のWTO専門の学者の方々等、何人も御協力いただきまして、それについて、中国側は非常に参考になったというようなことをごさいました。その辺は、また私どもの財団の機関紙に、一応その時の講演の内容はまとめてございますので、もし御希望の方があればお渡しします。WTOについては、そういう意味での協力というのは去年あたりもやっております。

○司会（山下教官）

ありがとうございます。

簡単に聞いただけでも、これほど支援要請が来ておるのですけれども、まだ何かございませうか。

○鈴木（日本ローエイシア友好協会）

私は、日本ローエイシア友好協会の鈴木でございますが、今、WTOの話が出たので、それと関連する情報を提供しておきたいと思っております。これは日本ローエイシア友好協会だけでなく、ローエイシアの本体が発行しているアップデートというニュース・レターですが、そこで私は、ローエイシアの方のビジネス・ロー・セクションの議長役をやっているものですから、それでこれが2日前ぐらいに来たのですが、そこに書いているのですけれども、WTOに中国が加盟するという関連で、実は先ほどいろいろ言われた旧東ヨーロッパの国々がEUに加盟するためにいろいろ法整備をやっているのですが、その中で独占禁止法、これを非常に多くの旧東ヨーロッパの諸国が加盟しています。それと対応しまして、今度は中国がWTOに入るということで、独占禁止法というのが非常に重要になりまして、今、実はOECDに、横浜国大の村上先生ですが、6か月ばかり出向しておりまして、その主たる目的が中国に本格的な独禁法を入れるということで、このあいだ、彼とはパリで会ってきたのですが、そういうことを少し私が書いておりますので、参考のために、もし必要があればお見せいたします。そういうことが情報としてあります。

○司会（山下教官）

どうもありがとうございます。

JICAのODAだけでなく、NGOで皆さん方が活躍されておられるので、このようにいろいろな要請が出てくると思うのですけれども、おそらくODAとしてどこの国へ、ある

いはどの地域へ、どういうことをどういう分野でやった方がいいのかということが、まず、我々が関与している部分からは関心があるのですけれども、例えばそれがすべてJICAルートに乗ってきますと、その対応は、日本の今の体制では全部に対応できるものではないと思うのです。もちろん対応するためにはネットワークをつくらなければならないのですけれども、ODAとしてやる場合、あるいはNGOとしてやる場合、NGOの側から見たらODAにはこういうことをやってほしいとか、ODAから見たら、それはできないけれどもNGOにはこれをやってほしいというような観点で、多分棲み分けができないと、これは日本に対する支援を全部受けられないのではないかと考えております。そういう観点から、例えばJICA、あるいはODAを通じたら、こういうことはせめてやるべきではないかというような意見がございましたら伺いたいのですけれども。

○佐藤（名古屋大学）

名古屋大の佐藤です。私、そろそろ会場を後にしなければならぬものですから、一言ということなのですが。

幾つか出た中で、やはりプライオリティを置く上で、例えば私もUNTACでカンボディアのピースキーパーに行っておりましたけれども、一つ日本の憲法の観点からすれば、いわゆる平和構築とか平和貢献が重要であり、特に自衛隊を送るとかそういうきな臭い話ではなくて、この間も法務省に行きました折に申し上げたのですが、ぜひブルーヘルメットを法律家にかぶってもらいたい。こういう意味で多少、先ほどの東ティモールも含めてアジア周辺の安全保障、非常にこれは優先課題だと思いますし、外交上の問題も含めて、そういった点を一つプライオリティに考えてもいいのではないかと考えています。

それからもう1点、市場経済との関係で、確かにグローバリゼーションの中で無視できないわけですが、先ほど森脇先生がおっしゃられたように、いわゆるアメリカ法の移植の片棒を担ぐというのはまずいと思うのです。私自身もEBRDに行っておまして、実際にひどい法整備をしていたというようなことがあって、名古屋大学の方で今勉強させていただいているわけですが、そういう中で日本が、特に経済発展、高度の経済発展を短期間で成し遂げたという中でも貧富の差がほとんど、あるにしても非常に少なく済んでいるという、この経験というのはやはり非常に大きなものだと思います。そういった点で特に市場経済をやる上では、いわゆる金融の最先端のところを日本はやれるわけではないですから、むしろいわゆる社会開発の問題、貧困対策、まさにそういった部分、市場経済との関連から来るセーフティネットとか、あるいは特に世銀とかそういったところが、日の当たらない部分をやはりフォローしていくということが大事ではないかと思えます。

それから、3点目の国際機関との連携の方にも少し触れるのですが、いわゆる世銀などは大蔵省、今の財務省の管轄になっておりますが、残念ながら財務省からの方はいらっしゃっていないようにリストでは見受けられるのですが、ぜひそういった方々にもかかわっていただくというか、コーディネーションの中に、御存知のように、日本の法整備支援の金額的に大きな部分はジャパンファンドということで、世銀等、財務省管轄になっておりますし、私はその関係のお金で行って、やっていたわけですが、なかなかそれを日本で受け入れられるだけの、まだ状況ではなかったということで、十分力を発揮できなかったわけですが、そういった点に、先ほど森嶋先生等もおっしゃられたように、弁護士、裁判官などを大いに派遣して、いわゆるアタッシェというのは単なる大使館の領事部だけではなくて、そういった部分に送り込むとか、あるいは主要研修の中で、今後、社会研修という枠の中で、JPOという国連の持っている枠などで研修という形で送るとか、そういったことをいろいろ今後やっていっていただきたいなと思っております。

○司会（山下教官）

ありがとうございます。

今、ジャパンファンドというお話が出ましたけれども、実は当方で用意した「機関別プロジェクト一覧」というものがあります（資料省略）。これはADBの資料から少し整理し直したものですけれども、これを見ていただくと、途中からジャパンファンドというのがズラッと並んでいまして、ADBでも同じようなことがありますので、その点は皆さんチェックしておいていただきたいと思います。

そのほかに、例えば法分野ではない、法領域ではない、対象地域ではない、違った切り口で、こういう支援がいいのではないか。例えばカンボディアで行っているような直接の法律の作成支援もいいたろう、あるいは人材育成もいいたろう、あるいは判例の支援でもいいたろう。これを日本としてどこに重点を置いた方がいいのか。全部に重点を置ければいいのですけれども、そういう観点からの御意見があればお願いしたいのですけれども。

○森嶋（名古屋大学）

山下さんが提起された問題と少しずれるかもしれませんが、今日、私がお話ししたのはあくまでも法務省とJICAという組み合わせで考えているわけですが、実は途上国の中では現在、環境法の整備、それから情報交換というようなことがありまして、今度はJICAということで取り上げて、JICAの東南アジア一課とか二課とかそういう切り口で見ますと、実は非常にいろいろな行政制度、それから人材育成、それから自然科学的な対

策の面も含めて、パッケージとして環境保護というのが非常に強く出てきているのです。私はカンボディアなどでもいろいろそういうことを言われるのですけれども、いや、今はそれどころではない、民法でひいひい言っているのだから、それは先の話だと言っているのですが、話題提供という点では、今の法整備支援の考え方、枠組みと違った形でやはり法がかかわって、しかも、いろいろな制度がかかわっていることに対する支援要請というものもあるということだけ申し上げたいと思います。

○田中（法務総合研究所）

今の森脇先生のお話とも関連しているのですけれども、私はモンゴルに4週間派遣されておりました法務総合研究所国際協力部の教官で田中と申します。

モンゴルの法制度には非常にいろいろ問題がたくさんありすぎて、とても御紹介できるような量ではないのですけれども、一般に法整備支援というのは息の長い人材育成です。私が今回JICAに出すレポートで一言申し上げたかったのは、モンゴルの場合、法整備支援と、モンゴル全土荒廃して全人民が難民化するのとの時間の戦いだと思います。それはなぜかといいますと、モンゴルの自然環境は非常に脆弱でございます。年々悪化している状態ですけれども、モンゴルの人の目は今、いかに儲けるか、いかに民営化して儲けるかということにしか向いておりません。

その中で、先ほど東ティモールの問題について触れられましたときに、まずインフラ整備をやって、法整備支援は後ですというお話がありましたが、まずインフラ整備というのはどこの人も考えるわけです。インフラはみじめな限りでございますから。そうしますと、何が起るかという、インフラを整備するときには儲けが生まれるわけです。必ず皆さん、やらざるぶったくり、弱肉強食の世界がまず生まれてしまうわけです。その後でいくら法整備支援をしても、それは紙の上のことで、実施することは並大抵のことではございません。

私は、モンゴルに行くに際して、5年前にモンゴルを訪問した方の簡単な訪問記を見ました。今年行きましたら、私にはもう人間が変わっているようにしか見えなかったのです。5年間でこれほど変わるのかというほどでした。援助をするということは、これほどにもたかり体質を植えつけてしまうのかというのを目の当たりにしまして、最初は嫌気が差しましたが、田舎に行くと、5年前に書いてあるとおりの人がおりまして、なるほど、田舎はまだ大丈夫かと少し気を取り直してやる気を持ちました。

ですから、今、援助の仕方を考えまさんと、まず、物やインフラやそういうことを先にしますと、人間が変わってしまうのではないのでしょうか。法整備支援を後からやっても、そこには汚職体質と横領体質がしみわたってしまい、なかなか実施することはできないと思いま

す。車の両輪のようにして、公務員に対して、法律を守って仕事をしないといけないということを教えていかないといけないと思っております。

もう今は、モンゴルの環境は破壊されつつありまして、環境保護のパッケージとして一番大事なのは自然環境省の人がきちんと立派な環境アセスメント法を実施しなさいと言いたいのです。JICAのプロジェクトですら、環境アセスメント法に従ってアセスされていないので、あと5年ぐらいしてからモンゴルが荒廃したときに、これはJICAが道路を造ったから、ここの水がなくなって荒れたのだと言われかねないような状態にあります。

ですから、これからの法整備支援におきましては、裁判官の研修も大変大事なのですが、裁判の紛争に行く前に、まず法律をきちんと守るように皆さんやりましょうということを公務員の人にも教えるのが最初ではないかということを経験に書かせていただくつもりでおります。環境保護パッケージというのは本当に大事なことで、途上国におきましてはどこも環境保全よりも、皆さん目の色を変えてお金儲けに走っておられますから、破壊された後では遅いということをお願いしたいと思います。

○小峯（横浜国立大学）

横浜国大の博士課程の小峯と申します。違う切り口という問題提起だったので、私は先日、JICAの技術協力専門家研修の法整備支援コースというので研修を受けていまして、そのときに海外研修でカンボディアに行っておりました。そのときにいろいろ目にしたものが、現地の法律家の方々が自分たちでNGOを組織して、人権の教育ですとか、女性や子供にも自分たちには権利があるということを啓蒙したり、あとは、一般の人たちが裁判にアクセスしやすいような支援ですとか、起草されている法案へのいろいろなコメントなどを発したりとか、そういう活動をしているのを見ました。そういったローカルの法律NGOというのは、いわゆるJICAなり国際社会が支援している法案の起草と末端の一般大衆を結びつける橋渡しみたいな役割を担っているのではないかということに非常に興味を持ちまして、ですから、そういった地元の現地の法律NGOというものも支援の対象なり、あるいは共同していくカウンターパートとして考えていくことも、後々考慮されてしかるべきではないかなと思いました。

といいますのは、やはり法律が、今はまだカンボディアでしたら起草している段階ですが、その法律が実際に人々の生活に役に立つような仕組みにならなければ、せっかく作った法律も意味がないという感じがしましたので、そういった法律が国内の社会で生かされていくための、そういった市民社会の動きというものは、非常に今後重要視されていくべきではないかと思いましたので発言させていただきました。

○司会（山下教官）

ありがとうございます。

○安田（名古屋大学）

2点ぐらい、これは質問であるのか提案であるのかよく分からないのですけれども、発言させていただきます。

一つは、今までお聞きしていて、例えばヴェトナム、カンボディア、ラオスという、そういういろいろな国があるわけですが、そのときに、なぜバイつまり2国間の支援になってしまうのだろうかと思っております。そういう法整備支援自体が、お話を聞いていると、ヴェトナムでやった議論と、例えばカンボディア、ラオスでやった議論というのは、何となしに同じような問題を扱いながら、しかも、社会環境としては明らかに差はあるわけでしょうけれども、それほど違いがないとしたら、むしろ三つの国を一緒に、むしろその相互間の協力のようなもの、例えばヴェトナムの法律の専門家、ラオス、カンボディアの専門家というような人たちを動員しながら、彼らの中で議論をしていく、その中で日本の経験とかそのようなものを伝えるというシステムを、現在ODAが10%減らされるということがあるわけでしょうから、そういうことから見れば、効率という面から見ても、そちらの方がすぐれているのではないかと思うことがあります。

そして、要するに自立するような形での援助が必要なのだといった場合に、例えばヴェトナムで自立しなさい、ラオスで自立しなさい、カンボディアで自立しなさいというのは、ある意味では知的な独占といいますか、我々の方で一方的に手綱をとって独占してしまっているというようなものがあるのではないか、そういう結果になってしまうのではないか。むしろ三つの国の中でいろいろお互いに問題点を議論してもらいながら、例えば民法典なら民法典について似たような、もしくは違いというのがあるでしょうから、そういうようなものを作るという形ではできないものだろうかという印象があるわけですが、それが1点です。

第2点は、これはお願いなのですが、5年ぐらいいろいろと法整備支援という形でやっておられるわけですが、どうもやられた成果とかやった形での研究というようなものが、私はアジア法を研究しているわけですが、研究者の手元の方にはなかなか入ってこない。例えばUSAIDでも世銀でもADBでもいいのですが、ホームページにアクセスすると、ほとんどの情報が入ってくるわけです。その評価、例えばUSAIDのものすごく膨大な報告を一生懸命読んでいまして、つまらないものもありますけれども、一応研究報告、つまり我々が知識を得る題材となるような形での資料を提供してもらっている。

これは、今までのところ、例えばJICAのホームページにアクセスしても、そのような情報というのは得られないわけです。これは、これからのことだろうと思えますけれども、そういうような形での、今はそういう電子手法がたくさんあるわけですから、いろいろやられた成果ということについては、ぜひともそういう形で公開していただければ、研究者にとっては非常に便利だなと感じております。

○森嶋（名古屋大学）

第2の点については、できるだけそうすべきだと思いますけれども、今までやっていなかったことは確かです。

第1の点について申しますと、安田さんの専門であるインドとパキスタンを例にしますと、この両国と一緒にやりなさいと言って、できますでしょうか。例えば法律を作るときにです。やはりインドシナ3国ですと、例えばヴィエトナムが言い出しますと、カンボディアはひるむのです。それから、ラオスもそうです。

それから、かつてメコンデルタ・ロー・センターというのをアジア財団がつくろうとしたのですけれども、そうしますと、タイはバーツ圏を広げるためにタイとしては三つともに対等にやろうとするのですけれども、そうすると今度は、ヴィエトナム、カンボディア、ラオスはタイとの関係で結束していたのかどうか知りませんが、とにかくこれは警戒するのです。ですから、なかなか法律というソブリティを前提としているものについて、そうしたいろいろな過去の歴史的、政治的な問題があるときに、そう楽観的にはなれない。だから、今、安田さんがおっしゃったようなことはできないかという、これは私はまた別の問題だと思うのですけれども、少なくともそういうところで、最初から3国一緒にやりましょうというわけにはいかないというのが、各国の状況でありました。

○司会（山下教官）

時間が大分過ぎているのですけれども、できましたら人材育成の方で、それぞれの機関で実際に自分たちの機関はどうやって確保しているのだとか、あるいは今後どうやって集めていくのだということに焦点を当てて発言していただけるとありがたいのですが。例えば日弁連の方では、先ほどの発表では登録制度をとっているということですが、それは具体的にどうやられているのでしょうか。

○矢吹（日弁連）

簡単にお話しします。人材育成は、まさに1の点とも関係するのですが、つまり今、日本

がやっているのは、森島先生を始め大きなチームでやっているものが一つあって、そのための専門家としてどういう人がいいかということがあります。それからもう一つは、これから多分増えてくるであろう一つ一つの小さなプロジェクトをある程度任せてしまって、その人に全部やってもらう。エバリウエーションはきちんと後でしますというようにする方法があります。こうなりますと、今度は調整型というか、一人で専門家であり、なおかつ少人数を使って全部自分で最初から最後までできるか、こういう専門家が行かなければいけないのです。

この二つのニーズをどう考えるかということですが、私は日弁連のこのペーパー（資料省略）の中に専門家の要件として書きましたが、この中で、やはり私たちが外からできることというのは、例えば専門性、リーガル・マインドとか、これを私たちが今から法律家に教育しようといっても無理なのです。ですから、専門性のある方を必要とするときは、非常に高次の大学の先生ですとか、20年選手の弁護士をお願いしたいのです。この人たちに興味を持ってもらうために、情熱と愛情とありますが、この司法支援の基本的な考え方、それから対象国の政治、経済、社会、文化、こういうものについて知っていただく、ないしは二国間援助、国際機関、それぞれの活動について知っていただくということで、なるべく興味を持っていただくということが私たちの人材育成なのです。

そのために何をしているかというと、書きましたけれども、毎年、司法支援に関するセミナーをして、なるべく外から来ていただいて、レクチャーをしていただくのです。それでディスカッションをする。もう一つは、人材バンクで、興味を持っている限りはオポチュニティもある。ですから、登録していただければ、来た案件はみんなメールとファックスでお送りして、できるものからやっていただくという、この二つを行っています。

ただ、最後に、非常に厳しいのは、やはり専門家も、日本は随分守られた専門家ですが、コンペティションの世界で、例えば先ほど御紹介したABAのUNDPプロジェクトでラオスの調査がありましたが、これは話が日弁連にも来て回しましたが、まず、2週間以内に10年選手をすぐ送れ、1か月間だと、そういう要請が来るわけです。そのコンペに勝つというのは今の日本の法曹のキャパでは厳しくて、結局何とか7年目の人を推薦しましたけれども、15年ぐらいの香港の法律家がラオスに行って調査をしたということになって、そのコンペがいいかどうか分かりませんが、きちんとした支援をするためには、15年、20年選手も興味を持って行っていただける環境作りをこれからはしなければいけないというように思っています。

○柳原（九州大学）

九州大学の柳原ですけれども、PRと勧誘を兼ねて少し情報提供させていただきたいと思
います。九州大学では1993年からLLMコースという修士課程のコースを設けて、
これはすべて英語で、外国人留学生相手に国際経済ビジネス法を教えるコースとして発足い
たしまして、毎年10名から15名の学生を受け入れてきました。これは、世界各地からの
留学生を受け入れるということで、アジアには特定しないということでこれまでやってきま
した。

これまで通算で100名前後、既に修了しているわけですが、実はこの10月から、
これと別に新しいプログラムとしまして、ヤングリーダーズ・プログラムというものを設置
することになりました。これは既に御存知の方もおられるかもしれませんが、文部科
学省がいわば一つの国家的プロジェクトとしまして、主としてアジア地域のヤングリーダ
ーたちを日本に呼んで、1年間修士課程に入ってもらって勉強してもらおうのです。そういう意
味で人材育成という点で、今日のテーマからいきますと短期的な成果を上げるということでは
なくて、中長期的に立派な法曹、法律家を育てていくというプログラムです。

ヤングリーダーズ・プログラムには、法律コース、行政コース、経済コースという三つの
コースがありまして、法律コースを九州大学が担当しまして、ビジネスは一橋大学、行政は
成蹊大が担当するということになりまして、法律コースにつきましてはASEAN10か国
と中国、モンゴル、韓国、あわせて13か国から最大限16名を受け入れるというプログラ
ムとして発足しました。

なぜ13か国で16名かということですが、実はこれにはいろいろ経緯がありまして、中
国がいわばごねたと言うと少し言葉が悪いのですが、自分は大国であるから、ほかの国と同
じ1名ずつではおかしいということを目指いたしまして、ぜひ3名とってくれという要望を
受けまして、それから、中国を3名にしますと、バランス上韓国を2名にせざるを得ないとい
うことがありまして、これはあまり公にしてはいけないかもしれませんが、結局最大限
16名をとるということになりました。

ただ、面接をいたしまして、最終的には8名をとるということになりました。8名の内訳
は、ミャンマー1名、中国3名、モンゴル1名、ベトナム1名、タイ1名、フィリピン
1名ということになりました。

これは、この3大学がこのプログラムをするというのは、パイロット・プログラムとして
3年から5年の間、いわば試行としてやるということになっておりまして、全体としては、
今年は約、九大が8名で、一橋が8名、成蹊大が17名ぐらいだったと思いますけれども、
最終的にはこの数を1,000名ぐらいまでにしたいという意向もあるようです。

正直申し上げまして、経済コースにつきましては、やりたいとおっしゃっておられる大学

が多いようですが、法律コースについてはあまりそういう声が聞こえてこないのです。これは私があまり情報をよく知らないのかもしれませんが、ですから、この場を借りて、ぜひこのプログラムをやってみたいという大学が現れることを私は期待しております。以上です。

○司会（山下教官）

いろいろな情報をありがとうございます。

○尾崎（法務総合研究所）

法務総合研究所の国際協力部長の尾崎です。人材の確保という点で1点お話ししたいと思いますが、本邦研修でいろいろな講師が必要となります。当部では裁判官をやめたOBの方、こういう方に接触して講師となっていただくということをしておりまして、先ほど森嶋先生から御指摘がございましたが、いろいろ当たれば希望を持っている人はいるのではないかというのは、そういう経験にも基づいているものでありまして、声をかければ二つ返事でやっていただける非常に熱心な方もおられます。こういった方を活用していくという方策が一つあり得るのかなと思います。我々の関係で言えば、検事OB、裁判官OBということになるかと思います。

また、公証人関係につきまして、カンボディアなどでは公証制度をきちんとしてほしいという支援要請がございます。これも、公証人会の方が、そういう話がある前から何らかの支援をしたいというようなことをおっしゃっておられまして、こちらにも土屋先生と、それから左津前先生が来ておられますけれども、引き受けていただく予定であります。

こういったことを考えますと、我々としてもいろいろなところに照会を發して、普段から何らかのリストを作っておくということは、一つの方策として考えられるのかなというふうに思っております。以上です。

○司会（山下教官）

ありがとうございました。

実は裁判官を辞めた方の活用というのは、これまであまりやってこなかったわけです。これほど貴重な存在はいないのだろうと思ひまして、たまたま知り合いになった方に声をかけたら、非常に熱心な方がいらっしゃるわけです。少なくとも2人は関西の方にいらっしゃるということで、おそらくこれはもっといらっしゃるのではないかというようなところを考えているわけです。短期的な人材確保はそういう方法もあるのかなと思っております。経験豊富でありますし、しかも日本の裁判官に対する期待というのほどこでも非常に強いわけです。

○鈴木（最高裁判所）

最高裁判所の鈴木でございます。私も確かに非常にいいアイデアだと思います。先ほどから話が出ておりますロシアでの世銀のサンクト・ペテルブルグの会合に行ったときも、やはり元裁判官、フォーマーという肩書きの方が非常にかなり来ておられて、精力的に活動しておられるのです。そういう意味で、まだ、個人的なアイデアですけれども、そういう形でリタイアされた方にもっとこういう場所に出てきていただければなというふうに思います。

そういう意味で、現状でも最高裁判所は基本的には司法権を担当する機関ですから、法整備支援、三権分立ということであれば行政の裁量ということなのでしょうけれども、法整備支援は最高裁としても重要だと思っておりますし、特に今、中心的な主要な対象となっているアジアの諸国との関係というのは非常に大事だと思っておりますので、今までの研修員の受け入れ等でも、ヴェトナム、カンボディア、ラオス等に限っても延べで300人以上、一昨年ぐらいから現地セミナーの講師の派遣も行っているのですが、これも既に10人以上派遣しており、いずれも例えば倒産ですとか知的財産権ですとか、そういう専門分野の第一線でばりばりやっている裁判官を派遣しております。破産法は、こちらでの本邦研修のときには破産再生部の園尾部長に講師をしてもらったり、そういう意味で最高裁としてもできる限りの対応をしております。

現在は、法曹養成、裁判官の養成ということで、1年半でしょうか、長期間裁判官を派遣しておるのですが、これからどんどん裁判所、裁判官に対する派遣してほしいというニーズが多くなると思われまます。それについて非常に大事なことだと思うのですが、やはり今、現状、国内の事件処理ということでも裁判をもっと早くしろとか、人が足りないのではないかとか、そういう話もありまして、なかなか、どんどん数を出していくというのは大変なところもありますので、個人的には、アジアの国というのはやはりシニアの方が非常に尊敬されるということもあります。そういうのは副次的な効果になると思いますけれども、意味のあることと思っておりますし、非常に豊富な経験を持っておられるので、非常にいいのではないかと個人的には思います。いろいろそういう形で整備していければなというふうにも考えております。以上です。

○土屋（日本公証人連合会）

日本公証人連合会の土屋でございます。人材の養成、あるいは利用の面では、公証人の大多数は元裁判所長、あるいは検事正、私も検察にいたわけで、また、先ほどの府中アジ研にもいたことがあります。そういうことで、公証人の中でも、公証人制度はもちろんのこと、そういう過去の裁判等の経験でいろいろ活用できるのではないかという気があるわけです。

このあいだ、カンボディアの司法省次官と会いましたとき、民法、民事訴訟法の後で、ぜひ公証人法の立法について御協力をいただきたい、また、そのセミナーもしてほしいという話があったわけです。これは山下教官も全部御承知のとおりです。

確かに民法は主要法でありますけれども、その周辺に登記法であるとか、公証人法だとか、いろいろ重要な法律があります。公証人は日本ではあまりそう知られていないのですけども、ヨーロッパでは公証人制度というのは非常に重要になっています。いわば紛争事件は裁判、民事訴訟、そうでないお互いの合意のできたものは公証人の公正証書で扱うのです。公正証書の中で、いわゆる強制執行できる債権、つまり公正証書で約束して守らないと、民事裁判をせずに強制執行できる債権の部類があるわけです。日本の場合は金銭債権のみというように非常に限定されておりますけれども、諸外国、特にヨーロッパではほとんどの債権にそれが拡大されてきているのです。ドイツも2年ほど前にその改正がありました。

そうすると、公証制度を利用することによって、お互いの合意の上で、しかも、公証人は政府の機関ではありませんから、政府の予算をも節約しながら、いわば民事裁判に入る事件を少なくする効果があり、民事裁判のいわば迅速と能率化にも役立つわけです。スペインのことわざに、「公証人役場の事務所のとびらが開くと裁判所のとびらが閉まる」ということわざもあるくらいでございまして、非常に重要なのです。ですから、民法の基本法の周辺のそういう非常に重要な法整備についても、十分御留意いただきたいと思うわけです。

それに関連して申しますと、私は今、公証人国際連合といいまして、70か国加盟している国際機関の常任理事をしております。ここにいる左津前先生もそうなのですけども、ここでは公証制度協力国際委員会というものがございまして。ここも同じように各国に法支援を行っているわけでありまして、先ほど御紹介のあった法支援のあり方としては、例えば世界銀行のように資金を提供する、あるいは開発の関係でそういう法支援をする、あるいは元の宗主国のような関係で政府間で行うものがありましよう。もう一つの国際協力、あるいは人材の活用のあり方として、今申しました公証人国際連合のような専門家のそういう協力機関の人材を、日本が主体的立場をとりながらそういうものを活用する方法が大いにあると思います。例えば公証人制度の整備の際に、仮定の話ですが、日本が主体的にやりますけれども、いろいろヨーロッパ各国の法制度を参考とする場合に、そういう公証人国際連合の国際協力委員会の協力を得て、そこからいろいろデータを入れたり、あるいは知識を利用して、それで相手国に援助するという国際支援の協力も非常に有効ではないかと思っている次第であります。

もう1点言いますと、先ほど法整備の対象としまして、いわば市場経済への移行の国、この法制が大事ですけども、そのほか、アジアでは旧植民地がそれぞれヨーロッパの法制を

丸のみして受け入れて、いわばその国の伝統と乖離しているようなところがありまして、全体的に法制度を改正したいというような国もあるわけです。これが二つの部類。それから第3は、一応法制は整備しているけれども、環境問題、あるいは消費者保護、弱者保護で、その法改正をしていきたいという国もあるわけです。

それから、最近の発展で情報処理の関係、例えば公証人では今電子公証というのがこの3月に施行されまして、お互いに電子取引の情報を公証人が認証して法的な安全性を確保するという法制ができたのですけれども、これは、国際協定等、相手方にそういう同じ制度がなければ動かない制度なのです。ですから、これは非常に先端の部分ですけれども、これを今、こういう電子取引の時代になりましたら、各国共通のこれから発展していかなければならない分野なのです。

だから、ずっと初歩的な法支援の問題とともに、先端のこれから一緒にスタートしなければいけないという分野での、そういう意識の喚起の問題、あるいは、こういう方法でやったらどうかということを言えると思います。例えば日本で電子認証ができて、相手にそういう制度がなければできないという点がありますので、そういう点も御留意いただきたいと思っています。

○司会（山下教官）

時間がなくなりましたので、3番目の項目は議論が細かくはできないと思いますので、ここで4番目の評価の点に移りたいと思います。我々法律家の方は与えられたものでやっていて、その後のことを認識していないとは言いませんけれども、なかなか難しい点があります。それから、国のレベルでも政策評価の問題もあるし、大学の方でも多分研究評価の問題があるのだと思います。そのような評価の件でJICAの方から、認識を共通にする意味で説明をお願いしたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○長澤（JICA）

国際協力事業団評価管理室の長澤と申します。法整備支援の評価というのは非常に難しいというふうに考えているところがございますけれども、JICAでは一般的に評価をどういうふうにやっているかというところを概念的に御理解いただいて、法整備支援の評価をどういう形でやっていったらいいのかということについての検討とか留意すべき事項を最後にまとめたいと思います。

最後に評価の協議で、あまり時間がないということだったので、一応資料だけは数ページ準備してありますので、それを見ていただければ、JICAの評価のやり方が大体

分かるように作ってあります（資料省略）。ほんのさわりだけを簡単に御紹介したいと思っています。

まず、1番目に「評価とは」と書いてあるのですけれども、いいか悪いかということだけをただ調べるということではなくて、評価した結果をどう使うかというところが一つのポイントということでございます。評価結果をまさしくプロジェクトの運営管理のマネージメントツールとして使うということと、それから、評価は、援助関係者の学習効果を高めるということで評価作業自体によってわからなかったところがきちんと分かるとか、援助の仕方についてきちんと把握できるというようなところがあります。もう一つ、昨今のODAに対する厳しい状況もあるのですけれども、きちんと国民に対する説明責任を果たす、アカウンタビリティを果たすという、そういうところが評価の目的ということで、よりよい事業を実施することが最終的には求められているということでございます。

今般、法整備支援については、ヴェトナム、カンボディア等も3年間の協力期間、ヴェトナムですとフェーズ2ということで最終的には6年間になるかもしれませんが、その最後のときには終了時評価という形で、当初目的とした目標が達成されたかどうか、プロジェクトが成功したかどうかというところを把握するという、そういう評価になります。

2番目のところに、評価にはどういう種類があるのかというようなことが少し書いてあります。ここは割愛してもいいのですけれども、今一番JICA等に求められているのが事前の評価ということで、プロジェクトをやる前に、このプロジェクトが相手国に本当にためになるのか、あるいは日本としてやるべき事業なのかどうかという、そこをきちんと定めてプロジェクトを実施するという事前評価というのが求められております。JICAでも今年から、プロジェクト方式技術協力とか無償資金協力等において、この事前評価をすべての案件に導入している状況でございます。

この法整備支援につきましては、終了時評価ということでやるわけですが、終了時評価をやるということは、まず当初の段階においてどういう目的を持ってこのプロジェクトが計画されたかということを中心に把握しなくてはならないということです。次の8ページのところに当たるのですけれども、6番目のところにPDM eと書いてあります。このPDMというのはプロジェクトのデザインということで、ヴェトナムのフェーズ2におきましてはこのような形でプロジェクトがデザインされておりました。一番左のプロジェクト概要の下の方から、この3年間の期間においてどのような活動を行うのかということ、その活動を行ってどういう成果を生み出すのかということ、それから、その成果が生み出せば、プロジェクトの目標として民商事分野の立法執行を担う人材が育成されるという、そのような目標を持ってこのプロジェクトが3年間実施されているということでございます。

この終了時評価というのは、いわばこのプロジェクトの目標である、民商事分野の立法執行を担う人材が育成されたかどうか、このプロジェクトが成功したかどうかというところを確認するというのが終了時評価の内容です。これをJICAではどういう視点で見ているかというのが9ページ目のところで、5項目評価とJICAでは呼んでおりますけれども、このプロジェクトの効率性、目標の達成度、インパクト、妥当性、自立発展性というような5つの視点からプロジェクトが終了するときに評価する視点として見えています。

効率性というのは、投入、いろいろな専門家を出したり研修員を受け入れたりということを行っておりますけれども、それがきちんと適正に実施されたかどうか、あるいは最小の投入で最大の効果を上げたかどうかというところを見る。効率的にこの事業が行われたかどうかということを見るのが効率性のところ です。

目標達成度というのは、先ほど言いましたように、プロジェクトの目標が達成されたかどうかというところを確認する。

インパクトというのは、この法整備支援の事業をやることによって、どういうところに効果があったかというところを見るということでもあります。

妥当性というのは、先ほども少し言いましたけれども、ベトナムの開発政策に合致しているか、あるいは日本の援助方針に合致しているか、そういうところを評価時点において確認するということ。

自立発展性というのは、プロジェクトというのはある期間をもって終了するというのを考えておりますので、そのプロジェクト終了後もきちんと先方政府がプロジェクトを実施していけるか、持続発展的にプロジェクトを実施していける可能性があるかどうかというところを確認する。

このような5つの視点でもって評価するということが通常の私どもJICAがやっている評価の方法でございます。これは、DACで実際にやられている評価5項目というものがあ るのですけれども、それに沿った形で、ほかの国際機関等でも使っている評価の視点でござい ます。

最後に法整備支援評価において留意すべき事項としてどういうことがあるのかということ を少しここに書いております。私自身の個人的な意見ですが、まず、何を評価するのかですが、評価というのはクエスチョンに対する答えを出すということですので、まずプロジェクトの目標、これが達成されたかどうかというところを評価するということです。評価の指標として先ほどのプロジェクト・デザイン・マトリックスの中ではいろいろ書いてあるのですが、果たしてそれが、書いてあるものが評価できるような指標なのか、あるいは目標の達成度をきちんと書いてあるかどうか、評価時点においてもう一度きちんと見直す必要があ

るのではないかというのが問題提起でございます。

それから、もう一つ評価する視点として考えられるのは、実施体制を評価するというのも必要ではないか。JICAがやった初めての法整備の支援ですので、このような形でやる実施体制、あるいは実施の方法というのは適切であったか、あるいは効率的であったか、あるいは改善点はないかというような観点で、関係者からのヒアリングとかアンケートとか、そういう形で確認する。

それから、評価の対象ですが、今回の法整備というのは法整備単独でやるわけではなくて、いろいろな国別特設研修ですとか、長期研修員の受け入れという組み合わせで、パッケージで事業が進んでいますので、そのようなものも一緒にあわせて評価をするということが重要だろうというふうに考えています。

それから、森脇先生も言っていましたけれども、どういう順番でやっていくのがいいのか、あるいはやってきたのかという、アプローチの方法についても、ヴェトナムのやり方は一体どうだったのかということに関係者で確認するというのも重要であろうというふうに考えていますので、そういうふうな評価する視点と申しますか、クエスチョンをきちんと表に出して、それを何で調べるのか、どういう客観的な方法で調べるのかということも議論していかなくてはならないと考えています。

もう一つ重要なところは、内部評価にするのか、外部でやるのかということです。関係者が評価するという観点でやるのか、あるいは全く関係者の外の方が評価するのか、外の方が評価するとかかなり厳しい評価になる可能性もあるわけですが、それはアカウンタビリティとか客観性という観点を担保するためにそういうふうにするのか、あるいは内部の人がやればよく分かっているということで、プロジェクトの改善、あるいは別なカンボディアとかほかのプロジェクトにも教訓を生かせるというような観点でやるのか、それについて決めなくてはならないというふうに思っています。

最後のところで、やはりいろいろ初めての評価ということですので、何を評価指標にするのかとか、あるいはそれをどこから入手するとか、そういうところについては、関係者と十分な時間をかけるべき必要があるだろうというふうに考えています。

以上、評価に関する難しさというのはたくさんあるということを、皆さん分かっていると思いますけれども、改めてここで私自身もそう考えていますということです。

○司会（山下教官）

ありがとうございました。

閉 会

○司会（山下教官）

こちらの不手際で、かなり時間が押してしまいまして、協議する時間もなくなってきました。ただ、この会は、何かを決議するとか、何か結論を出すというものではなくて、お互いの情報交換により、どの人がどういうことを考えているのか、あるいは、自分とは違うアプローチもあるのだなという、外部の刺激を受けるという意味もあります。ですから、このような議論を通して、皆さん、また違うヒントを得られたという意味では成果があったものとして理解しております。

本来なら総括するところですがけれども、その時間もありませんので、ここで法整備支援連絡会を終了とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

午後5時48分 閉会

第3回法整備支援連絡会プログラム

＜日時＞平成13年9月13日(木) 午後1時30分～午後5時

＜場所＞法務省浦安総合センター5階A1教室

＜主催＞法務省／国際協力事業団(JICA)

第1部 午後1:30～3:00

あいさつ 小貫芳信 法務省法務総合研究所総務企画部長

諏訪 龍 国際協力事業団理事

報 告 三ヶ月章 東京大学名誉教授

矢吹公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

鮎京正訓 名古屋大学大学院法学研究科教授

尾崎道明 法務省法務総合研究所国際協力部長

講 演 「ヴェトナムの法整備に対する国際協力」

ホアン カーン ヴィエトナム最高人民裁判所副長官

—休憩—

第2部 午後3:10～5:00

基調講演「法整備支援をめぐる国際的動向と法整備支援活動の課題と展望」

森島昭夫 名古屋大学名誉教授

協 議 司会:山下輝年 法務省法務総合研究所国際協力部教官

①法整備支援の在り方及び基本的方針

②法整備支援に携わる人材の確保と育成及びその間の連携の在り方

③法整備支援に携わる外国機関・国際機関との連絡・協調の在り方

④法整備支援活動の評価の在り方

⑤総括

※本連絡会終了後、同センター内カフェテリアにて懇親会を開催します。

第3回法整備支援連絡会参加者名簿

組織分類	組織名称	窓口部署	役職	氏名	
1	国際機関	国連開発計画	東京事務所	次席代表	清水久雄
2	政府機関	最高裁判所	事務総局秘書課	課付	鈴木謙也
3	政府機関	最高裁判所	事務総局秘書課渉外連絡室	渉外第一係長	白倉純一
4	政府機関	外務省	経済協力局技術協力課		坂本 徹
5	政府機関	経済産業省	貿易経済協力局貿易振興課	調査員	高橋真弥子
6	政府機関	厚生労働省	国際課	課長補佐	西田和史
7	政府機関	国際協力銀行	開発業務部業務課		丹下能嘉
8	政府機関	国際協力銀行	開発金融研究所	主任研究員	鈴木康二
9	政府機関	国際協力事業団		理事	諏訪 龍
10	政府機関	国際協力事業団	アジア第1部インドシナ課	課長	畠山 敬
11	政府機関	国際協力事業団	アジア第1部インドシナ課	課長代理	寺本匡俊
12	政府機関	国際協力事業団	アジア第1部インドシナ課	副参事(ウイトナム担当)	小林雪治
13	政府機関	国際協力事業団	JICAウイトナム事務所	副事務所長	子浦陽一
14	政府機関	国際協力事業団	アジア第1部インドシナ課	ラオス担当	菊入香以
15	政府機関	国際協力事業団	JICアラオス事務所	ラオス企画調査員	渡邊祐美子
16	政府機関	国際協力事業団	アジア第1部インドシナ課	カンボディア担当	石亀敬治
17	政府機関	国際協力事業団	JICカンボディア事務所	カンボディア長期派遣専門家	坂野一生
18	政府機関	国際協力事業団	アジア第2部東アジア・中央アジア課	モンゴル担当	中根誠人
19	政府機関	国際協力事業団	アジア第2部東アジア・中央アジア課	ウズベキスタン担当	井之上満明
20	政府機関	国際協力事業団	アジア第2部東アジア・中央アジア課	カザフスタン担当	水野由起子
21	政府機関	国際協力事業団	国際協力総合研究所調査研究第2課		田中章久
22	政府機関	国際協力事業団	国際協力総合研究所人材養成課		今井成寿
23	政府機関	国際協力事業団	企画評価部評価管理室	調査役	長澤一秀
24	政府機関	国際協力事業団	企画評価部環境女性課		田中洋人
25	政府機関	国際協力事業団	総務部法務室	室長代理	菊地和彦
26	政府機関	国際協力事業団	鉱工業開発協力部	次長	田中隆則
27	政府機関	国際協力事業団	大阪国際センター業務課		伊藤季代子
28	公益法人等	財団法人国際民商事法センター		事務局長	金子浩之
29	公益法人等	財団法人国際民商事法センター		事務局次長	相沢繁昌
30	公益法人等	財団法人アジア刑政財団		事務局長	堀内国宏
31	公益法人等	21世紀政策研究所		主任研究員	小川康彦
32	公益法人等	日本貿易振興会	アジア経済研究所経済協力研究部	研究員	山田美和
33	公益法人等	日本ローエイシア友好協会		常任理事	鈴木正貢
34	公益法人等	日本ローエイシア友好協会		常任理事	熊倉禎男
35	公益法人等	日本弁護士連合会	国際交流委員会	副委員長	矢吹公敏
36	公益法人等	日本弁護士連合会	国際交流委員会	監事	相馬 卓
37	公益法人等	日本弁護士連合会	国際交流委員会	監事	外山太士
38	公益法人等	日本弁護士連合会	国際室	室長	上柳敬郎
39	公益法人等	日本弁護士連合会	国際室	囑託	田中みどり
40	公益法人等	日本弁護士連合会	国際課		前田かおり
41	公益法人等	財団法人日本法律家協会国際交流委員会		弁護士	中根 宏
42	公益法人等	財団法人比較法研究センター		研究員	小林正典
43	公益法人等	財団法人比較法研究センター		研究員	高山恵子
44	公益法人等	日本司法書士会連合会		常任理事	齋藤隆夫
45	公益法人等	日本公証人連合会	公証人国際連合	常任理事	土屋 真一
46	公益法人等	日本公証人連合会	公証人国際連合、外務委員長	常任理事	左津前 武
47	公益法人等	財団法人日本国際協力センター	研修管理部研修管理員課	ラオス担当	小山峯子
48	公益法人等	財団法人日本国際協力センター	研修管理部研修管理員課	ウイトナム担当	布施好子
49	公益法人等	財団法人日本国際協力センター	研修管理部研修管理員課	カンボディア担当	竹原敦子
50	公益法人等	財団法人日本国際協力センター	研修管理部研修管理員課	ウイトナム担当	大島新人
51	公益法人等	財団法人日本国際協力センター	開発部調査課	調査研究員	村山 縁
52	公益法人等	財団法人国際開発センター		主任研究員	小川政道
53	公益法人等	財団法人太平洋人材交流センター	国際交流第1部	主任	三浦佳子
54	大学	東京大学	法学部付属外国法文献センター	助手	染谷雅幸
55	大学	早稲田大学	比較法研究所	所長(教授)	野村 稔
56	大学	明治大学	国際協力支援委員会	委員長(教授)	金子逸郎
57	大学	明治大学	国際交流センター事務室	主任	帯刀 誠
58	大学	政策研究大学院大学	政策情報研究センター	教務助手	濱田太郎
59	大学	放送大学		教授	六本佳平

第3回法整備支援連絡会参加者名簿

60	大学	名古屋大学	大学院法学研究科	教授	鮎京正訓
61	大学	名古屋大学	大学院法学研究科	教授	小野耕二
62	大学	名古屋大学	大学院法学研究科	教授	紙野健二
63	大学	名古屋大学	大学院法学研究科	助教授	島章一郎
64	大学	名古屋大学	大学院法学研究科	助手	大場陽子
65	大学	名古屋大学	大学院国際開発研究科	教授	安田信之
66	大学	名古屋大学	大学院国際開発研究科	教授	佐藤安信
67	大学	神戸大学	大学院国際協力研究科	教授	香川孝三
68	大学	九州大学	大学院法学研究院	教授	柳原正治
69	ヴェトナム法整備支援委員会	財団法人地球環境戦略研究機関		理事長	森島昭夫
70	ヴェトナム法整備支援委員会	明治大学	法学部	教授	新美育文
71	ヴェトナム民法改正共同研究機関	一橋大学	大学院法学研究科	教授	松本恒雄
72	ヴェトナム民法改正共同研究機関	早稲田大学	法学部	助手	舟橋秀明
73	カンボディア民法法整備委員会	明治大学	大学院法学研究科		吉本篤人
74	その他	三好総合法律事務所		弁護士	渡辺昇一
75	その他	東京都立大学	法学部	3回生	新美晶子
76	その他	明治大学	法学部	4回生	古谷英恵
77	その他	早稲田大学	大学院法学研究科	修士課程	佐々木 誠
78	その他	横浜国立大学	大学院国際社会科学研究科	博士後期課程	小峯茂嗣
79	法務省関係	法務省	特別顧問		三ヶ月 章
80	法務省関係	法務省	大臣官房秘書課国際室	国際協力係長	原 一広
81	法務省関係	法務省	大臣官房秘書課政策評価企画室	政策評価係長	勝山義広
82	法務省関係	法務省	刑事局国際課	国際刑事企画官	長島和美
83	法務省関係	法務総合研究所	総務企画部	部長	小貫芳信
84	法務省関係	法務総合研究所	国際連合研修協力部	次長	相澤恵一
85	法務省関係	法務総合研究所	国際協力部	部長	尾崎道明
86	法務省関係	法務総合研究所	国際協力部	教官	山下輝年
87	法務省関係	法務総合研究所	国際協力部	教官	田中嘉寿子
88	法務省関係	法務総合研究所	国際協力部	教官	黒川裕正
89	法務省関係	法務総合研究所	総務企画部		平川貴洋
90	法務省関係	法務総合研究所	総務企画部		植田廉太郎
91	法務省関係	法務総合研究所	総務企画部		三宅義寛
92	法務省関係	法務総合研究所	総務企画部		戸根省吾
93	法務省関係	法務総合研究所	総務企画部		田中正博
94	法務省関係	法務総合研究所	総務企画部		上谷智子
95	法務省関係	法務総合研究所	総務企画部		中濱妙子
96	法務省関係	法務総合研究所	総務企画部		外尾健一

順不同，敬省略

法整備支援関係機関調査票

(注) 第3回法整備支援連絡会(平成13年9月13日開催)に当たり、法整備支援関係の各機関の設立経緯、業務概要、プロジェクト等について調査票による回答をお願いしたところ、本資料は、提出いただいた調査票を取りまとめたものである。なお、調査票は、機関名(「財団法人」等を除いた残りの部分)の五十音順に配列されている。

法整備支援関係機関調査票

機関名称	アジア経済研究所／日本貿易振興会
英文名称	Institute of Developing Economies - JETRO
機関・団体種別	特殊法人
管轄官庁	経済産業省
設立経緯	開発途上国地域の経済およびこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究を行い、その成果を普及し、これら地域との貿易拡大および経済協力の促進に寄与することを目的として昭和35年7月に設立された。
業務概要	<p>1) 開発途上地域および開発問題に関する基礎的かつ総合的研究、経済、政治、法制度分析、経済協力研究、統計解析等の調査研究</p> <p>2) 開発途上国の研究者と共同研究、海外客員研究員招聘、国際的研究交流</p> <p>3) 開発途上地域の図書、雑誌、新聞、地図、法令、統計等各種資料の収集</p> <p>4) 研究成果の出版、講演、公開講座、図書館等を通じての国内外への提供</p> <p>平成12年度より、アジア経済危機で浮き彫りになった各国の脆弱な経済関連法の基盤整備に資するため、さらに法整備支援重視によって高まった研究ニーズに応えるため、3年間の総合的・基礎的研究事業として「経済協力と法制度研究」を実施。</p>
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	<p>経済協力と法制度研究事業</p> <p>①「アジア諸国における紛争解決と法」研究会 昨年度「アジア諸国の裁判制度」研究会の成果で明らかとなったアジア諸国の裁判・裁判外制度の枠組みを基礎に、特定類型の紛争事例を取り上げることによって、紛争が実際にどのような制度を利用して、どのような形で解決されるのか明らかにする。紛争解決過程を分析することにより、これら諸国の法制度の基底にある問題点を解明する。特に固有法の適用にかかわる紛争については独特のシステムが確立されている国があり、その実体解明が当該国の法制度の位置づけを理解する上で不可欠となっている。</p> <p>②「アジア諸国の政治発展と法」研究会 アジア諸国の政治発展過程における法の役割を明らかにするため、80年代末からの民主化運動や政治改革の下で行われた憲法制度や他の諸制度の改革について分析を行う。政治変化の状況についてある程度の共通性が見られるフィリピン、タイ、インドネシアを主たる対象とするが、他のアジア諸国の状況についても参照することで、アジア諸国における政治発展と法の役割の問題についての俯瞰図の提供にも留意する。</p> <p>研究会の一環として、中国、ベトナム、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、インドの法律研究機関と共同研究を実施。11月バンコクにおいて海外共同研究者と共に研究成果の発表、議論をおこなう国際ワークショップ開催予定。</p>
主な支援対象国	今年度の法制度研究事業では、中国、ベトナム、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシア、インドを研究対象としている。
定期刊行物等	<p>経済協力・法律シリーズ「アジア諸国の市場経済化と企業法」「アジア諸国の市場経済化と法」(既刊)「開発と法—アジアの経済開発と社会開発」「アジア諸国の裁判制度」(本年度出版予定)</p> <p>Asian Law Series No. 1-No.10 (昨年度海外共同研究成果)</p> <p>そのほか「アジア動向年報」「アジア経済」「アジア研ワールドトレンド」等</p>
窓口担当者 (所属部署,役職, 連絡先住所,電話, FAX,E-mail)	<p>作本直行 経済協力研究部主任研究員</p> <p>〒261-8545 千葉県美浜区若葉3-2-2</p> <p>TEL 043-299-9616</p> <p>FAX 043-299-9731</p> <p>E-mail sakumoto@ide.go.jp</p>

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	おおさかだいがく 大阪大学
英文名称	Osaka University
機関・団体種別	大学
管轄官庁	文部科学省
設立経緯	
業務概要	
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	
主な支援対象国	
定期刊行物等	
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	法学研究科 前評議員 教授 池田 辰夫 TEL 06-6850-5180

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	こうべだいがくだいがくいんこくさいきょうりょくけんきゅうか 神戸大学大学院 国際協力研究科
英文名称	GRADUATE SCHOOL OF INTERNATIONAL COOPERATION STUDIES KOBE UNIVERSITY
機関・団体種別	大 学
管轄官庁	文部科学省
設立経緯	1992.10 研究科設置 国際協力に関わる諸問題を社会科学の視点から研究することを目的とし、開発協力の分野で特に人的資源の開発や知的支援の援助に従事するスペシャリストを養成する機関として設立した。
業務概要	教育・研究
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	なし
主な支援対象国	ラオス, インドネシア, フィリピン
定期刊行物等	国際協力論集
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	米田 八千代 総務課専門員 神戸市灘区六甲台町2-1 TEL 078-803-7265 FAX 078-803-7295 E-mail yachiyo@ofc.kobe-u.ac.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	こくさいかいはつせんたー (財) 国際開発センター
英文名称	International Development Center of Japan
機関・団体種別	公益法人
管轄官庁	外務省, 経済産業省他
設立経緯	1971年ODA関連のシンクタンクとして
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査事業 ・ 自主研究事業 ・ 人材育成事業 ・ 国際交流事業他
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	
主な支援対象国	途上国全般
定期刊行物等	IDC FORUM, ワーキングペーパー
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	主任研究員 小川政道 江東区富岡2-9-11 TEL 03-3630-8031 FAX 03-3630-8095 E-mail ogaol@giganet.net

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	こくさいきょうりょくぎんこう 国際協力銀行 (JBIC)
英文名称	Japan Bank for International Cooperation
機関・団体種別	特殊法人
管轄官庁	財務省・外務省
設立経緯	1950年日本輸出銀行設立。 1952年に日本輸出入銀行と名称変更された同行と、1960年に発足した海外経済協力基金が1999年10月統合した。
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付等を行う（輸出金融，輸入金融，投資金融，アンタイドローン出資） ・開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付等を行う（円借款，海外投融資，S A F業務）
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	<ul style="list-style-type: none"> ・JBICハノイ駐在員事務所において「ヴェトナム民間セクターの発展のための法的問題点」研究プロジェクト（MPI-CIEMとの共同プロジェクト）（セミナーも開催） ・開発金融研究所において「ヴェトナム・タイ・ラオス・インドネシアのビジネス法改革と法整備支援についての研究」（開発金融研究所報掲載予定） ・JICA連携にてODAローンセミナー等を実施（本年は6コース実施予定）
主な支援対象国	中国・インドネシア・ヴェトナム・タイ・マレーシア・フィリピン・モンゴル・インド・パキスタン・スリランカ・バングラデシュ・チュニジア・モロッコ・ペルー他
定期刊行物等	GLOBAL EYE, Developement&Cooperation, JBIC Today, 開発金融研究所報，年次報告書，円借款活動レポート，円借款案件事後評価報告書他
窓口担当者 (所属部署,役職, 連絡先住所,電話, FAX,E-mail)	武藤 めぐみ（開発事業部企画課，副参事役） 〒100-8144 東京都千代田区大手町1-4-1 TEL 03-5218-3063 FAX 03-5218-3969 E-mail m-muto@jbic.go.jp

法整備支援関係機関調査票

機関名称 <small>ふりがな</small>	<small>こくさいこうりゅうききん</small> 国際交流基金 <small>こくさいこうりゅうききん</small> (国際交流基金アジアセンター事業部) <small>じぎょうぶ</small>
英文名称	The Japan Foundation (Asia Center)
機関・団体種別	特殊法人
管轄官庁	外務省
設立経緯	1995年、国際交流基金内に、日本とアジア諸国との間により緊密な関係を築きあげ、多様な文化を有するアジアにおいて共通の価値観をはぐくむことを目指し創設される。
業務概要	(1)アジア地域の知的交流推進 アジア地域が抱える課題について国際的な対話を促進することにより、同地域の多様性を尊重した上での価値観の共有と相互信頼を醸成する。 (2)アジア地域の文化振興支援 急激な経済、社会変化により変容しつつあるアジア地域の多様な伝統文化を保存・活性化し、現代社会に生かす試みを支援する。 (3)日本におけるアジア理解促進 日本国内におけるアジア理解を促進することにより、アジアの多様性についての認識を深め、共生への土壌をはぐくむ。
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	助成事業 「中国における物権法の起草及び民法典制定計画をめぐる日中法学者シンポジウム」(日中法学会)
主な支援対象国	アジア地域(東アジア、東南アジア、南アジア)
定期刊行物等	アジアセンターニュース(年3回発行)
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	知的交流課 課長 竹本千春

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	こくさいみんしょうじほうせんたー (財) 国際民商事法センター
英文名称	INTERNATIONAL CIVIL AND COMMERCIAL LAW CENTRE FOUNDATION
機関・団体種別	公益法人
管轄官庁	法務省
設立経緯	平成8年3月28日民間企業25社のトップ及び政府、法曹関係者等の計27名により設立発起、同年4月16日法務大臣の許可を得て設立
業務概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. アジア地域を中心とする民商事法関係者に対する研修及び援助 2. 内外の民商事法に関する研究者、専門家の招へい及び派遣と援助 3. 内外の民商事法に関する講演会、研究会、シンポジウム、セミナーその他調査、研究、研修及び情報交換を目的とする集会の開催 4. 内外の民商事法に関する情報・資料の収集及び調査・研究 5. 機関誌、文献その他の資料の発行並びに交換、頒布 6. 内外の関係機関及び関係諸団体との連携、協力
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	ベトナム国法整備支援研修4回、国際民商事法研修、日中民商事法セミナー、アジア太平洋諸国ADRシンポジウム、カンボディア法整備支援（民法、民訴法起草）、ベトナム法制度整備支援（民法改正共同研究）
主な支援対象国	ベトナム、カンボディア、中国、ミャンマー、モンゴル、タイ
定期刊行物等	機関誌 ICCLC 年3回、ICCLC NEWS 年3回
窓口担当者 (所属部署、役職、 連絡先住所、電話、 FAX、E-mail)	事務局長 金子浩之 〒107-0052 東京都港区赤坂1-6-7 TEL 03-3505-0525, 0717 FAX 03-3505-0833

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	せいさくけんきゅうだいがくいんだいがく 政策研究大学院大学
英文名称	National Graduate Institute for Policy Studies
機関・団体種別	大 学
管轄官庁	文部科学省
設立経緯	平成9年埼玉大学政策科学研究科から独立
業務概要	
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	
主な支援対象国	
定期刊行物等	
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	政策情報研究センター助手 濱田太郎 〒162-8677 新宿区若松町2-2 TEL 03-3341-0459 FAX 03-3341-0582 E-mail thamada@grips.ac.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	(財) <small>たいへいようじんざいこうりゅうせんたー</small> 太平洋人材交流センター
英文名称	Pacific Resource Exchange Center
機関・団体種別	公益法人
管轄官庁	外務省，経済産業省
設立経緯	1984年 関西経済同友会が太平洋諸国に調査団を派遣し、「経営と技術の交流センター」構想を発表。 1988年 第6回太平洋協力会議（PECC）大阪総会で，関西経済連合会が関西の産・官・学の代表として，アジア・太平洋地域の人づくり協力のための組織を大阪に設立することを提案。 1990年 外務・通商産業（当時）両大臣の許可を得て発足。
業務概要	(1) 開発途上国の人材育成に協力するための研修員受入，研修の実施，斡旋ならびに新しい研修プログラムの開発 (2) 人材育成に関する情報の収集と提供 (3) 経済・文化及び人的交流の促進 (4) 開発途上国に対する国内経済事情及び経済協力に関する情報の提供 (5) 開発途上国に対する経済協力についての研究活動への助成 (6) 上記に付帯する事業ならびに啓発及び広報
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	経営管理，中小企業振興，市場経済化促進，輸出振興・マーケティングをテーマとする受入研修，海外研修，研修協力を多数実施。（例：アジア企業経営セミナー，ベトナム中小企業振興コース，日本市場マーケティングセミナー等）
主な支援対象国	アジア・太平洋地域の開発途上国
定期刊行物等	機関誌 PREX NOW（和文・英文・中文）
窓口担当者 (所属部署,役職, 連絡先住所,電話, FAX,E-mail)	担当者 三浦佳子 所属部署 国際交流1部 役職 主任 住所 大阪市北区中之島6-2-27 中之島センタービル TEL 06-6441-2650 FAX 06-6441-2640 E-mail idl@prex-hrd.or.jp

法整備支援関係機関調査票

機関名称	名古屋大学アジア法政情報交流センター
英文名称	Center for Asian Legal Exchange, Nagoya University [CALE]
機関・団体種別	大学
管轄官庁	無
設立経緯	<p>1991年に、名古屋大学法学部は、学部創立40周年に当たって地元各界から寄せられた基金に基づき「アジア太平洋地域法政研究教育事業」を開始。この研究教育プロジェクトの展開の中で、アジア諸国に対する法整備支援の課題に出会い、1998年から、市場経済への移行など経済的・社会的改革に邁進するアジア諸国に対する法整備支援事業に学部・研究科を挙げて取り組むこととなった。</p> <p>このアジア法整備支援事業とこれを支えるアジア法政研究のコーディネート・センターとして、名古屋大学大学院法学研究科は、2000年4月に「アジア法政情報交流センター」を発足、学部創立50周年記念事業として各界から寄せられた基金により、本年4月には同センターの建物が完成した。今後、文部科学省令に基づく学内共同教育研究施設として位置付けられるよう予算要求を行っている。</p>
業務概要	<p>○アジア法整備支援事業の企画、実施及びコーディネート ・短期研修員の受入れ（ラオス） ・支援対象国への専門家の派遣（現地セミナー、法整備状況調査） ・長期的な人材養成を目的とした留学生の受入れ ・法整備支援に関するシンポジウム、特別講義の開催</p> <p>○法整備支援に関する情報提供 ・CALE NEWSの発行</p> <p>今後さらに次のような事業を展開。 ○アジア諸国の法と政治に関する基本資料・情報の収集と発信 ○アジア諸国の法と政治に関する理論的研究の推進とコーディネート ○アジア法整備支援事業の国内的・国際的センター的機能 ○アジア諸国を中心とした人的ネットワークの発展 ○留学生の受入れや養成</p>
平成13年度内研修・研究プロジェクト等	<p>○7月 JICA受託講座による特別講義シリーズの開催 ○7月 世界銀行サントペテルブルク会議へ代表団派遣 ○10月、2月 ラオス法整備支援研修コース開催 ○10月 法整備支援に関する「留学生特別コース」に12名の留学生を新規受入れ ○10月 - 支援対象国・支援機関への学術調査団派遣 ○2月 中央アジア諸国法整備支援会議 ○その他、「アジア法整備支援」研究プロジェクトへの支援協力</p>
主な支援対象国	ヴェトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン
定期刊行物等	CALE NEWS（アジア法政情報交流センターニューズレター）日本語版（4号まで）・英語版（3号まで）それぞれ年4回程度発行
窓口担当者（所属部署、役職、連絡先住所、電話、FAX、E-mail）	<p>大場 陽子（名古屋大学大学院法学研究科助手） 〒464-8601名古屋市中種区不老町 名古屋大学アジア法政情報交流センター TEL 052-789-4263 FAX 052-789-4902 E-mail cale@nomolog.nagoya-u.ac.jp</p>

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	なごやだいがくだいがくいんこくさいかいはつけんきゅうか 名古屋大学大学院 国際開発研究科
英文名称	Graduate School of International Development, Nagoya University
機関・団体種別	大 学
管轄官庁	文部科学省
設立経緯	1990年国際開発協力の研究と実務に資するために設立 以下添付資料
業務概要	国際開発専攻，国際協力専攻，国際コミュニケーション専攻の三 専攻からなり，学生の半数は40か国から来た留学生 以下 添付資料参照 ホームページ http : //www.gsid.nagoya-u.ac.jp参照
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	「貧困と法」研究会
主な支援対象国	
定期刊行物等	国際開発研究フォーラム
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	佐藤安信 国際協力専攻 教授 名古屋市千種区不老町 TEL/FAX 052-789-4972 E-mail p2satoy@m.gsid.nagoya-u.ac.jp



OBJECTIVES

[国際開発研究科が目指すもの]

健全な開発の促進

発展途上国の健全な開発への協力は、日本の将来をかけた最重要課題の一つであり、そのために必要な学術研究と人材育成に貢献します。

Fostering Sound Development

Fostering the sound development of communities, regions, and countries in developing countries is a pressing task and Japan should take a leading role in tackling this problem. The School of International Development (GSID) is anxious to contribute to this task by providing necessary academic research and human resources.

独自モデルの創造に向けて

学術研究においては、異文化尊重の原理に立脚して、欧米の発展をモデルとしたこれまでの開発理論にとらわれることなく、発展途上国の実態に即して開発とは何かを問い、総合的・学際的な発想のもとに先端的・独創的研究を行い、教育に反映させます。

Creating One's Own Development Models

What is development? In the field of academic research, based on the principle of respecting different cultures, GSID does not only adhere to Western development models, but utilizes models that meet the realities of developing countries. Furthermore, it conducts leading and innovative research, which is reflected in its education.

人材の育成

国際開発協力分野で将来活躍する人材の育成においては、実践教育を重視します。

Human Resource Development

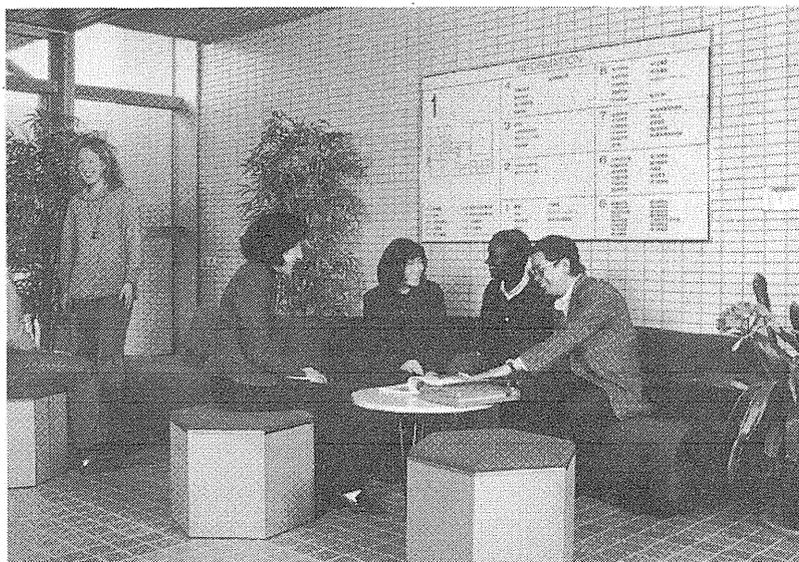
GSID attaches importance to practical education for its students, who will take an active part in the field of international development.

ネットワークの充実

内外の開発協力関連研究機関および実施機関との研究ネットワークの形成を進め、この分野における国内的・国際的センターとしての役割を果たします。

Networking Center

GSID promotes the formation of international networks between various institutions of international development and cooperation, and plays an important role as the national and international center of the development field.



国際開発研究科棟1階エントランスロビー
GSID Entrance Hall



FEATURES

[国際開発研究科の特色]

1 実践教育の重視

本研究科 (GSID) が海外実地研修 (OFW) と国内実地研修 (DFW) の実現により実践教育を重視してきたことは、他大学と比較しても顕著な特長です。毎年30人を超える博士前期課程の学生が途上国に出かけて、約1ヶ月にわたりOFWを経験し、プロジェクト・サイクルマネジメント (PCM) をはじめとするプロジェクトの運営方式、インタビューの仕方、共同調査における分野間の調整、報告書のとりまとめなど様々な手法を学んでいます。さらに、インターンシップ機会の拡大、博士後期課程の学生向けの一層高度な実践教育プログラムの開発などを、国際協力実施機関との連携を通して実現していくことを目指します。

Promoting Practical Education

One of the outstanding features of GSID as a graduate school is that it emphasizes practical education by offering Overseas Fieldwork (OFW) and Domestic Fieldwork (DFW). Every year more than 30 students in the master's program spend a month in a developing country learning project management, such as Project Cycle Management (PCM), communication and research skills in a group setting, interviewing skills, writing skills, etc. Also GSID aims to enhance the internship opportunities and to develop a high-level practical education program for doctoral students through relations with international development/cooperation institutions.

2 学生の約半数を占める留学生

学生の約半数が留学生である理由は、海外でのGSIDの高い評価に加え、英語による講義が多い点にあります。英語による授業の実施は、入学してくる日本人学生の英語能力が高いことによって可能となっており、これも本研究科の特長となっています。平成12年度からアジア開発銀行日本奨学生プログラムの対象校として指定された背景にはこのような理由もあります。また、常時40ヶ国を上回る多彩な国からの留学生を抱えているということは、教育研究の場において、異文化理解のもとで多様な意見がぶつかり合うという願ってもない機会を提供しており、それをさらに積極的に活用することを目指します。

International Students

International students, who make up nearly half of the student body, are attracted to GSID because of its excellent academic reputation and various courses, many of which are conducted in English. GSID's requirement that Japanese students have a good command of the English language and participate actively in lectures and seminars conducted in English, has led to GSID being designated as an educational institution for the Asian Development Bank Japanese Scholarship Program (ADB-JSP). The international environment at GSID — international students coming from more than 40 countries — provides an ideal opportunity for students to exchange opinions and to understand different cultures.

3 多彩な開発協力関連の社会・人文科学領域

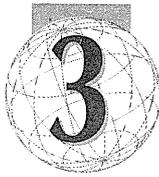
国際開発関連の社会・人文科学領域に関して、GSIDは最も多様な領域の教員を擁している国際開発関係研究科の一つです。特に、近年注目されている開発コミュニケーション領域と情報技術 (IT) 関連の開発情報メディア領域を有していることも特長です。GSIDは個別ディシプリンの強化と同時に、真の学際的研究方法を発展させることを目指します。

Diverse human and social sciences related to international development and cooperation

GSID's academic staff is comprised of specialists throughout international development and cooperation including development information field related to Information Technology (IT). Furthermore, GSID continues to build and improve its interdisciplinary approach to education in each department.

主な学術交流協定の提携先 (Academic Exchange Agreements)

- フィリピン大学ロスバニョス校 (1991年3月)
University of the Philippines, Los Baños (Mar. 1991)
- チュラロンコン大学 (タイ、1992年8月)
Chulalongkorn University (Thailand, Aug. 1992)
- ガジャマダ大学 (インドネシア、1996年6月)
Gadjah Mada University (Indonesia, June 1996)
- ジョアキン・ナブコ研究所 (ブラジル、1997年5月)
Fundação Joaquim Nabuco (Brazil, May 1997)
- イースト・ウエスト・センター教育・訓練プログラム (アメリカ、1997年7月)
Program on Education and Training of the East-West Center (U.S.A., Jul. 1997)
- 高麗大学国際大学院 (韓国、1998年1月)
Korea University, Graduate School of International Studies (Korea, Jan. 1998)
- 王立ブノンペン大学及び王立ブノンペン大学教育学部 (カンボジア、1998年1月)
Royal University of Phnom Penh and Royal University of Phnom Penh, Faculty of Pedagogy (Cambodia, Jan. 1998)
- イースト・アングリア大学開発学部 (イギリス、1998年4月)
University of East Anglia, School of Development Studies (U.K., Apr. 1998)
- 清華大学21世紀発展研究院 (中国、1998年7月)
Tsinghua University, Development Research Academy for the 21st Century (China, Jul. 1998)
- 中国社会科学院文学研究所・少数民族文学研究所 (中国、2000年1月)
Chinese Academy of Social Sciences, Institute of Literature, Institute of Literature of National Minorities (China, Jan. 2000)
- リヨン第3大学 (フランス、2000年11月)
Université Jean Moulin-Lyon 3 (France, Nov. 2000)



ORGANIZATION

[組織・構成]

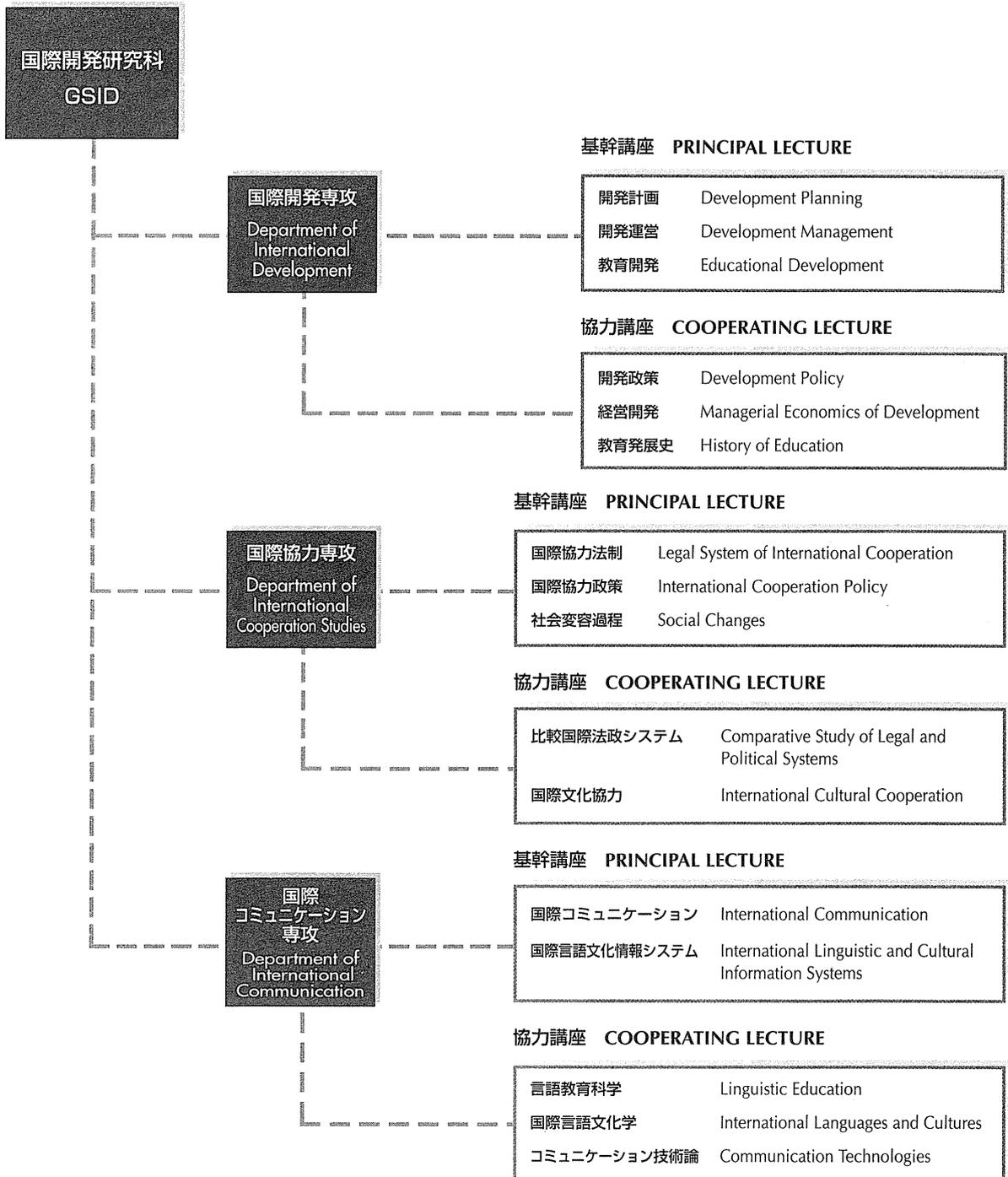
設立準備から現在までの歩み

Brief History

1982年2月 February 1982	文科系4部局長・教養部長が「環太平洋地域を中心とした国際協力・国際交流に関する研究機関」の設置を提案。	The Dean of Letters, Social Sciences and Culture submitted a proposal to establish an institution emphasizing international cooperation and exchange in the Pacific Basin.
1986年4月 April 1986	学長を委員長とする「名古屋大学環太平洋研究センター検討委員会」を設立。「環太平洋地域における文化的・社会的構造に関する研究」プロジェクトが発足。	The Committee on the Pacific Basin Research Center, chaired by the University President, was established at Nagoya University. The research project on Cultural and Social Structure in the Asia-Pacific region was initiated.
1987年10月 October 1987	国連地域開発センターと共同で、環太平洋地域の諸問題についての総合的研究を開始。	Comprehensive research on various issues and problems in the Pacific Basin, in conjunction with the United Nations Centre for Regional Development, was initiated.
1989年7月 July 1989	「環太平洋研究国際フォーラム」を開催。	“International Forum on Pacific Basin Research” was held.
1990年3月 March 1990	検討委員会が国際開発、国際協力、国際コミュニケーションの3専攻から成る国際開発研究科構想を提案。	The Working Committee submitted a proposal to establish the Graduate School of International Development (GSID), consisting of programs in International Development, International Cooperation Studies, and International Communication.
1991年4月 April 1991	名古屋大学の9番目の大学院として国際開発研究科が発足し、国際開発専攻が開設される。	The Graduate School of International Development was instituted as the ninth graduate school at Nagoya University. The Master's Program in International Development was established.
1992年4月 April 1992	国際協力専攻が開設される。	The Master's Program in International Cooperation Studies was established.
1993年4月 April 1993	国際コミュニケーション専攻が開設される。国際開発専攻の博士課程(後期課程)が開設される。	The Master's Program in International Communication was established. In addition, the Doctor's Program in International Development was initiated.
1994年4月 April 1994	国際協力専攻の博士課程(後期課程)が開設される。	The Doctor's Program in International Cooperation Studies was initiated.
1995年4月 April 1995	国際コミュニケーション専攻の博士課程(後期課程)が開設される。	The Doctor's Program in International Communication was initiated.
2000年12月 December 2000	研究科創設10周年記念式典が行なわれる。	Ceremonies celebrating the 10th anniversary of the school were held.

研究科の組織

Organization of GSID



法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	にほんこくさいきょうりょくせんたー (財) 日本国際協力センター
英文名称	JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION CENTER
機関・団体種別	公益法人
管轄官庁	外務省
設立経緯	昭和52年3月25日国際協力の実施に関する協力、国際協力に関する知識の普及、国際協力関係者への福利厚生を目的とし「財団法人国際協力サービスセンター」として設立。平成5年2月1日「財団法人日本国際協力センター」に名称を変更。
業務概要	<p>①研修員受入事業（研修監理，研修用教材作成，国内旅行，研修指導，研修コースの運営，ブリーフィング，オリエンテーション，福利厚生，日本語研修）</p> <p>②国際交流事業（青年招へい支援事業，ロシア連邦等支援事業）</p> <p>③留学生支援事業（長期研修員受入事業，無償資金留学生に対する支援）</p> <p>④国連機関との連携による事業（カンボディア難民再定住，農村開発プロジェクト，アンコール遺跡修復プロジェクト）</p> <p>⑤技術協力プロジェクトへの支援事業</p> <p>⑥派遣支援事業</p> <p>⑦国際協力関係者への福利厚生事業</p> <p>⑧通訳派遣事業</p> <p>⑨国内広報事業</p> <p>⑩海外広報事業</p> <p>⑪情報整備事業</p> <p>⑫開発教育支援事業</p>
平成13年度内研修・研究プロジェクト等	なし
主な支援対象国	なし
定期刊行物等	なし
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	総務部総務課 小谷 〒163-0489新宿区西新宿2-1-1新宿三井ビル15, 16階 TEL 03-5322-2517 FAX 03-5322-2520

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	にほんしほうしよしかいれんごうかい 日本司法書士会連合会
英文名称	Japan Federation of Shiho-shoshi Lawyer's Associations
機関・団体種別	認可法人
管轄官庁	法務省
設立経緯	昭和2年、前身である日本司法代書人連合会創立 昭和25年、戦後下の新司法書士法に基づき現在の日本司法書士会連合会となる。
業務概要	司法書士の品位をを保持し、その業務改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行う。 司法書士の登録に関する事務を行う。
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	モンゴル国の不動産登記制度の整備、運用についての主に手続の運用に関する指導及び実態の調査。
主な支援対象国	モンゴル国
定期刊行物等	月報司法書士（毎月10日） hmp//www.shiho-shoshi.or.jp/
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	東京都新宿区本塩町9番地3 日本司法書士会連合会 広報課 田村圭子 TEL 03-3359-4171 FAX 03-3359-4175 E-mail LEH07240@nifty.ne.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	にほんべんごしれんごうかい 日本弁護士連合会
英文名称	Japan Federation of Bar Associations
機関・団体種別	弁護士法に基づき設置された法人
管轄官庁	無
設立経緯	1949年9月に弁護士法に基づき設置された。
業務概要	日弁連は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉として弁護士名簿を管理し、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的に設立された。本目的を達成するために多数の委員会を設置し、人権擁護や司法制度の改革のための活動を行っている。社会のグローバル化に伴い、日弁連の活動も国際化し、特に国際人権、国際司法支援の分野の活動が活発になってきている。1997年7月に国連NGO協議資格を取得する。
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	JICA小規模パートナーシップ事業 「カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト」のもと、カンボディアの弁護士養成セミナー（年2回）、カンボディアの法律扶助の調査（年2回）を実施する。
主な支援対象国	カンボディア、ヴェトナム、ラオス等
定期刊行物等	日弁連新聞、自由と正義
窓口担当者 (所属部署,役職, 連絡先住所,電話, FAX,E-mail)	国際交流委員会担当事務局 池田, 前田 東京都千代田区霞が関1-1-3 TEL 03-3580-9741 FAX 03-3580-9840

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	にほんろーえいしあゆうこうきょうかい 日本ローエイシア友好協会
英文名称	THE FRIENDS OF LAWASIA ASSOCIATION IN JAPAN
機関・団体種別	NGO
管轄官庁	無
設立経緯	アジア・太平洋地域の法律関係者の協調と共同研究の促進等の目的をもって、1966年オーストラリアのキャンベラで設立されたローエイシア（LAWASIA）の活動を日本から支援し、これに積極的に参加して、法を通じてアジア・太平洋地域の発展に協力することを目的に、1970年6月、鈴木竹雄氏を会長とする「日本ローエイシア協会」が設立された。その後、1996年3月、組織改革を行い「日本ローエイシア友好協会」として現在に至る。（会長 三月章氏）
業務概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. ローエイシアの活動への参加と、これに対する支援 2. 日本の会員に対する日本語によるアジアの法律情報の提供 3. 部会活動（ビジネス法部会、家族法部会など） 4. 日本語ニューズレターの発行
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	ローエイシア第17回クライストチャーチ大会 （10月4日～8日）
主な支援対象国	
定期刊行物等	ローエイシア・ニューズレター
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	東京都中央区八丁堀3-25-10（JR八丁堀ビル） 日本ローエイシア友好協会 事務局長 姫野春一 TEL 03-3553-6838 FAX 03-3555-1545 E-mail ibl@ibltokyo.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	めいじだいがく 明治大学
英文名称	Meiji University
機関・団体種別	大学
管轄官庁	文部科学省
設立経緯	
業務概要	教育事業
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	長期派遣専門家他
主な支援対象国	ラオス, ベトナム
定期刊行物等	
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	明治大学国際交流センター事務室 TEL 留学生担当 03-3296-4144・4141 学術交流担当 03-3296-4191・4146 帯刀 誠 E-mail cip@isc.meiji.ac.jp FAX 03-3296-4360

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	めいじょうだいがくだいがくいんほうがくけんきゅうか しやかいけいざいふんそうけんきゅうしょ 名城大学大学院法学研究科 社会経済紛争研究所
英文名称	Institute for Socioeconomic Dispute studies, Graduate School of Law, Meijo University
機関・団体種別	大 学
管轄官庁	文部科学省
設立経緯	現代における国内社会及び国際社会が当面する重要な社会問題と経済問題に関する紛争を取り上げ、その紛争の原因を究明し、解決策を探求するために、平成11年5月に設立された。
業務概要	アジア・オセアニアの10の国と地域（日本・韓国・台湾・中国・香港・マレーシア・シンガポール・フィリピン・オーストラリア・ニュージーランド）における国際商事仲裁制度の活性化のための条件ないし方策を明らかにし、もって同地域における国際商事仲裁による紛争解決の促進に資するため、国内・国外における研究者とともに資料収集、調査、研究を行っている。
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	アジア・オセアニアの10の国と地域に加えて、インドネシア、タイ、ベトナム、イギリス、アメリカ、フランスに対し、仲裁制度利用の実態並びに仲裁センターの性格、組織、財政的基礎、活動状況、仲裁人リスト、PR活動、他国等の仲裁センターとの連携等に関する項目等を含むアンケート調査を実施する。
主な支援対象国	研究対象国として、上記「業務概要」に掲げた10の国と地域
定期刊行物等	1. 社会経済紛争研究所編「アジア・オセアニア国際商事仲裁シンポジウム－その展望と比較－リージョナルレポート等総会資料集」 (2000年2月22日、23日、名古屋) 2. 同研究所編「第2回アジア・オセアニア国際商事仲裁シンポジウム－仲裁法の改正問題－リージョナルレポート等総会資料集」 (2000年11月25日、26日、名古屋)
窓口担当者 (所属部署, 役職, 連絡先住所, 電話, FAX, E-mail)	社会経済紛争研究所 秘書係 TEL 052-832-1151 内線3663 FAX 052-832-1988 E-mail lawisd@meijo-u.ac.jp

法整備支援関係機関調査票

ふりがな 機関名称	わせだだいがく ひかくほうけんきゅうじょ 早稲田大学 比較法研究所
英文名称	Institute of Comparative Law, Waseda University
機関・団体種別	大 学
管轄官庁	文部科学省
設立経緯	当研究所は、日本及び諸外国の法制の比較研究を通じて、わが国の法制度と法学の研究・教育に寄与するとともに、世界の法学の発展に貢献することを目的として、1958年4月に設立された。
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究の実施（平成13年度8研究会） ・公開講演会の開催（年間20回程度） ・定期刊行物の発行 ・協定校との学術交流活動の実施（デューク大学、メルボルン大学、マックスプランク研究所、中国社会科学院、清華大学） ・外国人研究者、実務家の受入 ・法律文献情報センターの運営（外国の法制関係資料の収集整備）
平成13年度内 研修・研究 プロジェクト等	<p>「比較法研究の新段階－法の継受と移植の理論－」に関する連続公開講演会を開催（毎月1回）</p> <p>「早稲田大学日本法学叢書」（中国語版全12巻）の発行</p>
主な支援対象国	
定期刊行物等	<p>「比較法学」（年2冊）</p> <p>「Waseda Bulletin of Comparative Law」（年1冊）</p> <p>「Waseda Proceedings of Comparative Law」（年1冊）</p> <p>「早稲田大学比較法研究所叢書」（年1冊）</p>
窓口担当者 (所属部署,役職, 連絡先住所,電話, FAX,E-mail)	<p>所長 野村 稔 法学部教授</p> <p>幹事 尾崎安央 同上</p> <p>事務職員 白井由美, 樋口洵子</p> <p>〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1</p> <p>TEL 03-3208-8610 FAX 03-3208-8690</p> <p>E-mail hiken@list.waseda.ac.jp</p>

相手の言葉であいさつしよう

ここ国際協力部には、アジアの様々な国から研修員やお客さんが訪れます。相手は慣れない日本語で「オアヨウゴジャマス」などと言う人もいます。となれば、こちらも相手の言葉であいさつしましょう。そこで、最も研修で触れ合う機会が多いインドシナ3国にタイを加えて、4か国の言葉を見てみます。言葉は、最低限のこんにちは、さよなら、ありがとう、乾杯の四つです。

こんにちは	ヴェトナム	シン・チャオ
	カンボディア	ソック・サバーイ (又はチュムリーアプ・スーア)
	ラオス	サバーイディ
	タイ	サワディ・クアップ (女性はクアップがカーになる)

語族とか歴史文化などと面倒くさいことを言うよりも、この「こんにちは」だけで、カンボディア、ラオス、タイが共通の文化圏と分かります。それもそのはず、ヴェトナムは本来漢字文化圏でフランス植民地時代に漢字を捨てることになりましたし、地形的にも高い山々で他の3か国とは分断されているので、違うのです。ヴェトナムは漢字表記で「越南」(えつなん)ですから、我々は漢字表記にして日本語読みした方が互いに似ていることを実感できます。

さよなら	ヴェトナム	タムビエツ (暫別), 又はヘンガップライ (また会おうの意)
	カンボディア	チュムリアーアップ・リブ (また会おうの意)
	ラオス	ラコーン
	タイ	ラコーン (実際には使わず「サワディ・クアップ」という)
ありがとう	ヴェトナム	シン・カムオン (「請感恩 (しんかんおん)」で覚えやすい)
	カンボディア	オーックン・チュアン
	ラオス	コップチャイ
	タイ	コップン・クアップ

やはり、カンボディア、ラオス、タイは似ていると思いませんか。

乾杯	ヴェトナム	ナム・コック又はチュック・スック・コエ (祝健康)
	カンボディア	チュンポー (日本語では若干アブナイ?)
	ラオス	スン・ドゥン (「飲んでください」の意味)
	タイ	チャイ・ヨー

ヴェトナムの人と「乾杯」をするときは要注意です。彼らは、よく「モッチャムハンチャム」と言いますが、100%という意味で一気飲みです。これが始まると、潰すか潰されるかの勝負です。関西に本拠を移したので、勝って相手に日本語で言わせてみたい。「もう、あかんわ」と。
(国際協力部教官 山下輝年)

ベトナム国法整備支援研修の概要

法務総合研究所では、ベトナム国法整備支援研修を平成6年度から平成12年度までに計13回実施し、平成13年度も4回実施いたします。

このうち、本年度既に実施した第14回及び第15回の研修結果の概要を御紹介いたします。

1 第14回ベトナム国法整備支援研修

(1) 平成13年5月14日から同年6月8日までの4週間にわたり、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）最高人民検察院ダナン上訴担当部部长代行ライ・テー・ナム氏ほか9名の法律専門家を研修員に迎え、「第14回ベトナム国法整備支援研修」を実施しました。この研修は、開発途上国に対する技術協力の一環として、国際協力事業団（JICA）の委託を受けた財団法人国際民商事法センターと協力して法務総合研究所が実施しているものです。

(2) ベトナム政府は、経済・社会の急速な発展に伴い、各種法律の整備、特に、市場経済の導入及び促進に対応した法体系を整備する必要に迫られています。

本研修は、大陸法と英米法を調和させた我が国の法体系の概要・特徴、立法技術、法執行、裁判制度等の運用状況を紹介することにより、ベトナムの法整備を支援する目的で実施されました。

(3) 法務総合研究所では、平成6年度から、アジア諸国の法整備に協力するため、民商事に関するテーマを取り上げ、研修を実施してきましたが、ますます複雑多様なものとなりつつある各国からの支援要請にこたえるため、本年4月、国際協力部を創設し、法整備支援事業を更に充実させることとなりました。今回の研修は、同部創設後、最初の研修ということになります。本研修は、民事・刑事事件における検察官の役割と人材育成を主題として実施しました。

ベトナムの検察官は、刑事のみならず民事事件の公判においても、公判立会権限、意見表明権、不服申立権等を有しており、市場経済の促進には検察権の適切な行使が求められています。

講師は、元法務大臣である三ヶ月章東京大学名誉教授、岡村泰孝元検事総長を始め、大学教授、弁護士、企業関係者、法務省や他省庁の職員の方々をお願いし、実務の運用から司法制度改革論議まで、専門的な見地から講義をしていただきましたが、研修員から活発な質問がなされ、法整備にかける熱意が感じられました。

このほか、国会、最高裁判所、司法研修所、大阪刑務所等の見学により、日本の司法の

現状の理解が得られたものと思われます。

ヴェトナムの検察官からも、主題に関して同国の制度の発表があり、附帯私訴制度が存在しており、実際に利用され、実効的な制度として機能していること、他方、刑事事件でも損害賠償額に関する不服を原因として上訴されることが多いことなど、同国の制度の詳細が紹介されました。

- (4) 6月8日、無事、修了証書を手にした研修員からは、研修カリキュラムが充実していたことに加え、研修内容が自国の法整備活動に役立つものであったこと、日本側のいずれの講師・機関も親身に接してくれたことなどについて感謝の意が表されました。

[資料] 5月21日にヴェトナムの研修員によるカントリーレポートの発表会が行われました。資料として同発表会の記録を掲載していますので、御参照ください。

2 第15回ヴェトナム国法整備支援研修

- (1) 平成13年6月18日から同年7月13日までの4週間にわたり、ヴェトナム司法省弁護士法律相談管理局次長グエン・ヴァン・トアン氏ほか9名の法律専門家を研修員に迎え、「第15回ヴェトナム国法整備支援研修」を実施しました。

- (2) 本研修は、法曹養成と弁護士制度を主題として実施しましたが、ヴェトナムの法曹資格・法曹養成制度は日本のように統一的な制度ではなく、最高裁判所裁判官、下級裁判所裁判官、検察官、司法省法律職及び弁護士は、それぞれ異なる資格の下に異なる研修を受けて任用される上、それぞれの養成制度も歴史が浅く、その充実が目下の課題とされています。

講師は、元法務大臣三ヶ月章東京大学名誉教授を始め、大学教授、弁護士、企業関係者、裁判所や法務省の職員の方々にお願ひし、実務の運用から司法制度改革論議まで、専門的な見地から講義をしていただきました。このほか、国会、最高裁判所、司法研修所、大阪刑務所等の見学や法廷傍聴などを通じて、日本の司法の現状について理解が得られたものと思われます。

- (3) 今回の研修では、ヴェトナム側の発表のほか、同国司法省作成に係る弁護士法令草案を基に、国際協力部教官と弁護士数名が研修生と共に、弁護士資格要件、弁護士自治、研修の在り方などについて議論する時間を設けました。

ヴェトナムでは、司法省所管の司法養成学校が1998年に設立され、同所が下級裁判所裁判官及び弁護士の研修に関与しています。下級裁判所裁判官については、その養成に取り組んでいるものの、任命基準を満たす人材が不足しており、また、弁護士の育成については、フランスの制度にならって2年間の弁護士研修制度を導入しようとしています。

研修員からは活発な質問がなされ、質疑応答の時間を更に増やしてほしい旨の要望が出されるなど積極的な対応であり、日本の法整備支援に対する期待と熱意が感じられました。

- (4) 7月13日、無事、修了証書を手にした研修員からは、全体として研修カリキュラムが充実していたこと、研修内容が自国の法整備活動に役立つものであったこと、日本側のい

ずれの講師，職員及び関係機関の方にも親身に接してもらったことなどについて感謝の意が表されました。

[資料] 6月26日にベトナムの研修員によるカントリーレポートの発表会が行われました。資料として同発表会の記録を掲載していますので，御参照ください。

(国際協力部教官 黒川裕正)



カントリーレポート発表会 (H13. 6.26)

[資料]

第14回ヴェトナム国法整備支援研修カンントリーレポート発表会（記録）

題目：民事における検察官の役割

発表者：ブイ・ヒュー・フーン

（最高人民検察院ハノイ上訴担当部検事）

まず関連性のある次の2点についてお話したい。すなわち、民事訴訟の基本的な点、そして刑事訴訟の中に民事訴訟の責任をどう追及するべきかという点である。

その前に自分のプロフィールを紹介させていただく。20年間ヴェトナム最高人民検察院（SPP）に勤務。上級検察官としては10年の勤務。以前、犯罪防止部でも勤務していた。その際に未成年犯罪防止、汚職防止の本を書いた。

ヴェトナムの民事訴訟の問題については次の4点を挙げることができる。①ヴェトナム民事訴訟の任務はどのようなものか、②民事訴訟の原則はどのようなものか、③民事訴訟の解決手続きはどのようなものか、④民事訴訟の中でSPPがどのような役割を果たすのか、である。

ヴェトナムの民事訴訟法の中には、民事訴訟を執り行う人の権限と義務についての規定、民事訴訟に参加する各当事者の権利と義務についての規定、民事訴訟の裁判の期限及びその他の問題についての規定がある。民事訴訟の原則の中には証明の原則というのがあり、その原則によると訴訟を提起する人は訴訟（請求）の理由を証明しなければならない。刑事訴訟では検察がその証明を行うが、民事訴訟では当事者がそれを証明しなければならない。

証明の原則は日本のそれと一点だけ異なっている。日本では当事者だけが証明義務を負うが、ヴェトナムでは、当事者だけでなく公益の代表者である検察官や裁判官においても事案を明らかにする義務を負う。このような証明は次の方法で行われる。まず訴訟を提起する人が証拠を提出した際、裁判官はその証拠が適正であることを確認する義務を負っている。

ヴェトナム民事訴訟においてもほとんど和解を試みる。和解がうまくいかなかった場合には判決ということになる。日本同様、当事者主義である。訴訟の提起を受理してから6か月以内に第1回公判を開かなければならない。刑事訴訟においては、軽微な事件は10日以内、重大な事件は30日以内である。ヴェトナム検察院での検察官の仕事のうち、民事関係の仕事の占める割合は約3分の1である。裁判所は訴訟提起後、第1回公判までの間、当事者を呼んで論点の整理を行い、証拠が不足していれば補充するよう指示する。また、公判前に証人尋問や実況見分も行う。その間の手続き等はすべて非公開である。これらの予備調査が終わると裁判官が当事者に期日指定をする。ヴェトナム民事訴訟法によると第一審は1名の職業裁判官及び3名（民事訴訟解決令第16条第1項によれば2名）の参審員によって行われる。第二審では職業裁判官3名による。

裁判手続きは次のとおりである。①開廷宣言、②人定質問、③尋問、④判決のための協議

(裁判官と参審員による多数決)、⑤判決。一審で不服があれば覆審裁判所へ申し立てる。覆審裁判所の判決に異議があれば、事件の監督審の申立を最高裁判所に対して行う。原告及び被告並びに事件の関係者が上訴をすることができる。もちろん検察官も判決に不服があれば上訴することができるが、実際は、法廷に関与した検察官が所属の長に報告して、上訴をするかどうかを判断する。場合によっては覆審検察院が監査して上訴をする場合もある。第一審の判決は15日以内に控訴がなければ確定する。控訴が提起された場合には、覆審裁判所は6か月以内に開廷しなければならない。開廷までの6か月間は一審同様予備調査を再度入念に行う。予備調査の結果、控訴が妥当な場合は開廷する。覆審裁判所の判決は直ちに効力が発生する。しかし訴訟手続法では、覆審裁判所の判決に不服があれば、最高裁判所長官及び最高検察院長官に不服申立をすることができる。但し判決の執行を停止する効力はないので不服申立審理中に判決が執行される。また、最高裁・最高検長官の命令があれば執行の一時中断を行うことができる。

民事訴訟における検察官の役割・権限は非常に大きい。ヴェトナム検察院法によると検察官は民事裁判を監査する権限を有する。民事事件の資料の調査、証拠収集、証人尋問等の各段階において、検察官は監査する権限を有するが、実務上は重大な事件を除いてその権限の行使には謙抑的である。民事事件においても検察官が証拠を収集した場合、それを提出することができる。予備調査で収集した証拠等の開示請求を検察官が行った場合、裁判官はそれを開示しなければならない。

公判においては、必ずしも検察官の立会を必要としない。立会については、検察官の判断に委ねられている。検察官が公判に出廷したか否かに関係なく裁判結果は必ず検察院に送付される。その判決文を通じて裁判が公正に行われているかどうかを監査している。また、裁判官は検察官の立会するか否かに関わらず検察院に事件の公判期日を通知しなければならない。検察院は、その通知を見てどの事件に出廷するかを検討する。公判廷においては、検察官は裁判官と同様に証人尋問等を行うことができる。また、公判廷において、検察官は裁判官に対して当該事件の処理方針についての意見を述べることができる。意見を述べる際に証拠に対する評価や訴訟提起の妥当性も述べることができる。検察官の意見を受け入れるかどうかはもちろん裁判官に委ねられている。

検察官が判決は妥当でないと判断した場合は、検事正又は次席検事に報告し、抗議権(控訴権)の発動を要求する。覆審裁判所においては、同様に覆審検察院の検察官が立会する。覆審裁判所における検察官の権限は第一審と同様である。検察官が覆審裁判の判決に不服がある場合は、最高裁判所長官又は最高検察院長官へ監督審の請求を行うことができる。その際は、覆審検察院の長である検事長に報告して監督審の請求を行う。

刑事裁判の附帯私訴において、被告人の民事責任を追及することは検察官の重要な役割である。刑事事件が被害者の生命、身体、財産に被害を及ぼした場合、被害者は裁判に参加することができる。通常そのような場合、ほとんどの被害者が裁判に参加する。被告人は、この手続において、刑事責任だけでなく民事責任も追及されることとなる。被告人は被害者又

は合法的な財産管理人に奪った財産を返還しなければならない。物質的な損害を与えた場合は、修理又は賠償をしなければならない。この賠償範囲は犯罪行為の範囲内のみである。精神的な損害を与えた場合も、被害者に賠償しなければならない。被害者に対する物質的損害の確定は刑事事件における民事責任の追及である。附帯私訴は犯罪の抑制にも効果的と思われる。ベトナムでは附帯私訴は広く認められている。例えば交通事故において被害者を死亡させた場合は必ず損害賠償額を算定する。検察官にはそうした責務があるため、捜査段階において警察に刑事責任の証拠のみならず民事責任の証拠収集についても指示を行う。特に、どこまで賠償させるべきかを評価する証拠収集の指示を行う。捜査の段階で加害者に賠償できるだけの資力がある場合は、捜査官が間に立って調停を行う。調停の合意がない場合は、裁判に持ち込む。法律では明確にこのことを規定していないが、実務上は捜査の段階で話し合いがつくことがほとんどである。生命・身体にかかる損害については、その算定は難しい。また名誉毀損にかかる損害について名誉回復のための損害額算定のはっきりした基準はない。但しある程度のガイドラインはある。例えば生命にかかる損害については、埋葬額や死亡までの治療費、遺族への精神的苦痛に対する賠償を含む。もし被害者に幼い子供がいればその子供が18歳になるまでの養育費等を支払わなければならない。明確な基準はないので具体的な金額は、被害者の生前の収入等を考慮して裁判官が決定している。被害者に扶養家族がいる場合も同様に賠償しなければならない。

～ 質疑応答 ～

問：被害者から高額の名画を騙し取った被告人が刑事裁判において、損害賠償を行った後に裁判の中で被害品がBに譲渡されていることが判明したとする。Bについて善意無過失でない場合、被害者はBに被害品の返還請求を行うことができると思料されるが、もし被害者がBから被害品の返還を受けた場合、二重取りになるおそれが考えられるが、そのような場合どうように対処されているか。

答：ベトナムで合理的な解決方法としては、裁判の中で、被害者が騙し取られた名画を物的証拠として裁判に提出しなければならないので、裁判の中で被害者に名画は返還される。Bはその後被告人に対して売買代金の返還請求を行う。

問：では、Bも名画も被告人の裁判中は所在不明で裁判後に所在が判明した場合は？

答：裁判にて既に損害賠償を受けているので、名画をどうしても取り返したいのであれば、お金を払って取り戻すしかない。

問：交通事故で被害者が亡くなった場合の損害額の算定方法は？

答：法律の中では、明文化されていないが、最高裁判所の中でガイドラインがある。治療費や病院への搬送費等の領収書等をもって計算する。親族の付き添いにかかった経費等も考慮

される。

また埋葬費用も計算される。埋葬費用も都会と地方で異なるので、そのあたりも考慮されている。例えばハノイでは埋葬費は平均500万ドンから800万ドンはかかる。農村部では300万ドンから400万ドンである。したがって、最高裁判所のガイドラインには被害者の地方性も考慮すべきである旨明記されている。以前は遺族に対する精神的苦痛に対する損害賠償は考慮されていなかったが、近年ではその点も考慮されている。これはベトナム民法にも規定されている。ちなみに遺族への精神的苦痛に対する損害賠償の相場は800万ドンから1000万ドン。遺児に対する養育費は18歳になるまで月に15万ドンから18万ドン支払われるのが相場である。支払い方法は一括払いか給料からの天引きという形で支払われる。被害者の収入が多い場合は、上記金額を上回る支払いとなる場合がある。

問：損害の算定に当たって被害者のプライバシーに関して捜査しなければならないが被害者は嫌がることはないか？

答：それはない。

問：被告人の行為が悪質な場合、損害賠償に加重されることはあるか？

答：被告人の刑事責任がどのくらい重いかについても考慮する。あまりにも悪質な場合は、ガイドラインに示されている最高額を提示することもある。当然被害者に過失がある場合は減額される。

問：被告人が受刑した場合、損害賠償はどうするのか？

答：ご指摘の点は確かに頭の痛い点である。ただ、ベトナムの刑事訴訟法の中で刑の軽減事由として、損害賠償が行われた場合は刑を軽減するという規定があるので、ほとんどの被告人は急いで賠償することが多い。

問：判決前に当事者間で賠償の話し合いがまとまる割合が多いとのことですが、交通事故や傷害事件についてその割合はどのくらいか？

答：ベトナムでは十分な調査・統計が行われていないので正確な割合は分からないが、交通事故10件のうちの7～8件は直ちに一時金として平均300万～400万ドンが支払われる。最終的に総額で平均3000万から4200万ドンが支払われる。傷害事件については、裁判の中で互いの過失について慎重に検討される。当事者間で和解されることもある。

問：裁判前に和解が成立した場合、起訴猶予という制度もあるのか。

答：その場合、裁判で民事責任は追及されないが、刑事責任は追求される。ただ、傷害事件

において、ヴェトナムの基準では被害者の健康に対し、11%以上30%以下の衰弱をさせた場合で被害者からの告訴がある場合は起訴される。31%以上であれば告訴がなくても起訴される。

(参照)

ヴェトナム刑法第104条：他人の健康に対する意図的な危害

1. 他人の健康に故意に害を加え、11%ないし30%の傷害を与えた者、又は11%に至らなくても以下のいずれかの事情で当該罪を犯した者は、3年以下の身柄拘束を伴わない矯正処分、又は6か月ないし3年の懲役に処すべきものとする。
 - a) 危険な武器又は仕掛けを使用し、複数の人間に危害を加えた場合。
 - b) 被害者に治療不可能な傷害を与えた場合。
 - c) 同一人に対して複数回、あるいは複数の人間に対して危害を加えた場合。
 - d) 児童、妊婦、老人、病弱者、その他自ら防衛できない者に危害を加えた場合。
 - e) 自己の祖父母、父母、養育者、教師に危害を加えた場合。
 - f) 組織的な方法で危害を加えた場合。
 - g) 身柄拘束、又は矯正施設における犯罪の場合。
 - h) 人に傷害を与えるために他人を雇用した、又は雇用された場合。
 - i) 粗暴癖又は危険な常習的犯罪である場合。
 - j) 公務執行中の者を妨害する目的の場合。
2. 他人の健康に故意に害を加え、31%ないし60%の傷害をもたらした者、あるいは11%ないし30%であっても本条第1項のa)からj)に定める事情で当該罪を犯した者は、2年ないし7年の懲役に処すべきものとする。
3. 他人の健康に故意に害を加え、61%以上の傷害をもたらした者又は死に至らしめた者、あるいは31%ないし60%であっても本条第1項のa)からj)に定める事情で当該罪を犯した者は、5年ないし15年の懲役に処すべきものとする。
4. 当該罪を犯し、複数の人間を死に至らしめるか、その他の極重大な事情の場合には、その者は、10年ないし20年の懲役、又は終身刑に処すべきものとする。

問：刑事訴訟手続と民事訴訟手続で証拠能力等について大きな違いはあるのか。

答：刑事手続では国家機関が提出したものしか証拠能力はない。例えば被告人の弁護人が提出した証拠には証拠能力は認められない。民事手続きでは当事者相互の提出したものに証拠能力が認められる。

問：刑事で無罪、民事で有罪ということはあるか？

答：ある。実際に起こったことがある。

問：監督審における不服申立のうち、民事の不服申立の割合は？

答：約半分は民事賠償に対する不服の申立である。

問：刑事又は民事だけに不服の場合、片方だけの控訴はできるのか？

答：できる。

問：民事事件においても検察官が加害者の特定をしなければならないのか？

答：民事事件においても検察官が当事者の特定をしなければならない。通常は刑事責任を追究する過程で民事責任も証明される。

問：検察官が刑事事件での証明には失敗したが、せめて民事責任だけでも責任をとらせようとすることもあるか？

答：例えば詐欺事件で実質は単なる債務不履行の場合などは、刑事責任は問わず、民事で和解するよう働きかけたりはしている。

問：では、上記の場合、民事事件だけ裁判にするようなことはあるのか。

答：よくある。処理としては、2通りあり、刑事事件の法廷を開き、詐欺事件としては裁判を行わないことを宣言した上で、単なる民事事件として判決を下すか、事件自体を民事部に移送するかである。

問：上訴に不利益変更の禁止という制度はあるのか？

答：ある。

問：附帯私訴の刑事事件で民事関係だけを上訴した場合、手続き的な面で上訴審では刑事訴訟法か民事訴訟法のどちらを適用するのか。

答：刑法42条の関係もあるので刑事事件として扱う。上訴審でも再度刑事責任を明確にした上で、民事部分についてだけ審理する。

(参照)

ヴェトナム刑法第42条：財産の返却、損害に対する修理又は損害賠償、及び公的謝罪の義務

1. 犯罪者は、横領した財産を法的資格のある所有者又は管理者に返却し、犯罪によって生じたことが明らかな物質的損害を修理し、又は損害を賠償しなければならない。
2. 犯罪によって生じた道義的損害の場合、裁判所は犯罪者に対し、犠牲者に物質的損害賠償と公的な謝罪をさせねばならない。

問：民事事件だけ上訴し、刑事判決実刑の場合、刑の執行はどうなるのか？

答：刑事事件については効力が発生するので刑務所に収監され、民事事件については上訴審で審理する。

[資料]

第15回ベトナム国法整備支援研修カンントリーレポート発表会（記録）

題 目：ベトナムにおける司法職務と弁護システム

発表者：グエン・ヴァン・トアン

（司法省弁護士・法律相談管理局次長）

I ベトナムの裁判所制度と裁判官の地位

1 裁判所制度

ベトナムは、国民会議が全ての統治権限を有し、その権限の一部を他の機関に分配する統一的一元的な統治機構を採用している。立法・司法・行政の権限のうち、行政を担当するのが政府であり、司法を担当するのが裁判所と検察院である。

裁判所組織は、中央の裁判所として最高人民裁判所があり、地方の裁判所として61のプロヴィンス級人民裁判所、約600のディストリクト人民裁判所がある。このほか、軍については軍事裁判所の機構がある。

2 裁判官の任用基準と選考方法

(1) 裁判官任用制度

ベトナムでは、1992年まで裁判官選出制度がとられていたが、1992年ベトナム社会主義共和国憲法は、裁判官任用制度を規定した。これにより、最高人民裁判所、プロヴィンス級人民裁判所、ディストリクト級人民裁判所の裁判官は、それぞれ、中央、プロヴィンス、ディストリクトにおいて任用されることになった。いずれの裁判官も国家主席によって任命されるが、最高人民裁判所長官は、国民会議において選出される。

(2) 裁判官の任用基準

最高人民裁判所、プロヴィンス級人民裁判所、ディストリクト級人民裁判所の3レベルに応じて基準があるが、共通して、法律大学または裁判所高等学校を卒業していることが要件である。92年憲法以前においては学歴の要件はなかったが、1993年の人民裁判所裁判官及び人民参審員に関する法令により、学歴要件が設けられた。

法律知識のレベルに加えて、法律実務経験の要件が課されている。最高人民裁判所裁判官は8年以上、プロヴィンス級人民裁判所裁判官は6年以上、ディストリクト級人民裁判所裁判官は4年以上の実務経験が要求されている。法律実務経験とは、具体的には、裁判所書記官、審査官、検察官、執行官などを経験していることである。審査官とは、最近の法律で設けられたもので、裁判官の補佐役であり、かつ、将来裁判官となるリソースと考えられている。

また、裁判官は、法的知識のほかに、善良なる道徳心も要求される。ベトナム司法省では現在、裁判官の道徳的基準に関する法令を編纂中である。

その他の要件として、裁判官の業務を行う能力を有することが要求される。

(3) 裁判官選考委員会

最高人民裁判所裁判官選考委員会、プロヴィンス級人民裁判所裁判官選考委員会、ディストリクト級人民裁判所裁判官選考委員会が、それぞれ設置されている。

(i) 最高人民裁判所裁判官選考委員会

構成員は、委員長として最高人民裁判所長官、その他、国防省代表、司法省代表、ヴェトナム祖国戦線中央委員会主席団代表、ヴェトナム法律家協会中央執行評議委員会代表となっている。

ヴェトナム法律家協会とは、弁護士会ではなく、現職及び定年退職した司法機関職員によって構成されているものであり、全国組織である。それに対して、弁護士団は、各プロヴィンスごとに1団設置されており、職業的組織である。

委員会の構成員に国防省代表が含まれるのは、裁判官の中に軍事関係の裁判を担当する裁判官もいるからである。軍事裁判所の裁判官となるためには、上記の要件以外に、士官として軍に所属していることを要する。

委員会は、最高人民裁判所長官によって提案された名簿を審査し、この名簿を国家主席に提出する。そして国家主席が、最高人民裁判所裁判官を任命する。

(ii) プロヴィンス級人民裁判所裁判官選考委員会

構成員は、委員長として司法大臣、その他、最高人民裁判所代表、国防省代表、ヴェトナム法律家協会代表、そしてヴェトナム祖国戦線代表となっている。

最高人民裁判所裁判官選考委員会との違いとして、同委員会委員長が最高人民裁判所長官であるのに対し、プロヴィンス級人民裁判所裁判官選考委員会委員長が司法大臣であることが挙げられる。これは、司法省が人民裁判所を組織的に管理するという1992年裁判所組織法の趣旨に則ったものである。

(iii) ディストリクト級人民裁判所裁判官選考委員会

構成員は、委員長として法務局長、その他、プロヴィンス級人民裁判所代表、ヴェトナム祖国戦線代表、プロヴィンス級法律家協会代表、およびプロヴィンス人民評議会代表である。

3 裁判官の独立と身分保障

ヴェトナムでは裁判官の任期は5年とされ、任期が満了する度に、前述の裁判官選考委員会によって、前述と同様の方法により再選考され、再任することになっている。

93年人民裁判所裁判官及び人民参審員に関する法令を改正した際、裁判官の任命・再任制度に関して活発な議論がなされた。そこでは、92年憲法制定前のように、裁判官は選挙によって選出されるべきであるという意見が主張された。また別の意見として、終身裁判官制度が主張された。終身裁判官制度が主張された根拠としては、せつかく5年間裁判官の職務を勤めたとしても、確実に再任される保障がないため、裁判官の独立性に悪影

響を及ぼすことが挙げられた。しかし最終的には前述のように、裁判官の任期は5年と規定された。

憲法、その他の法曹関係の法令に規定されているように、「裁判官及び人民参審員は、審理する際、独立し、かつ法律にのみ従う」こととなっている。しかし、それぞれの国の経済発展の度合いなど、様々な要素に左右されるため、裁判官の独立性を保障することは、容易ではない。それぞれの国は、独自の解決策をとっていると思うが、ベトナムでは、裁判官の独立性を確保するため、裁判官の身分を他の公務員よりも保障している。まず第一に、一般の公務員より給料が高くなっている。第二に、給料とは別に、裁判ごとに手当てが支給され、さらに毎月の手当ても支給される。したがって、司法省職員よりも裁判官になりたがる人もいるほどである。第三に、法衣も支給される。

II 裁判官の訓練・養成制度

1 ヴィエトナムの裁判官の現状

(1) 数量について

現在、ベトナムでは、プロヴィンス級の裁判官はおよそ1,000人、そしてディストリクト級の裁判官は2,000人以上いるが、裁判官の数はまだ不足している。特に山岳部や遠隔地での裁判官の数が不足している。これは、人材がないために裁判官を任命できないのではなく、法律大学の卒業者が山岳部や遠隔地に行きたがらないのが主な原因である。また、93年人民裁判所裁判官及び人民参審員に関する法令に、裁判官任用要件として法律大学または裁判所高等学校卒業が課されたことにより、同法令施行後、裁判官の数が激減したのである。国としては、山岳部などのための優遇政策を具体的に出してはいない。

(2) 質について

裁判官の知識面での質は、前述のように法律大学または裁判所高等学校卒業が裁判官任用要件となったため、近年向上してはいる。

しかし、多くの法規範文書が施行されている状態の中で、新しい知識の更新のための研修は、まだ十分に行われていないのが現状である。また、裁判所の基本的な技能の研修も定期的に行われていない。そして、現在の裁判官は書記官や審査官出身者が多いため、審尋を適切に行えない裁判官がいたり、審尋に関する法規範文書の編纂も適切になされないこともある。

以上のような状況から、裁判官の養成および知識更新のための研修所が設立されるに至った。

2 裁判官の訓練・育成

ベトナムの法律の中には、裁判官の育成に関する規定は設けられていない。しかし、諸外国の経験を導入し、裁判官の養成と知識更新のための研修所が2か所、設置された。

一つは最高人民裁判所の管轄下にある裁判所職員研修所であり、もう一つは司法省の管轄下にある司法研修所である。

(1) 裁判所職員研修所（裁判所幹部学校）

当研修所は、裁判官の知識研修のため、設置された。したがって受入対象は、実際に裁判職務を行っている裁判官である。研修期間は3日から15日間となっており、研修内容は新しい法律知識の更新と裁判経験の交換である。研修の講師は、現職裁判官、法律研究者、そして法律の教職員である。

(2) 司法研修所（司法職務の訓練学校）

当研修所は1998年に設立されたもので、内部組織は研修課と知識更新研修課の二つに分けられている。

受入対象は広く裁判官、弁護士、公証人、執行官、その他法曹関係者である。当研修所の設立以来、将来裁判官になる人材の育成研修もいくつか行われた。しかし、当研修所を卒業することは裁判官任用の要件とはされておらず、これを任用要件とするためには、93年人民裁判所裁判官及び人民参審員に関する法令を改正する必要がある。

当研修所では、現在、弁護士と公証人の養成研修もできるようになっている。公証人となるためには、政令85号において、司法研修所での研修修了が要件とされているが、弁護士となるために、司法研修所での研修修了を要件とする規定は設けられていない。ただし、弁護士法の改正案では、弁護士資格取得の要件として、司法研修所の研修を終えることを新設している。

弁護士育成のための研修につき、どのように規定するか、どのような内容及びカリキュラムにするかについては、現在、検討中である。また当該研修の講師陣に関しても検討が必要である。私たちは、弁護士育成研修のための講師は、現職の弁護士が適切であると考えている。しかし、現在のヴェトナムの弁護士の中でこのような研修を行える能力のある者は限られている。また、講師となる弁護士は、自らの精通した分野につき、研修を行うのが望ましいと思われる。その他考えられる講師としては、裁判官、検察官、大学研究者が挙げられる。当該研修における教育方法も現在検討中であるが、それぞれの状況に応じた実務的研修を行うのがよいと考えている。弁護士及び裁判官のための研修については、他の研修員が別の機会に発表する予定である。

～ 質疑応答 ～

問：司法研修所に関して、研修修了を弁護士の資格要件にすることを検討しているとの話だったが、裁判官については、将来的に、研修修了を要件とする予定はあるのか？ また現在、修了を要件とできない理由は何か？

答：実際、私たちは、裁判官に関しても修了を要件とする必要があると考えている。しかし、そのためには93年人民裁判所裁判官及び人民参審員に関する法令を改正する必要がある

り、司法改革は、まだそこまで進んでいないのが現状である。現在、司法研修所は将来裁判官になりうる人材を育成しており、実際に修了生の中から裁判官を任命することもある。

この分野に関しては、ここにファン・チ・ヒュウさんがいる。ヒュウさんは司法研修所職員で、研修課副主任をしており、将来、裁判官となる人材を育成している。

答：(ファン・チ・ヒュウ氏による補足説明) 我々も、近年、ヴィエトナムの法曹の能力が制限されていることを認識しており、裁判官・検察官・弁護士育成は重要課題であると思う。そのような観点から、1998年以来、いくつかの研修コースを開始した。今のところ3つの研修コースが終了し、修了生500人を育成した。93年人民裁判所裁判官及び人民参審員に関する法令においては、裁判官の資格に研修修了を要件とする規定はないが、実際、司法研修所の修了生が優先的に裁判官に任命されている。つまり、裁判官選出の際の名簿を作成する段階ではなく、司法研修所にいる段階から、裁判官の候補者に目をつけておくのである。

問：法令の改正が必要だということは理解できるし、また、現時点では司法研修所の修了生で全ての裁判官を埋めるということは、不可能だと思う。ただ、一つの考え方として、すでに裁判官となっている人は特例的に、裁判官としての資格を与え、今後裁判官となる人は全て、司法研修所の修了生とする、という方向も考えられると思うが、その点に関しては、反対はあるのか？

答：方向としては、そうしようと思っている。

問：研修所が各機関に置かれており、検察官についても最高人民検察院に別途、研修所が置かれていると聞いている。例えば、こういう学校の運営や教育の確保というのは、それぞれ共通の問題があると思う。かつ、基本的に習得すべき知識というのは共通だと思う。そういった研修所を統一して、司法研修所を一元化するという考えはないのか？ また、人民検察院関係の研修所がどうなっているのか、ご存知であればご紹介いただきたい。

答：教育を統一するメリットはあると思う。実際、我々もそれを議題として討論している。裁判官任用の人材源としては、だいたいハノイ法科大学の卒業生である。もちろん別のところからも任用しているが。

検察官に関しては、人民検察院の検察官高等研修所がある。そこでは、検察官の育成が行われている。ほとんどの卒業生が検察官に就職しているが、別の分野への就職も可能である。また、検察院は、ハノイ法科大学だけでなく、他大学の法学部の卒業生も検察官として採用している。そういう意味では、法律大学卒でも検察官になる時には研修所に入り、検察業務を勉強しなければならない。

警察に関しては、警察官を育成する研修所がある。

それぞれの枠の中で、カリキュラムや教育内容がまだ統一されていないことがある。また、法律の適用に関しても、時折違ったガイダンスが出されることもある。そのような経

験を踏まえて、最近、刑法の研修を行うにあたり、全ての分野のメンバーを集め、研修を受けさせた。私たちの法律と実務が総体的に統一された研修が行われたほうが良いと思う。そういう意味で、今回の研修も、日本の検察官の研修並びに裁判官の研修に関しても勉強させていただきたいと思っている。ベトナムにおいても、検察官と裁判官を一緒に育成すべきだという意見もある。

問：最高人民裁判所裁判官の供給源は裁判所書記官、審査官、検察官等ということですが、弁護士の経験というのはこの8年間には入らないのか？

答：弁護士業が法律業務であるかどうかは、今のところ、討論中である。弁護士経験者は裁判官になりたがらないのが現実である。法律業務ならびに法律実務経験の定義はまだ、法律の中で統一的に解釈されていない。書記官や審査官、検察官、執行官といったいくつかの職は、裁判官の近隣職と考えられている。例えば裁判所書記官、審査官というのは、裁判所の中で業務を行っている。検察官は常に裁判官の近隣に出頭している。執行官は従来、裁判所の中の機関とされていた。現行では、司法省の管轄下に置かれ、民事執行を行っている。

問：まず一点、翻訳の問題と思うが、レジюмеに「秘書」と書いてあるが（資料省略）、先程の説明からすると「書記官」のことでいいか？

答：そういうことです。

問：裁判官を育成する機関として、最高人民裁判所の中にあるものと、司法省の中にあるものの二つある。先程から「裁判官の育成」と端的にいつているが、みなさんが司法省で育成する裁判官は、下級裁判所の裁判官のことでいいか？

答：司法省はプロヴィンス級以下の下級裁判所を管轄しており、また司法研修所は司法省の傘下にあるので、育成しているのは下級裁判所の裁判官である。

問：法律上は、裁判官選考委員会を通れば最高人民裁判所裁判官になれると思うが、実際として、下級裁判所裁判官の経験を積んだ人が、最高人民裁判所裁判官に任用されることはあるのか？

答：人事異動に関する法令があり、お互い、例えば下級裁判所の裁判官が、最高人民裁判所裁判官になることもあれば、最高人民裁判所裁判官が下級裁判所の管理職となることもある。ただ経験だけではなく、最高人民裁判所裁判官になる全ての要件がそろって、初めて、裁判官として任用される。

もちろん、最高人民裁判所裁判官は、全ての要件がそろっているので、当然に下級裁判所裁判官となれる。

問：最高人民裁判所に最初から勤め、そこで8年以上、書記官などの実務経験を積んで、下級裁判所裁判官の経験なしに、最高人民裁判所裁判官になるということは、普通か？

答：形式的には、法学部を卒業し、最高人民裁判所に就職して8年の経験を積み最高人民裁判所の裁判官になる。逆に、プロヴィンス級の裁判官を20年位経験している人もいる。そうすると、最高人民裁判所裁判官よりもプロヴィンス級の裁判官の方がレベルとしては高いこともある。そういった観点から、いきなり最高人民裁判所裁判官になるのではなくて、まずディストリクト級の裁判官を経て、プロヴィンス級の裁判官となり、そして最高人民裁判所裁判官になるようなシステムの方がいい、という意見もある。

問：人材源の問題だが、ハノイ法科大学に限らず、ヴィエトナムで法学部卒業生は毎年、何人位いるのか？

答：ハノイ法科大学も入れて、毎年、法学士は2,000人前後である。そのうちハノイ法科大学の卒業生は、文部省の定員によると800人である。

III 弁護士

1 弁護士組織の沿革

ヴィエトナムにおいて弁護士制度が形成され、発展したのは近年のことである。というのも、かつては在越フランス人が弁護士業を独占しており、ヴィエトナム人は1945年の命令によって、初めて弁護士業務ができるようになった。ヴィエトナム人が弁護士になるには、フランスの教育制度における法律学士号、およびフランスの裁判所での宣誓が要件とされていた。

1945年9月2日、ヴィエトナムは独立宣言をし、ホー・チ・ミン主席は弁護士組織に関する命令を発し、ヴィエトナム人が弁護士になることを奨励した。しかし、その後、すぐに抗仏戦争が再び勃発したため、ヴィエトナムの弁護士業が発展する機会を失うこととなった。

当初、ヴィエトナム政府組織の中に司法省があり、司法省の中にさらに裁判所および検察院が設置されていた。1959年憲法により、裁判所・検察院が独立し、それと同時に司法省は廃止された。1972年に法制委員会が政府の直轄機関として設置された。その後、法制委員会は司法省となり、1981年司法省が再度設立された。

1981年に再建された司法省の中には、弁護士業の研究を行う部署が設けられ、司法省は、弁護士組織法の編纂をはじめた。そしてこの弁護士組織法は1987年、国会の常任委員会を通過した。当該法令は旧ソ連およびフランスの法体系の影響を受けている。というのは、旧ソ連からの帰国者が法令の編纂を行い、一方の法令の審査権限者は、フランス植民地時代の教育を受けた弁護士であったからである。当該法令は、裁判所での弁護活動について規定する目的で制定されたのである。

2 弁護士資格取得要件

弁護士組織法の規定する弁護士資格取得要件は、以下のようになっている。

- ・ ヴィエトナム国籍を有するもの
- ・ 善良なる道徳および人格を有するもの
- ・ 法律学士またはそれに相当する学力を有するもの
- ・ 5年以上の法律実務経験を有し、かつ、1年間の法律知識研修を修了したもの

以上の要件を満たした志願者は、特定の弁護士団に弁護士登録の申請をすることになる。そして申請書に基づいて、審査がなされ、弁護士団総会決議によって、弁護士登録の可否が決定される。

上記の要件に関して、「法律学士に相当する学力」とは、弁護士になれる人たちの対象を広げるために設けられた要件である。その理由としてはまず第一に、弁護士組織法が制定された当時は、自由業よりも公務員を志望する傾向が強かったことが挙げられる。第二に、当該法令の制定当時、法律学士を有するものが少なかったため、元裁判官・検察官に弁護士業を行わせようとする政策的判断があったのである。というのも、1975年以前は、大学において法学教育課程というものは存在しなかったため、裁判官や検察官ですら、法律学士を有しない者がほとんどであったのである。当時、犯罪の発生に対処するには裁判官や検察官が法律学士を取得するのを待つことができず、裁判所職員研修所で研修が行われた。そこでは、旧ソ連の専門家を講師として招へいし、当時、ヴィエトナムの法律が整備されていなかったため、旧ソ連の法律のみが講義された。そのため、現在の法曹幹部のほとんどがこの裁判所職員研修所の修了生であるが、法律を学んだ時間は短いことになる。

以上のような歴史的背景から、長年、裁判官又は検察官として経験を積んできた者は、弁護士業を行う能力があると考え、「5年以上の法律実務経験を有し、かつ1年間の法律知識研修を修了した者」という要件を課しているのである。以上の要件により、同法令が施行された当時は、弁護士は年配者しかいなかった。また、このように要件の基準を下げたにもかかわらず、いくつかのプロヴィンスでは、弁護士団を設立できなかったが、1998年になり、ようやく全国61プロヴィンス全てに弁護士団が設立されるに至った。

3 弁護士育成実習

以上のように、87年弁護士組織法の中には、弁護士資格取得要件として、実習期間は定められていない。しかし実際には、6か月から2年間の実習期間が要求されており、その実習を終えた後、弁護士団の行う試験に合格しなければ、弁護士団に登録することはできない。この試験は、ほとんどの受験者が合格しており、試験内容もさほど難しいものではない。

4 弁護士業務の範囲

ヴェトナムの弁護士は、イギリスのバリスタ・ソリシタのように訴訟専門の弁護士と、コンサルタント専門の弁護士を区別してはいない。弁護士の業務は、訴訟関係が主となっている。

登録している弁護士団のプロヴィンス内でしか活動できない、という制限はない。例えばハノイ特別市の弁護士団に登録している弁護士は全国で弁護士業務を展開できる。しかし、例えばハノイ特別市の弁護士団に登録している弁護士が、ホー・チ・ミン市の弁護士になる時には、最初から手続きを踏んで、ホー・チ・ミン市の弁護士団に入団する必要がある。

5 弁護士団

弁護士は、全ての業務を、弁護士団事務所を通じて行っている。つまり、弁護士は当番制で弁護士団事務所に待機する。依頼者が弁護士団事務所へ来て、待機している弁護士が依頼を受けると、その依頼者がその弁護士の顧客（クライアント）となる。また、依頼人が特定の弁護士を指名しない場合には、弁護士団の責任者が弁護士を指定する。

弁護士登録数が多く、活動範囲の広い弁護士団は、支部を設置することができる。しかし、この支部はあくまでも弁護士団の一部にすぎない。したがって弁護士団のみが法人格を有し、取引などのための印を持つことができる。

6 87年弁護士組織法の問題点・改正すべき点

(1) 質に関しては、弁護士登録要件が高い基準を要求していないので、優秀な弁護士もいれば、そうでない者もいる。

他方、量については、同法令が施行された当時は、弁護士の数が非常に少なかったが、現在では、弁護士希望者が増加している。これは、弁護士業が少なくとも「食べていける仕事」の一つとして、世間で肯定的にとらえられているからである。実際、ハノイ市やホー・チ・ミン市の弁護士の収入は非常に高くなっている。ただし、それ以外の地域での弁護士の収入は少ない。

このような現状において、弁護士団によっては弁護士登録数が増加しているところもあるが、逆の現象も生じている。この原因は様々であるが、弁護士数が増加すると、自分たちの仕事が減るのではないかと危惧する弁護士団の考え方にも関係している。そのため、弁護士の質を保障しつつ、どのように数を増やすかが、課題となっている。今回の同法令の改正においては、弁護士になれる能力を有する者が、できる限り弁護士になりやすいようにすることが理想である。

(2) 法令の改正に際しては、現行の実習制度を維持する一方、新しく弁護士研修に関する規定も設けていきたいと思っている。研修期間・内容に関しては、今のところ、まだ白紙状態であるが、今回の我々の日本での研修の成果をふまえて、規定していきたいと思っている。

(3) 弁護士組織の形態についても、87年弁護士組織法の不備から問題が生じている。

ベトナムでは弁護士業務を行う団体（弁護士事務所）と弁護士の社会的・職業的組織（弁護士会）を区別していないのである。したがって、前述の通り、弁護士はすべての業務を弁護士団を通じて行うため、例えばホー・チ・ミン市の弁護士団には弁護士総数1,500名中、約300名が登録しているが、このように登録数の多い弁護士団の弁護士が弁護士活動を行うのは、難しくなっている。また、ベトナムの現状から、高度な職業をなす者の中で、大規模な組織を運営する能力を有する人材は少ないのである。

そこで改正法においては、一人の弁護士、または複数の弁護士が共同で弁護士事務所を設立してよいことにする予定である。ここで、弁護士が法人を設立してもいいか、という問題がある。ベトナムにおいては、弁護士業に関し大きく二つの考え方があり、一つには、フランス植民地時代の教育を受けた弁護士は、弁護士業を自由業であると考えているのである。他方、若い弁護士は、弁護士業はサービス業であり、他のビジネスと同じであると考えている。年配の弁護士は、弁護士業につき、法人化してもよいが、あくまで法律コンサルタント業務の部分に限るべきである、なぜならば訴訟関係は営利目的のビジネスではなく、自らの義務・責任として行うべきだからだ、と主張する。以上のような主張から、業務内容を法律コンサルタントに限り、合名会社の一形態として、弁護士事務所の法人化を認める方向となっており、すでに会社法の中に会社形態を一つ増やした。

次に弁護士の社会的・職業的組織についてであるが、裁判所の管轄地域ごとに設立すべきであるとの主張もなされたが、最終的には、1プロヴィンスに1弁護士団を設置する、という現状維持となった。また、全国的規模の弁護士団を設立すべきか、また仮に設立する場合、どのような形態とすべきか、についても議論がなされた。多数意見は、全国規模の弁護士団は必要だが、まだ機は熟していない、というものである。ここで意見が二つに分かれており、一方は機が熟していないのならば、法律の規定の中にそのような団体に関する規定を設けないほうがいい、というものであり、他方は、機は熟していなくても、そのような団体に関する原則的条項を規定すべき、と主張している。

(4) 弁護士組織法の改正は、もっとも長い時間が費やされている。94年から法令改正のための調査が開始され、95年には第一草案が2会期にわたり国会の常任委員会に提出され、何度も常任委員会の意見をいただいた。現時点で改正法案の基本的内容はまとまっており、近時、法案が通過するであろう。我々のその後の責務としては、同法令下でのガイダンス的法律文書を編纂することである。

～ 質疑応答 ～

問：私はベトナムを3回ほど訪問しており、私の理解では、日本では法廷弁護士と、契約・コンサルティングを行う弁護士は同じであるが、ベトナムでは法廷弁護士を弁護士といい、契約やコンサルティング等を行う者は、法律コンサルタント業の法律家だと考

えている。今、報告のあった弁護士というのは法廷活動を行う弁護士についてであって、コンサルティング等を行う法律家を対象としていないとの理解でよいか？

答：その点に関しては、きちんと言及しないと、誤解が出やすい部分もある。弁護士の業務は、法廷で訴訟に参加することと、法律コンサルティングをすることをも含む。しかし、弁護士だけでなく、他の者もそのような権限を有しているのが現状である。これは、ヴェトナムの現行法上、弁護士でない者も、訴訟活動に参加することが許されているからである。例えば、法律家協会のメンバーは、訴訟活動に参加できる。また、刑事事件以外の場合、第三者に委任して、代理人として出廷させることも可能である。ハノイやホー・チ・ミン市に行くと、法律家協会の法律コンサルタント・オフィスが、いくつも見受けられる。そして、法律会社のようなものもある。現時点においては、法律会社の社長はほぼ100%弁護士であるが、数年前までは、法律会社の中に弁護士は一人もいなかったのである。というのも、ヴェトナムの会社法の中に、有限会社を設立するためには、法律会社の社長は弁護士でなければならないとの規定がなかったからである。したがって私が勤務する部局は、弁護士と法律コンサルタントを管理している。

問：私がハノイの弁護士団を訪問した際、小さな家の中に弁護士団があり、そこで法律相談を受けて、その場所で裁判の準備をしている姿を見た。他方、法律家協会の法律会社で、若い者が、弁護士といていたが、おそらくコンサルタントで、外国企業や国内の企業に対するアドバイス業務をしている。そういう会社にも弁護士がコンサルタントとして来ている、という話も聞いた。確認だが、今ここで弁護士というのは、弁護士会で法律相談をして、裁判の準備をしている、あの弁護士の方々についての制度だとの理解でいいか？

答：少し付け加える。弁護士というのは、弁護士団のメンバーでなければならない。今言った、弁護士の職場というのは、弁護士団の事務所であったり、法律家協会の事務所であったり、また法律会社であったりする。先ほど言ったように、弁護士の業務を行うためには、すべての手続きを弁護士団の幹事長、または幹事を通さなければならない。そして弁護士はその弁護士団へ行って、クライアントと接触しなければならない。報告されたハノイ弁護士団事務所の総面積は40㎡で、100人程の弁護士がいる。そこへ、例えば100人位の弁護士が当番として行ったらどうなるであろうか。弁護士業務を行うのは非常に難しい。このような1987年の弁護士組織法の不備が原因で、弁護士として、法律家協会の事務所や法律会社等で一緒に作業しなければならない、ということになる。

問：今のヴェトナムの制度で、弁護士の資格を管理しているのは、弁護士団なのか、それとも司法省その他の国家機関なのか？

答：ヴェトナムの弁護士になるためには、先ほど言ったように、ヴェトナム国籍を有し、善良なる道徳・人格を有し、法律知識を有さなければならない。そして入ろうとする弁護士団に対して、入団手続きの申請書を書かなくてはならない。また同時に、すべての要件

を満たしている、という証明書類も必要である。弁護士団の幹事会が書類・申請書を審査し、次に弁護士団総会が審査する。そして総会で挙手、または無記名投票により議決を取る。通常、みな、賛成するが、最近は厳しくなっている。挙手や投票はそれぞれの弁護士の権利である。つまり、賛成・反対は弁護士の自由であり、賛否の理由について説明義務はない。そのため、実際、すべての要件を満たしているにもかかわらず、弁護士団のメンバーになれない人もいる。例えばホー・チ・ミン市の弁護士団は89年に設立されたが、ある年、「今年は新しいメンバーを入れない。」と決議した。またある弁護士団では、新しいメンバーを推薦できる数は非常に限定されている。正直言うと、大都市の弁護士団に入ることは非常に難しいので、弁護士になろうとする人は都会を離れて、故郷に戻り、コネのある弁護士団に入らざるを得なくなっている。

司法省として管理しているのは、弁護士活動のモニターを設置したり、弁護士に法律知識の更新のための指導をする程度のことである。しかし国家予算の中に弁護士のための経費は全くないため、どこかのドナーに頼み、研修コース等を開くことになる。我々が監督できるのは、例えば、新しいメンバーの入団手続きが規定通り行われたかについてのみである。弁護士は、自らの職務遂行においては、独立であるので、我々は弁護士活動を干渉せず、するつもりもない。法律の中には規定はないが、司法省はあくまで時々、弁護士団からの法律相談を受けることがある。司法省としては、その際、分かっている限り、一応返事をするのみである。そういう意味で、現行法令における、弁護士業は自由業である、という思想は、はっきりと守られている。

問：法律の弁護士団加入条件を満たしているのに、弁護士団の総会が入団を拒絶した場合、入団拒絶された者は、司法省もしくは裁判所に、入団拒絶について不服申立をすることができるか？

答：入団拒絶された者は、プロヴィンス人民委員会へ不服申立でき、その後、司法省へも不服申立が可能である。しかし司法省としては、手続きの不備がある以外、入団審査が規定通り行われていれば、総会で過半数の反対がある以上、入団拒絶について、干渉のしようがない。また、「今年は新しい入団者を入れない。」といった決議が出されても、干渉できない。裁判所への不服申立については、法律の規定はない。

問：先ほどの例だと、弁護士団が、あまり弁護士の数が多くなりすぎると個人の収入が減るという理由もあって、新しく団に入るのを認めないというような事をやっているのではないかと推察した。そうすると、それは弁護士を利用する側の国民の利益という点から見ると、国民にとって非常によくないことだと思う。法律的に困ったことがあったら、弁護士が身近にいて相談できるのが理想だと思う。それに対して何らかの方策を今後とっていくことは、考えているか？

答：ご質問の点は、現行法を改正しなければならない原因の一つでもある。刑事訴訟法に関

する議論の中でも、刑事訴訟手続きのもっと早い段階から弁護士の関与を認めるべきだとの意見もある。三ヶ月先生のお話の中にも、ある国のレベルを評価するには弁護士の数と質を見る、とあったが、ベトナムは弁護士の数を増やさなければならず、日本も同じ問題に直面している。ある考えでは、市場経済の競争原理により、弁護士の数をどんどん増やし、能力のない弁護士は淘汰される、ということになる。しかし、市場メカニズムに任せるだけでは、国民にとっても大変なことである。一国民にとっては、誰が、何がいい弁護士で、誰が、何が悪い弁護士なのか、なかなか理解できないからである。我々も、今後ベトナムの弁護士の数を増やすには、どのようなルートマップを策定しなければならないのか、いろいろ考えている。現在のように数が制限されたままではいけないが、無責任な大量生産もよくない。弁護士資格取得要件について、様々な考え方があり、弁護士の質を高めるためには、どこで育成研修を受けたのかを問うことにある。我々としては、改正法が成立すれば、弁護士の数が早いスピードで増えると考えている。ただ、数が増えたときに、弁護士は食べていけるのか、仕事がそれなりに増えるのか、ということを心配している。特に北ベトナムは弁護士サービスには慣れておらず、北ベトナムの弁護士の収入は、南ベトナムの弁護士のそれより低くなっている。

問：法律コンサルタント業務は、法律家協会に属している人でなければできないのか、それとも全くの一般人もできるのか？

答：旧会社法の中には、法律会社を設立するためには弁護士がいなければならない、という規定はなかった。しかし現行会社法には、法律会社設立のためには営業許可証が必要であるとの規定が設けられた。営業許可証を取得するための手続きに関する規定は、弁護士法の中に組み入れる。今後は、法律コンサルタント業務を行うためには弁護士資格が必要となる傾向にある。今のところ、弁護士以外には法律家協会のメンバーのみが法律コンサルタント業務を行える。将来的には、弁護士法の中で、法律コンサルタント業務を行える組織や団体を規定し、数も絞られることとなる。法律コンサルタント業務が行えるのは、例えば法律家協会、婦人協会、青年団、労働組合などの社会的団体に制限されるようになる。そして自分たちの団体のメンバーのために法律コンサルタント業務を行うのである。お金のない人は弁護士を雇えないので、貧しい人たちは法律扶助として国からの支援を受け、社会的団体のメンバーは金持ちではなく、また貧しくもないので、自分たちが属する団体からの法律支援を受けるべきと考えるのである。

問：今、話を伺っているのは法律コンサルタント業務であって、それと訴訟関係活動とは別か？

答：そのような団体は法律コンサルタント業務を行うだけでいいのか、訴訟活動まで認めるのか、について現在議論がされている。貧困者は、法律コンサルティングに関しては法律コンサルタントセンターの扶助を受け、さらに訴訟の際は、そのセンターが自らの経費で

弁護士を雇ってくれることになる。

問：他のプロヴィンスで弁護士団に所属する人は、例えばハノイの弁護士団に所属しないで、ハノイで法廷活動やコンサルタント業務はできるのか？

答：できる。

問：弁護士に何か頼むときは、報酬を弁護士団に払い、弁護士は、弁護士団からある程度手数料を引かれたものを受け取ると以前聞いたことがあるのだが、他のプロヴィンスから来た弁護士の場合、クライアントは他のプロヴィンスの弁護士団に払うことになるのか？

答：原則として、クライアントは弁護士に依頼するときに、その報酬を、その弁護士が所属する弁護士団に払うことになっている。法律で、弁護士団はその報酬から20～30%を差し引いてもよいと規定されており、20%なのか、25%なのか、それとも30%なのかは、それぞれの弁護士団に任せている。弁護士団は20～30%差し引いた残りの分を、それぞれの弁護士に払うことになっている。

問：報酬を直接弁護士に払うことはできるのか？

答：法は今説明したように規定しているが、実際には、クライアントは報酬を弁護士団に渡すことを弁護士に委任し、弁護士は70～80%、差し引いた分を弁護士団に納めている。法律の規定では、所得税は免除とされている。しかし、もし所得税が課せられるようになるならば、弁護士としては弁護士団に納めるよりも、納税したほうがましだと考えている。なぜならば、所得税の場合だと納める額が報酬の20～30%でなくなるからである。

問：ラオスと混同しているかもしれないが、法廷で弁護人として活動するには弁護士資格がなくてもよい、というのはヴィエトナムでも同じか？ つまり、親族や会社の上司が弁護人になれる等である。刑事の弁護人のケースである。

答：今のところ、ヴィエトナム刑事訴訟法において弁護人というのは3種類規定されており、弁護士、未成年者の法定代理人である父母、そして人民弁護人となっている。88年公布の刑事訴訟法の中に規定されている人民弁護人というのは、どのような者なのか、ということに関しては、ガイダンス的法律文書は現在一つもない。87年の時点で、各プロヴィンスに人民弁護人に関する規定があったのだが、88年に弁護士団に関する法令が制定された際、人民弁護団が弁護士団になったのである。まだ弁護士が少なかった頃、裁判所は法律家協会のメンバーに裁判での弁護活動を行うことを認めていたのである。しかしそれは、全国において認められていたのではなく、ある裁判所ではそのような法律を認め、別の裁判所では認めていなかったのである。

問：人民弁護人は現在、何人位いるのか？

答：法律は人民弁護人を認めていながら、どのような者が人民弁護人なのかということ（人民弁護人の定義）について定めていないので、実際には存在していない。現在の弁護士組織法の改正草案段階から今まで、ベトナムの最高人民裁判所長官は、この人民弁護人に関する規定を新しく改正される法令の中に取り入れようとする意向を表していたが、その意見は却下された。

問：民事の場合はどうか？

答：民事の場合は、弁護士以外でも代理できる。

問：そうすると、(民事の場合) 弁護士に頼む必要性はないのか？

答：そのとおりである。法律上、法廷での活動並びに法律コンサルタントの活動は弁護士に独占されていない。

問：日本の場合、弁護士は自分で経営していて、自分で所得税を払い、その時に経費を控除される場合には、この業務にこれだけかかったと全部つけるが、ベトナムにおいて弁護士団が税金を払うことになれば、各弁護士から経費の領収書を集めるのか？

答：新しい改正法が公布された場合、今のように20～30%差し引くことはなくなるので、弁護士団として活動、存在することは、やはりメンバーの会費がないとできない。逆に今度、弁護士が、例えば事務所や企業など、何らかの形で弁護士業務を行うことになる。それにより税法の定めるとおり、納税、申告することになる。

問：日本の弁護士は、所属の弁護士会を通じて公務所に照会し、回答をもらうことができる。ベトナムでもそのような制度はあるか？

答：現行の法令の中には、各法務局がそのような公的文書を提供できるよう、各弁護士団に支援・協力しなければならない旨、規定されている。しかし予算がないため、そこまで運営されていないのが現状である。したがって弁護士団は厳しい業務を行わなければならないのである。新しい法律の文書等に関する知識を更新するのも難しい。司法省としても、弁護士団のため、新しい法律などの知識更新に協力すべきだと考えている。また各弁護士団が仕事の経験を交換する機会を設けたいと思っている。問題は、このようなことができるようにするため、政府が一定の予算を出すように、この必要性を政府にどのように説得するかである。また、外部からの支援が必要となるかもしれない。

補足（質問者）：今の質問は、ある事実関係、例えば、ある省庁がその人に対して許可したか、しなかったか、いつ許可したか、ということに関して質問状を出し、それに対して公務所は答える義務があるか、ということである。日本の場合、弁護士会を通すことになっている。

問：病院や銀行は通常、患者のプライバシーや顧客の秘密があるので答えませんが、弁護士会は、弁護士法によって法的に質問をする権利がある。

答：法律が規定するところでは、弁護士団が円滑に活動することができるように各関係省庁は、良い条件を整えなければならないことになっている。そのような規定の精神から、我々弁護士はクライアントの要求に従い、各関係省庁を回り、証拠収集や質問などを行う。好意をもって回答してくれる機関もいくつかあるが、非常に稀なケースである。我々としては、いくつかの法律に基づき、自分の業務が円滑にいくように、各関係省庁と戦うのである。我々としても、国内の弁護士活動、弁護士全体は弱い状態にあるので、今のところ各関係省庁の支援を求めることが必要だと感じている。

問：現在のヴェトナムの弁護士の仕事の受任の仕方であるが、弁護士団のところで仕事を受け、その後、それぞれの弁護士たちは自分のオフィスというのがあって、そこで業務を行っているのか？

答：現行法では、弁護士は自分の事務所を持つことは認められていない。仕事の受任、その後の業務は、すべて弁護士団事務所で行わなければならない。

問：先ほど、ハノイ弁護士団には約100人の弁護士がいるとの話だったが、実際に弁護士が、ハノイ弁護士団で受けた仕事は、その弁護士団事務所、例えば依頼者との打ち合わせや書類作成など、全部行っているのか？

答：先ほど言ったように、それが（現行法の）不備な点であり、そのため、支部のようなものを設置して、人数を分散させているのである。多くのクライアントを有する弁護士もいれば、一年に一件もなく、幹事長からの（クライアントの）紹介を一年間ずっと待っている弁護士もいる。ハノイ弁護士団の場合、一人の弁護士につき、月平均一件あるか、ないか、である。

問：このたびの弁護士法の改正案を事前に見せていただいたが、この法律が通ると、弁護士はそれぞれ自分の事務所を持つことが原則であって、全く自由化される。その場合、今まで弁護士団事務所しかなかったところ、それぞれの弁護士が自由に事務所を持つことになることに対して、まず弁護士内部では、それはスムーズにできると考えられているのか？

答：全体的には、皆、改正案に賛成しており、待ち望んでいる。

問：逆に、一般の人たちや企業といった依頼者の側からすると、弁護士が事務所を持ってほしい、直接依頼に行きたい、という需要は元々あるのか？

答：今のところ、まだ法令が通過されていないので、何ともいえない。ただ、弁護士団はいつも仕事がないと言うが、実際、一弁護士当たり、いろいろな所へ行ったりして、かなり多くの仕事を受けている。

日韓パートナーシップ研修の概要

1. はじめに

法務総合研究所においては、平成11年度から、韓国大法院の法院公務員教育院との共同のもと、「日韓パートナーシップ研修」という名の共同研修を実施している。

この研修は、日本の法務省と韓国の大法院（日本の最高裁判所に相当する。）からそれぞれ同数の職員が研修員として参加し、民事法務行政の分野に関して、大学教授等による講義を受けるほか、実務家たる日韓両国の各研修員自身が日ごろから問題意識を有する事項等について率直に議論し合うことを主たる内容とするものであり、その点では、日韓比較研究ないし日韓共同研究という色彩を帯びたものである（民事法情報 No.165(2000.6.10) 1頁参照）。

2. 位置付け等

現在、民商事法の分野において、財団法人国際民商事法センターの御支援の下、当所国際協力部が実施している国際研修には大別して2種類ある。

一つは、ヴェトナム法整備支援研修など法整備支援事業の一環として行われているものであり、これは、日本の側から民商事関係の法制度を説明するとともに、立法に関する助言を行うことを中心とするものである。

もう一つは、この日韓パートナーシップ研修であり、共通の問題意識を持った両国研修員が相互に啓発するという、いわば「共同研究型」の国際研修である。

3. 研修のテーマ及び研修員

これまでに実施した研修におけるテーマは、以下のとおり、主に登記制度に関する諸問題であり、研修員についても、登記事務又はそれに関係する業務に従事している職員が参加している。

(1) 平成11年度

物権法、不動産登記法制に関する諸問題

(2) 平成12年度

会社法及び会社登記実務に関する諸問題

(3) 平成13年度

不動産登記制度、不動産登記実務に関する諸問題

4. 実施期間等

この研修は、韓国ソウルで開催される「韓国セッション」と日本で開催される「日本セッション」とから構成されており、各研修員はこの2つのセッションの両方に参加すると

ということが特徴として挙げられる。

各セッションは、約1週間であり、講義や見学が行われるほか、韓国セッションにおいては、日本の各研修員が提起した実務研究課題について日韓両国の研修員で議論し、日本セッションにおいては、韓国の研修員が提起した実務研究課題について議論する。

これまでに行われた講義のテーマ及び実務研究課題は、別紙のとおりである。

5 参考一日韓の物権法、不動産登記制度に関する主な相違点

参考までに、日韓の物権法、不動産登記制度に関する主な相違点を列挙すると、以下のとおりである。

(1) 登記の効力

日本：登記は不動産物権変動の対抗要件（民法第177条）

韓国：登記は不動産物権変動の効力発生要件（民法第186条）

※ 韓国でも、登記に公信力は認められていない（日本と同様）。

(2) 登記所

日本：不動産に関する登記事務は、法務省（＝行政機関）の地方支分部局である法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所として取り扱うこととされている（不動産登記法第8条第1項）。

韓国：不動産に関する登記事務は、地方法院（日本では地方裁判所に相当）とその支院が管掌し、さらに、地方支院は登記事務の一部を処理させるために「登記所」という名称の官署を置くことができる（法院組織法第3条第2項）。そして、これらの地方法院、支院及び登記所の名称を付された官署が、不動産登記法上の登記所と位置づけられている（韓国不動産登記法第7条第1項）。

(3) 表示登記制度に関する相違

日本：不動産登記は、表示に関する登記と権利に関する登記に大別される。前者の登記は、不動産の物理的現況を登記簿の表題部や地図などで公示するものであり、後者の登記は不動産の権利関係を登記簿で公示するためのものである。いずれも登記所が所管している。

韓国：登記所で所管しているのは、基本的には、権利に関する登記のみである。つまり、表示に関する登記事務はほとんど行われておらず、各地方自治体で保有する台帳事務がその主な役目を果たしている。登記所では、表題部への登記は台帳事務を基礎として行われているが、地図は保有していない。

(4) 不動産登記手数料

日本：不動産登記申請（例：所有権移転登記申請）の際には、手数料の納付を要しない（登録免許税の納付は必要）。

韓国：不動産登記申請の際には、登録税の納付のほか、手数料の納付を要する。

この制度は、コンピュータ化及び登記所の新改築に必要となる財源を確保すべ

く導入された制度であると言われている。

(5) 登記申請義務

日本：権利に関する登記については、申請義務はない。

韓国：未登記のまま短期間に転売を繰り返すことによって不動産価格が暴騰するのを防ぐため、一定の取引をした者に登記申請義務を課している（不動産登記特別措置法第2条）。

(6) その他

その他にも、日本にはない伝貰（チョンセ）権（「伝貰金」といういわば一時金を家主に支払えば一定期間、当該建物に居住できるもの）という韓国特有の物権が登記する権利とされていたり、やはり日本にはない不動産登記用登録番号制度が存在したり、一定の場合に関係機関の検印を受けた売買契約書等が必要的添付書面とされている。

また、日本にはある保証書制度（権利証が滅失した場合の制度。保証書は権利証に代わるもの。）が廃止され、法務士（日本の司法書士に相当）による確認制度が導入されているなどの違いがあるほか、韓国では、日本よりも早く登記簿のコンピュータ化が完了する見込みである。

(参考文献)

「日韓法制比較解説—物権・登記法—」

法務省法務総合研究所室長研究官・亀田哲著 日本加除出版株式会社発行

（国際協力部教官 黒川裕正）

(別紙)

日韓パートナーシップ研修講義名及び実務研究課題名一覧

第1回(平成11年度)

講師	講義名
日本	日本の不動産登記制度の現状と展望
	民事法務行政の今後－新たな日韓パートナーシップを踏まえて－
	日韓法比較の意義とその必要性 【講義録は、「みんけん」(民事研修) No.512 (1999年12月) 10頁以下に掲載。】
韓国	法政業務の現況
	韓国の不動産登記制度の特色－日本法の影響と限界

研修員	実務研究課題名
韓国	集合建物における専有部分と敷地使用权の一体性
	名義信託登記と不動産登記実名制
	登記申請書の提出と補正－特に法務士事務員の提出代理権と関連して－
	所有権移転登記申請書の添付書面についての登記官の審査 －特に行政便宜、行政規制のための添付書面を中心として－
	仮登記による本登記時中間登記の抹消範囲
日本	不動産登記申請における当事者出頭主義に関する問題について
	虚偽申請と登記官の審査権限 【検討結果は、「みんけん」(民事研修) No.516 (2000年4月) 23頁以下に掲載。】
	保証書制度の現状と今後のあり方について 【検討結果は、「みんけん」(民事研修) No.518 (2000年6月) 46頁以下に掲載。】
	登記義務者が死亡した場合、その相続人を相手として登記申請するときに、必要な添付書面について
	更正登記の申請人(登記義務者)について

第2回（平成12年度）

講師	講義名
韓国	韓国の法政業務の現況及び発展方向
	韓国の不動産登記制度の特色－日本法の影響と限界
日本	日本の商業登記制度の現状と展望
日本	日本における会社法の最近の動向と課題 【講演録は、「商事法務」No.1576（2000年11月5日号）15頁以下に掲載。】
韓国	韓国における会社法の最近の動向と課題 【講演録は、「商事法務」No.1576（2000年11月5日号）23頁以下に掲載。】

研修員	実務研究課題名
日本	会社の目的の適格性について
	登記所における会社情報公開について（計算書類を中心として）
	株式会社における代表取締役の選任機関について
	休眠会社の整理について
	権利能力なき社団の登記能力について 【検討結果は、「みんけん」（民事研修）No.526（2001年2月）39頁以下に掲載。】
韓国	遺贈による所有権移転登記手続について
	都市再開発登記手続について
	仮処分登記相互間の競合と後行する仮処分登記の抹消の可否
	債権者代位による登記申請手続について（金銭債権者による相続代位登記の可否を中心に）
	登記官の処分について異議申請があった場合の業務処理について

第3回（平成13年度）

講師	講義名
日本	日本の不動産登記制度の現状と展望
	物権変動の理論と不動産登記手続 【講義録は、「登記研究」No.646（平成13年11月号）に掲載。】
	総合商社活動と日韓比較法制
韓国	韓国の不動産登記制度の現在と展望
	各国の不動産登記制度

研修員	実務研究課題名
韓国	工場抵当権登記の実務上の問題について
	登記事務処理部署の職制と業務領域について
	登記簿と台帳の一元化による不動産表示変更登記手続に関する問題について
	外国人及び在外国民の国内の不動産取得及び処分について
	登記申請に関する民間の声にこたえるためのサービスについて
日本	移記すべき登記を遺漏した場合の取扱いと今後の課題について
	登記名義人表示変更登記について 登記官の職権による登記名義人表示変更登記について
	休眠担保権の登記の抹消手続における問題点について
	今後の登記真正担保のあり方について ～オンライン登記申請制度に向けた一考察～
	二重登記（重複登記）について

～ 現地レポート ～

国際協力部教官 丸山 毅

平成13年9月6日から同月24日まで、小職は名古屋大学法学部の杉浦一孝教授とともに、JICAの短期専門家として派遣され、ウズベキスタンの法制度調査を行いました。

タシケントに到着して数日後、アメリカでテロ事件が発生しましたが、かねてイスラム原理主義者によるテロを警戒していたウズベキスタンでは、人々の動揺もさほど感じられず、国内情勢は極めて平穏に推移しました。その平穏に便乗したわけではありませんが、小職は、庶民の暮らしの中からウズベキスタンの文化に迫るべく、余暇を活用して調査活動を続けておりました。

以下は、その当時現地で作成した駄文ですが、現場でしたための文章ならではの迫力がありますので、ご紹介したいと思います。

なお、ウズベキスタン法制の調査結果については、本年3月下旬からウズベキスタンの司法関係者を我が国に招いてセミナーを開催することとなっておりますので、その結果を含めて後日紹介したいと思います。今回は、ウズベキスタン社会の一断面ということで御容赦願います。

ウズベキスタンに入国してはや2週間たちました。今回のミッションの目的は、法整備支援に向けての現地調査ですが、調査員2名は、ウズベキスタンの人々の生活状況を調査研究して祖国日本の人々に情報提供することも、重要な特命任務と了解しております。そこでこの滞在中、特命員2名、つまり名古屋大学杉浦教授と法総研丸山教官は、ウズベキスタン人の生活をレポートしようと、2件の結婚式に潜入しました。

信頼すべき情報源（特に名前を秘す。）によると、ウズベキスタンの結婚式は、朝の部と夜の部に分かれ、朝の部は午前5時ころから午前8時ころまで執り行われます。私たち2名は、まず朝の部に潜入を試みました。ホテルのモーニングコールを午前4時半に頼んでおき、車を午前5時半に呼びつけて、眠い目をこすりながら郊外の結婚式場に向かいます。同行は最高経済裁判所国際部長のイルチバイ



写真 No.1 ↑

エフ氏。彼は、明るい性格の楽しいおじさんなのですが、多少強引なところがあり、こんな朝早くの結婚式に我々を連れて行こうというのも、実は彼のアイディアなのです。しかし、イルチバイエフ部長は、英語を少し話し、小職に"I understand your English."と嬉しいことを言ってくれます。

まだ薄暗いうちに出発しましたが、午前6時近くになるとうっすらと夜が明けていき、そのうちに郊外の式場とおぼしき建物に到着。多くの車が止めてあり、人々が集団でその建物の中に入っていきます。(写真 No.1 参照。) ウズベキスタンの結婚式に出席するには、グループで行くのが鉄則ですので、我々も最高経済裁判所一行に紛れて内部に潜入。こういうときに、典型的モンゴロイドの日本人は、ウズベク人に紛れやすく助かります。



↑ 写真 No.2 写真 No.3 ↓

さて、内部の状況ですが、長テーブルが整然と並べられ、前方では音楽隊がにぎやかにギターと太鼓でメロディーを奏でております。(写真 No.2, No.3 参照。) 皆様想像できるでしょうか、弦の長い独特の楽器で「ビヨヨヨ〜ン」と響くやつがありますよね。あれです。何となくイスラム風な音楽です。歌はありません。入場したグループは、整然と長テーブルの一つを占拠します。我々一行も長テーブルに座り、しばらく待っていると、プロフが出てきました。(写真 No.4 参照。) これをちぎったナンと一緒に食べます。プロフはウズベキスタンの街角で大変よく見かける独特のピラフです。なんでも、チムールが遠征の際に、兵士がすぐ食べてすぐ戦える保存食として考案したという、由緒正しい国民食なのです。今日のプロフは、さすがに結婚式だけあって、たくさん羊肉がのっており、特命を帯びた日本人もにっこり。一つの皿が2人前



写真 No.4 ↓



であり、隣の人と仲良く2人で食べます。(写真 No.5 参照。) ちょっと油が多いですが、干しぶどうの甘みがかすかにきいたピラフだと思ってください。今日のプロフは大変おいしかった。

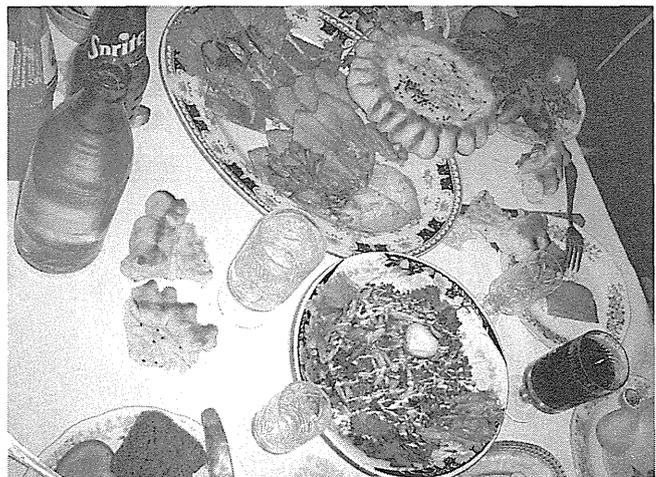


← 写真 No.5

さて、この朝の結婚式の写真を見て、何かお気づきのことはないでしょうか。画面が黄色っぽい？ すみません。これはカメラの問題です。(カラーでお伝えできないのが残念です。編集者) 新郎・新婦がない？ すみません、探したのですが、どこにいるのかよく分かりませんでした。しかし、本当にいなかったのかも知れないな。というのは、「新郎・新婦がない。」というのも正解に近いと思えるからです。お分かりでしょうか。そうです！ 「男ばかり。」なのです。ウズベキスタンの朝の披露宴は、イスラム教にのっとった非常に重要な儀式で、イスラム教の教義により、「女人禁制」なのです。この披露宴には何千人もの人が招待されてプロフを食べるそうで、本日の出席者は約3千人とのことでした。正直なウズベキスタンの人々は、「本当は朝っぱらから出ていくのは、つらいです。」とっておりましたが、宗教行事であるだけに、この習慣がすたれることはなさそうです。



↑ 写真 No.6 写真 No.7 ↓



朝の披露宴の調査を終えた特命日本人2名は、「次は、やっぱり夜の部に出てみ

たいな。」と思っておりました。すると、あったのですねこれが。さっそく潜入です。今度もグループで行かなければならないので、司法省付属のタシケント法科大学教授陣に紛れて侵入しました。(写真 No.6 参照。) 侵入時刻は午後7時、場所はホテルのレストランで、やっぱり長テーブル。しかし、朝の披露宴と違って、新郎・新婦の座る雛壇もあり、なんとなく日本の結婚式場に似ております。出席者は三々五々集まり、新郎・新婦のいないまま、食事を開始。(写真 No.7 参照。) 肉やソーセージが中心の、いかにも遊牧民的な料理が中心です。そして、ウォッカ。ウズベク人は、本当にウォッカが大好きで、それに酒に強い！ この披露宴で飲む最初の一杯は、必ず一気にグラスを空けなければならないと聞かされ、「おいおい、ほんとかよ。」と思いましたが、乾杯のあと、列席の面々が一気にグラスのウォッカを飲み干すのを見て、日本人の顔色が変わりました。ここで飲まねば沽券にかかわる。意を決して、一気に！ するとすぐにまた注いでくれるんですね、注がなくていいのに。

こうして使命を忘れて急速に酔っぱらってきた午後8時ころ、新郎・新婦が入場。(写真 No.8 参照。) 新婦は西洋風のウェディングドレス、新郎は民族衣装です。しかし、雛壇に着席したあと、新郎はいつの間にかスーツになっておりました。

(写真 No.9 参照。) 日本と同様にお見合いの習慣があるそうですが、雛壇に仲人の姿はなく、新郎・新婦の両脇は友人が固めます。

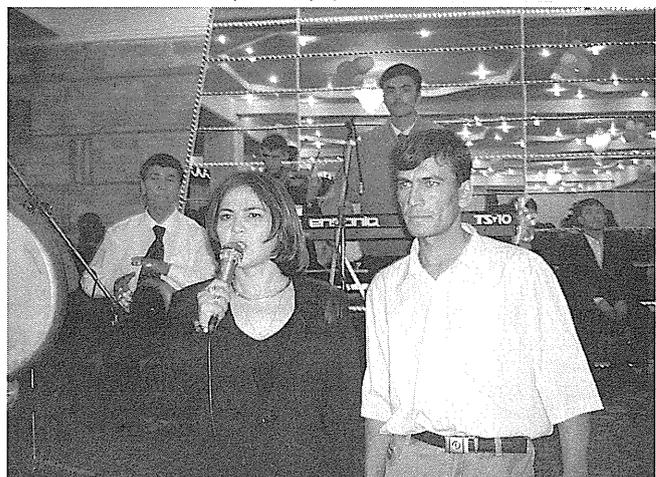
夜が更けるにつれて披露宴も進行します。日本では粛々と進行しますが、ウズベキスタンでは、喧噪と踊りの中を進行します。2～3のスピーチがありました。が、シーンと静まりかえることはなく、なんとなくざわざわしております。最終的な出席者は500名ほどでしょうか。



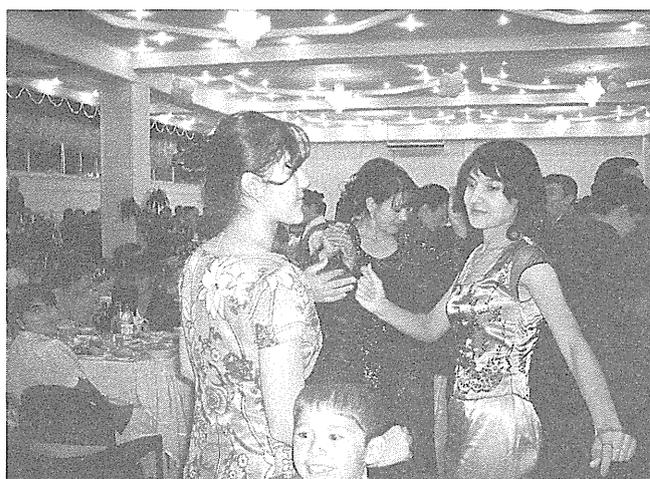
↑ 写真 No.8 写真 No.9 ↓



↓ 写真 No.10

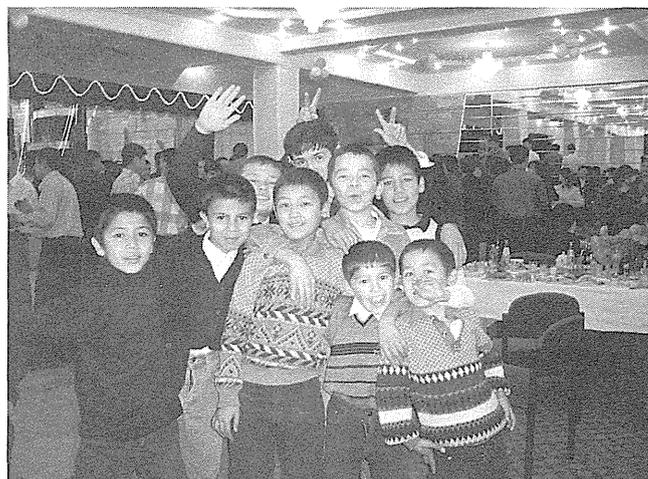


ウズベク人によれば、「今日は、出席者がちょっと少ない。」のだそうです。そして、スピーチ以外の時間は、バンドの演奏や有名歌手の歌が披露されます。ちょっと音量が大きい、というよりも、はっきり言うてうるさい。隣の人と喋るのにも苦労します。音楽は、ビートの利いたイスラム風のメロディーで、もちろん何を歌っているのかさっぱり分かりません。最初に出てきた歌手は、「ウズベキスタンで最も人気のある歌手の一人」という中年男性で、なんとなく五木ひろし風でした。しばし休憩のあと、次に出てきたのは若いグループの歌手（写真 No.10 参照。）でしたが、全部同じ音楽に聞こえてしまいます。その次は、友人として出演した年輩男性歌手（Mr. Sheraly Zjuraev）でしたが、この人は、「ウズベキスタンで一番の有名歌手で、この歌を25年間歌っている。」ということでした。ウズベキスタンの千昌夫でしょうか。ご列席の皆様は、興が乗ってくると、三々五々フロアーに出てきて、踊ります。ウズベキスタンの人たちは、皆さん踊りが上手！（写真 No.11 参照。）ウズベキスタンの子供たちは元気！（写真 No.12 参照。）



← 写真 No.11

写真 No.12 →



さて、盆踊りしか踊れない日本人兩名は、踊りを避けておりましたが、ウォッカのせいかがガードが甘くなり、ついに摘発され、ご列席の皆様の前にしよっ引かれてしまいました。（写真 No.13 参照。）こうなっては、とにかくできることをなんでもやるしかありません。杉浦先生はスピーチを披露。小職は、しかたなく一曲歌いました。長渕剛の「乾杯」。こういう

非常事態の可能性もあるので、国際協力部員はカラオケの修行も必要です。

下手な歌をやって、赤くなってうつむいて長テーブルに戻ると、千昌夫がやってきました。そして、「今の歌の歌詞をぜひ教えてくれ。」と言うので、こんなことであろうかと用意していた歌詞カードを通訳ビクトリヤに渡しました。翻訳して渡してくれるそうなので、もしかすると長渕剛の詩がイスラムのメロディーに乗って流れることがあるかも知れません。



平成13年9月24日

タシケントにて

丸山 毅

↑ 写真 No.13

(お詫び)

デジタルカメラで撮影したものであるため、画像が鮮明ではありません。その点、御容赦ください。

「外国人」になってみて

国際協力専門官 外尾 健一

2001年の秋も深まったある日のこと、上司から突然、「外尾君、今度、君にベトナムへ出張してもらうことになったから」と言われ、目が点になりました。大変恥ずかしながら、外尾健一27歳は、もともと矯正職員ですから塙の内側では外国人と接したことはあっても、今回ベトナムへ出張するまで日本を出たことはなく、パスポートすら持ったことがなかったのです。この国際化社会と言われる今日、さらにはベトナムの方を含め各国の方と接して国際研修に携わる専門官であるにもかかわらずです。そんな私が海外出張という重責を果たせるのかという不安がありました。よくよく話を聞いてみると、今回の出張は、法総研でアジアのことならお任せと言われる山下教官に同行してその補助をするので、ほっと一安心してこの話をお受けしました。しかし、外国というものはそんなに甘いものではありませんでした。以下私の新鮮な目に映った外国（ベトナム）を少し御紹介したいと思います。

その年の11月21日、ハノイに向かう飛行機で、私はいつ落ちてもおかしくなさそうな音のする飛行機に落ち着かないのに、山下教官は平然と寝ています。私にとっては信じがたい光景でした。そして、ハノイのノイバイ空港に到着すると、昔の日本を彷彿させる田舎の風景が広がります。物心付いたのが20年前でしょうから何を言うと思うかもしれませんが、九州の田舎育ちですので、その風景に懐かしさを覚えます。楽勝だと思ってハノイ市内に向かう車の中でゆったりしていると、それもつかの間、無数のオートバイと鳴り響くクラクションが私を驚異の世界へと導きました。このとき、初めて「ここは日本じゃないんだ」と感じ、忘れかけていた不安を取り戻しました。

ベトナムでは、日常的な交通の手段として、オートバイが利用されており、通勤通学のラッシュ時には、それはもう大変な数のオートバイが行き交っております。クラクションも賑やかに鳴りっぱなしです。自動車がバイクに取り囲まれて走る状態なのです。交通規制があるのかないのか、また道路も十分に整備されていないため、私はその光景に危険すら感じるくらいでした。

「教官、みんな信号無視してますよ。」と聞くと、山下教官は苦笑しながら「ここは右側通行で、右折は信号に関係なく曲がれるの。合理的でしょう？アメリカもそうだよ。」という答えが返ってきました。

レストランに行くと、食べきれないほどの料理を注文して、「食べんしゃい、食んしゃい」

と言うので（すみません，九州出身なもので，翻訳するときも方言が出ます），食べないと悪いと思い，無理してきれいに食べました。これを後で山下教官に言うと，「中国文化と同じだから，全部食べると足りなかったと思われるよ。少しずつ残していくのがコツだし，食べきれないと言った方が喜ぶこともある。まあ，親しくなればそんなことは関係ないけどね。」と言われ，またまた冷や汗です。みなさん，無知による誤解は恐ろしい…。

ところで，交通事情に驚いた興奮も冷めやらぬうちに，私自身がそのオートバイにまたがり，その雑踏の中に存在するという機会が訪れたのです。滞在初日の夕方，嬉しいことに日本で実施した研修で私が担当をしていた研修員がホテルに訪ねて来てくれました。ハノイ市内に連れて行ってくれるというのですが，車は見あたりません。もちろんオートバイであり，ガイド付きのオートバイで市内を見ること（お互いに単語を並べるだけのカタコト英語です）はそうそうできるものでもありませんし，とてもよい体験となりました。この話を山下教官にすると，「俺もそんな経験はしたことがない。うらやましいな。」と言っておりました。そこは本邦研修で毎日のように接する専門官ならではというものです。しかし，外国初日の私には少々スリリングな経験でした。

レクチャーのため地方に行き，ハロン湾を見る機会がありました。噂には聞いていましたが，百聞は一見に如かずとはまさにこのことで，船の上から眺望は忘れがたい大変素晴らしいものでした。

さらにはドー・ソンという港町にも行きました。ここでは，ホテルの部屋の鍵が壊れ，足止めを食らうという事態にも遭遇しましたが，時が止まったような静かでゆっくりとした時間でした。

さて，今回の出張の目的は，山下教官が日本の制度についてレクチャーしたり，ヴィエトナムの制度を調査するのを補助するとともに，ヴィエトナムの現状を知ること，過去の日本での研修が現在ヴィエトナムでどのように活かされているのかを調査することでした。幸いこの期間中，8名の研修員に会って話をすることができました。そのすべての人から，日本で温かい待遇を受けたことへの感謝の意と日本で勉強したことが現在の彼らの職務に大いに役立っているという話を聞くことができたのです。

今回のこの出張は，1週間という短いものではありませんでしたが，私の人生観を大きく変えるものとなりました。今回の出張の実質的な意味は，「右も左も分からず言葉も分からない研修生が，日本でどういう思いで過ごしているのかを逆体験することだ。」と言われておりました。自分で体験すれば，日本での研修生に対する接し方も変わってくるであろうという親心です。実際に私が「外国人」になってみて，「こんなに不安で寂しいなものなのか」と感じましたし，また，相手のちょっとした気遣いや心からの歓迎がいかにもありがたいものかと

いうことを肌で知ることができました。そして思ったのです。自分のこれまでの研修での対応は何だったのだろうか、俺は何をしていたんだ、事務的に対応していただけではないかと情けなくなってしまうのです。そんなふうに事務的な対応しかしていなかったのに、このような暖かく受け入れてくれたのです。これに報いるには、今後、心から研修生のお世話をするしかないと固く決意し、帰国したのです。

「もう俺は国際人だ…」と言ってみたい今日この頃です。
本当に有意義なよい出張でした。



～ お知らせ ～

第3回国際民商事法シンポジウムの開催について —アジア・太平洋諸国におけるADRの現状と課題—

1 目的

近年、我が国を含むアジア・太平洋諸国間での国際取引の進展に伴い、企業活動によって生ずる紛争の解決方法として、民事訴訟に代えて、又は民事訴訟を補完するものとして、いわゆるADR (Alternative Dispute Resolution) を活用しようとする動きが見られます。

一方、我が国におけるADRとしては、裁判所による調停、行政機関、民間団体、弁護士会などの運営主体による仲裁、調停、あっせん、相談など多様な形態が存在します。しかしながら、経済活動におけるグローバル化・情報化に伴い、国際商事紛争を迅速に解決する仕組の整備について、国際連合等において検討が進められるとともに、諸外国においては、民間ビジネス型のADRが発展するなど新たな動向を示しており、我が国としても早急な取組が求められています（司法制度改革意見書〔平成13年6月12日付け〕参照。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>）。

こうした状況を踏まえ、アジア・太平洋諸国からADRの専門家を招へいし、我が国の同分野の専門家を交えて、各国のADRの現状及び今後の方向、実務上の問題点等について幅広い観点から議論する場を設け、適正なADR制度の発展に資することを目的として、ADRをテーマとしたシンポジウムを開催いたします。

2 日時

平成14年（2002年）2月15日（金）10:00～17:00

3 会場

大阪市福島区福島一丁目1番60号

大阪中之島合同庁舎 2階 国際会議室

《交通機関》 ① JR東西線「新福島駅」下車徒歩六分

② 阪神電鉄「福島駅」下車徒歩八分

③ JR大阪環状線「福島駅」下車徒歩十分

※ 入場は無料です。

4 テーマ

「アジア・太平洋諸国におけるADRの現状と課題」

5 パネリスト及び参加者

(1) パネリスト

日本のほか、アジア太平洋地域（オーストラリア、中国、インドネシア、韓国、シンガポール、タイの6か国）からADRの専門家をパネリストとしてお招きします。

オーストラリア	ジェラルド ラフトサット Gerald Raftesath 弁護士
中国	テン シホウ 沈 四宝 对外経済貿易大学法学院長
インドネシア	フセイン ウマール M. Husseyn Umar 弁護士
韓国	ヤン ビュンフイ 梁 炳晦 建国大学校法科大学教授
シンガポール	ローレンス ブー Lawrence Boo 弁護士
タイ	ヴィチャイ アリヤヌンタカ Vichai Ariyanuntaka 裁判官
日本	池田 辰夫 教授 大阪大学大学院法学研究科 上田 卓哉 弁護士 きっかわ法律事務所 小原 正敏 弁護士 きっかわ法律事務所 金子 由芳 助教授 広島大学大学院国際協力研究科 田邊 誠 教授 広島大学法学部 中野 俊一郎 教授 神戸大学大学院法学研究科

以上のほか、シドニー大学の Luke Richard NOTTAGE 氏にも参加していただきます。

(2) 参加者

学者、裁判官、弁護士、関係行政機関の担当者、企業法務担当者などに参加を呼びかけます。

6 プログラム (予定)

- 10:00～10:15 主催者あいさつ
- 10:15～12:00 各国パネリストのプレゼンテーション
(休憩)
- 13:30～13:45 問題整理
- 13:45～16:40 パネルディスカッション
- 16:40～17:00 総括、閉会の辞

※ 日本語／英語の同時通訳で行います。

7 主催・後援

(主催) 法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター

(後援) 法務省民事局、日本弁護士連合会、日本貿易振興会、社団法人国際商事仲裁協会、社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、関西アジア民商事法研究会

8 問合せ先

法務省法務総合研究所国際協力部

TEL: 06-4796-2153・2154 (代) 内線2507・2152

FAX: 06-4796-2157

※ 参加御希望の方は、事前にお問い合わせください。

なお、満員になり次第、申込受付を終了させていただきますので、あしからず御了承願います。

(補足)

第1回国際民商事法シンポジウム（平成9年11月18日開催）及び第2回国際民商事法シンポジウム（平成11年2月19日開催）では、アジア太平洋諸国から担保法・倒産法関係の専門家を招へいし、日本の専門家を交えて、各国の担保法・倒産法制（清算型）の現状と今後の方向及び実務上の問題点について意見を交わしました。

なお、詳しい内容を知りたい方は、「アジア・太平洋諸国における倒産法制」及び「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」（いずれも（社）商事法務研究会発行）を御覧ください。

— 編集後記 —

- 法務総合研究所国際協力部ニューズレター（ICD NEWS）創刊号が完成いたしました。当部が発足して約8か月，年末には東京の赤レンガから大阪の新庁舎への引っ越しも終わりました。新しい庁舎で，新しい気持ちで，新しい事業に乗り出していこうと，部員一同決意を固めているところです。
- 創刊号の特集として，第3回法整備支援連絡会を採り上げました。予想以上に多方面，多数の方にお集まりいただき，有意義で充実した意見交換の場を持つことができましたこと，この場をお借りして改めて御礼申し上げます。
- 今回は国際研修として，ヴィエトナム国法整備支援研修と日韓パートナーシップ研修について紹介しました。そのほか，カンボディア，ラオス，モンゴルからも研修員を受け入れ，形態は様々ではありますが，国際研修を実施しました。そうした環境にある我々はラッキーなことに様々な言語に出会うことができます。相手の言葉であいさつをすること，それは相手の笑顔に出会うチャンスでもあります。あいさつだけでもいい，相手の言葉でできるようにになりたいものです。本誌掲載の「～@閑話～」を参考にいただければ幸いです。
- この数か月の間に，当部からもアジアをはじめ数か国へ羽ばたいていきました。ヴィエトナム，カンボディア，ラオス，フィリピン，モンゴル，韓国，ウズベキスタン…。ある者は専門家として，ある者は調査団員として。国際線初体験となった専門官からは初々しいレポートをいただきました。言葉も文化も何もかも違う土地に行き，目で見，耳で聞き，肌で感じ，そこで得たものは何物にも代え難いものだと思います。その貴重な経験を今後の業務に生かしてくれるものと確信しています。また，ウズベキスタンに短期専門家として派遣された当部丸山教官からは，現地の結婚式に潜入するという貴重なレポートをいただきました。ニューヨークでのあの惨事がまるでウソのようです。何だか温かい気持ちにさせてくれるレポートでありました。
- ICD NEWSはこれから第2号，3号と発行していく予定であります。皆様と情報を共有していく一つの機関誌として，充実した内容になるよう努力していく所存でございますので，御支援のほどよろしくお願い申し上げます。（国際協力専門官 上谷智子）

ICD NEWS 創刊号 2002年1月発行

編集 法務省法務総合研究所国際協力部

大阪市福島区福島1-1-60